

安全センター情報2025年3月号 通巻第534号  
2025年2月15日発行 毎月1回15日発行  
1979年12月28日第三種郵便物認可



2025 **3**

# 安全センター情報



特集● アジアにおけるアスベスト禁止 2024

写真：ABAN東南アジア会議マレーシア・セッション

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワークینگ、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0210-631202」は、全国どこからでも無料でつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト:<http://joshrc.org/>」では、ここで見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

# 安全 センター 情報

## セン

### ◎「安全センター情報」をご購読してください

月刊誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界の状況など、他では得られない情報を掲載しています。

例えば、2024年の特集のタイトルと特徴的な記事をあげてみれば、以下のとおりです。

- 2024年 4月号 特集/労働関連負荷推計の進展 建設アスベスト給付金改正提案
- 5月号 特集/新たな化学物質管理—4つのステップ— アメリカがアスベスト禁止最終決定
- 6月号 特集/製品・環境中の石綿汚染物質 新型コロナウイルス感染症の労災補償
- 7月号 特集/個人事業者等の安全衛生対策 韓国第3次石綿管理基本計画
- 8月号 特集/「パワハラ防止法」抜本改正の必要性 世界疾病負荷推計(GBD2021)
- 9月号 特集/①事業主の不服申し立て ②過労死等の労災補償状況
- 10月号 特集/日本の労働安全衛生 最新労災職業病統計・行政通達一覧
- 11月号 特集/GBD2013~2021推計の比較 石綿関連文書誤廃棄訴訟神戸地裁判決
- 12月号 特集/地方公務員災害補償基金本部との交渉 石綿関連肺がん:アップデート
- 2025年1・2月号 特集/石綿健康被害補償・救済状況の検証 アジアにおける石綿・石綿関連疾患
- 3月号 特集/アジアにおけるアスベスト禁止 2024 タルク中のアスベスト検査法の提案

- 購読会費(年間購読料):10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)
- 読者になっていただけそうな個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。

### ◎ 賛助会員になって活動を支えて下さい

全国安全センターの財政は、地域センター会費、賛助会費と購読会費(購読料)、カンパで成り立っています。賛助会員には、私たちの活動の趣旨に賛同していただける個人・団体はどなたでもなることができ、賛助会費は年度単位で1口10,000円、1口以上何口でも結構です。賛助会員には、月刊誌「安全センター情報」をお届けしますので、あらためて購読会費を支払う必要はありません。

購読会費・賛助会費のお申し込みは、電話(03-3636-3882)・FAX(03-3636-3881)・Eメール(joshrc@joshrc.net)で、氏名、送付先をご連絡のうえ、中央労働金庫亀戸支店(普)7535803、または、郵便払込口座 00150-9-545940—名義はいずれも「全国安全センター」—にお振り込みください。

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)  
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階  
PHONE(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

**特集／アジアにおけるアスベスト禁止 2024**

# 地域・国レベルの進展から 禁止に向けて勢いをつける

ABAN南アジア・東南アジア会議を開催

ABANコーディネーター 古谷杉郎 … 2

2024年に亡くなった石綿被害者団体リーダー … 18

首都圏建設アスベスト訴訟東京1・2陣  
東京高裁が和解案を提示/原告団らの声明 … 20

労働安全衛生・労働政策総合推進法等改正へ  
労働政策審議会建議と改正法案要綱 … 25

他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱い … 32

**ドキュメント**

## アスベスト禁止をめぐる世界の動き

タルク含有化粧品中のアスベスト検査方法を提案 … 34

米FDAのアスベスト検査方法に関する規則案 … 35

**各地の便り/世界から**

山梨●甲府市職員の過労自死裁判勝訴が確定 … 49

福島●元原発労働者の悪性リンパ腫等が業務外 … 52

東京●あらかぶ裁判提訴8周年で報告集会開催 … 53

神奈川●労基署が労災打ち切りに返金まで要求 … 55

東京●台風影響で一日のサマーフィールドワーク … 56

大阪●訪問団迎え日韓労働安全衛生問題で交流 … 58

韓国●半導体工場の筋骨格系疾患、申請なし … 60

# 地域・国レベルの進展から 禁止に向けて勢いをつける

## ABAN南アジア・東南アジア会議を開催

古谷杉郎

アジア・アスベスト禁止ネットワーク (ABAN) コーディネーター

### 国際開発金融機関の方針

アジア開発銀行 (ADB) にアスベスト関連プロジェクトに対する融資中止方針を確立させるキャンペーンについては、2019年10月27日に韓国・ソウルで開催されたアジア・アスベスト禁止ネットワーク (ABAN) 会議で取り上げられ、結果的にコロナ禍のために中止 (9月にオンライン開催) されたものの、2020年5月に仁川で開催される予定だったADB第53回総会に向けて働きかけをいこうと話された。

オーストラリアで先行してキャンペーンが開始され、2019年12月19日にオーストラリアABCラジオ (Pacific Beat) が、「ADBは、来年からアスベストを伴う新たな製品に対する融資を『控える [refrain]』と語った」と報じた。筆者が直接ADB駐日代表事務所に問い合わせると、オーストラリア事務所がABCに送った以下のコメントが提供された。

「アジア開発銀行 (ADB) は2009年以降、固着されていない [unbonded] アスベスト繊維の製造、取引、使用に対するADBの融資を明示的に禁止しています。しかし、アスベスト含有量が20%未満の固

着されたアスベストセメントシートの購入及び使用は認められてきました。これは、一般的な産業界の基準及び安全指針に沿ったものでした。これらの製品の潜在的リスクへの懸念が高まっていることを踏まえて、ADBは現在、これに対処するための措置を講じつつあります。2020年以降、ADBはアスベストの存在が含まれるいかなる新規プロジェクトへの融資も控える予定です。この変更 [update] は、ADBセーフガードポリシーステートメントの次のレビューにおいて反映される予定です。」

この情報はただちに関係者で共有されるとともに、ADBに対する働きかけが継続された。

世界銀行グループはすでにその2007年4月の「環境・健康・安全 [EHS] 一般ガイドライン」で、「新たな建物・建設において、または改築・改修活動における新たな材料としてアスベスト含有物質は回避されなければならない」等と明記するとともに、2009年5月には、「グッドプラクティスノート：アスベスト：労働・公衆衛生上の問題」(2009年7月号参照) も発行している。

欧州復興開発銀行 (EBRD) は、2014年5月の「環境・社会ポリシー (ESP7)」の別表1「EBRD環境・

社会除外リスト」で、「知りながら直接的または間接的に融資することのない」プロジェクトのひとつとして、「固着されていないアスベスト繊維またはアスベスト含有製品の製造、使用または貿易」を掲げていた。これが、2019年4月の「環境・社会ポリシー」別表1「EBRD環境・社会除外リスト」では、「アスベスト繊維、及び意図的に添加されたこれらの繊維を含有する物品・混合物の製造、上市及び使用」に改訂された。この文言は、化学物質の登録、評価、認可及び制限 (REACH) に関する 欧州議会及び理事会の規則 (EC) No.1907/2006別表XVIIを改訂する2016年6月22日の委員会規則 (EC) 2016/1005にそそえたものである。2024年のレビューでも、アスベスト関連の文言に変更はないようだ。

ちなみにオーストラリア国際開発庁 (Australian Aid) は、2019年6月に外務貿易省 (DFAT) スタッフのための「アスベストリスク管理に関する環境・社会セーフガードポリシー」を策定している。

これらに対して、ADBの2009年7月の「セーフガードポリシーステートメント (SPS)」の別表5「ADB禁止投資活動リスト」は、「融資の対象にふさわしくない」活動のひとつとして、「固着されていないアスベスト繊維の製造、取引または使用」を掲げ、脚注で「これは、アスベスト含有量が20%未満の固着されたアスベストセメントシートの購入及び使用には適用しない」としていた。

また、アジアインフラ投資銀行 (AIIB) の2016年2月の「環境・社会フレームワーク (ESF)」の「環境・社会除外リスト」も「知りながら融資することのない」プロジェクトのひとつとして、「固着されていないアスベスト繊維の製造、取引または使用」を掲げ、脚注で「これは、アスベスト含有量が20%未満の固着されたアスベストセメントシートの購入及び使用には適用しない」としていた。

## アジアインフラ投資銀行が原則禁止

結果的にADBよりもAIIBによる改訂の方が早くなった。スイスのSolidar Suisseから改訂に向けたコンサルテーションの情報がもたらされ、またそこを通じた意見表明等が行われた。AIIBは2021年5

月21日に「AIIBは環境・社会基準へのコミットメントを強化」と題した発表を行い、今回のESF改訂における主な変更のひとつは「生物多様性を保護し、AIIB融資プロジェクトからアスベストを排除する文言の強化」であるとした(2022年4月号参照)。具体的には、除外リストの文言が「固着されているかどうかにかかわらず、アスベスト繊維の製造、取引または使用」と改訂され、脚注の文言も以下のように改訂された。

「特別な状況において、顧客が固着されたアスベストの使用から代替物質への移行を可能にするために必要である場合には、銀行は、使用される物質のアスベスト含有量が20%未満であることを条件として、合理的な移行期間について顧客と合意することができる。アスベストの処分を伴うプロジェクトは、そのような処分に対して適切なアスベスト管理計画が採用されることを条件として、禁止されない。」

## アジア開発銀行 (ADB) も禁止

ADBの初期の改訂作業は内部的なものだった。2020年5月にADBの独立評価部 (IED) がSPSの企業評価を完了し、ポリシー及び関連するビジネスプロセス・実施要件の改訂を勧告。同年10月にADBは、SPSレビュー・更新 (SPRU) プロセスのために部局間運営委員会と11の技術的ワーキンググループを設置。SPRUプロセスは、他の国際開発金融機関 (MDBs) のアーキテクチャモデル及び要件との比較分析から開始され、(1) ステークホルダー関与計画案の周知と協議、(2) SPSの実施から得られた教訓に関するステークホルダーからのフィードバック、(3) ①ビジョン、②環境・社会ポリシー、③環境・社会基準 (ESSs)、④禁止投資活動リストからなる新しい「環境・社会フレームワーク (ESF)」の第1次草案の提案とフィードバックという、3段階のステークホルダー関与計画に基づいて実施された。

この間にADBは、2022年3月に「アスベストの管理 [Management and Control] のためのグッドプラクティスガイダンス：職場と地域社会をアスベスト曝露リスクから守る」も発行した。

第3段階の協議は、2023年9月7日に公開され、当

初の予定では2024年1月31日まで、実際には延長されて5月6日まで書面による意見を募集した。9月27日には、ESFの第2次案が示され、③の次に④融資形態と製品に関する要件が追加された。そして、11月22日に理事会で承認されて、「ADBはプロジェクトの社会・環境保護を強化する新たな枠組みを公表」と発表された。「ESFは、2025年1月から導入され、ADBとその加盟国が新しい枠組みを実施するための能力を強化するのを支援する長期的な能力支援プログラムとともに実施される予定」とされた。

新しい「ADB禁止投資活動リスト」は、「融資の対象にふさわしくない」活動のひとつとして、「アスベスト繊維の製造、取引または使用」を掲げ、脚注で「これは、適切なアスベスト管理計画が採用されることを条件として、アスベストの処分を伴うプロジェクトには適用しない」とした。

この部分は、第1次草案から変更されていない。筆者ら個人としても意見を提出したが、6月14日にABANとして以下のような書簡を送った。

「われわれは、最近近行われた協議を受けて、この機会に、アスベスト被害者、消費者、労働組合組織、建設、運輸、電力、製造、繊維、衣料などの分野でアスベストに曝露した労働者を代表する市民社会グループのネットワークとして、草案の枠組みに、今後の銀行の投資からアスベスト含有物質をすべて禁止することを盛り込んだことを称賛する。この動きは、アジアの多くの将来の労働者の命を救うことになるだろう。

世界のアスベスト消費量は45年前のピーク時から75%減少しているが、現在も年間130万トンが消費されており、そのほほすべてがアジア向けに取引されていることを指摘する。

人々が曝露しなければ、すべてのアスベスト疾患は回避可能であることに留意し、職場でのアスベスト曝露による現在の世界的な死亡者数は年間209,000人から260,000人であることを指摘する。

ポリシーにおいては、アスベスト含有物質中のアスベストの許容量または許容率は参照すべきではないことを再度表明する。

2024年後半に開催される理事会でフレームワークを最終決定する際には、アスベストに対してゼロト

レランスを徹底するようADBに強く求める。

ADBがすでに実施しているグッドプラクティス作業と資料を称賛する。

禁止決定の明確化のため、①(viii)アスベスト繊維の製造、取引または使用の後に「固着されているかどうかにかかわらず」という文言を追加すること、②脚注12の「アスベストの処分」の「アスベストの」後に「含有物質」という文言を追加することを提案する。

この決定は、ADBの投資プロジェクトに関わる労働者にとって、地域の環境及び消費者にとって重要なセーフガードである。

各国のアスベスト産業からは反対の意見が多数提出された模様である。そのことは、ESFのなかでも次のようにふれられている。「市民社会組織(CSO)と労働組合は、ADBがアスベストの生産と使用の全面禁止を支持し、SPSの禁止投資活動リスト中の固着されたアスベストについての現行の許容を撤廃するよう強く推奨した。しかし、産業界の代表は、アスベストの禁止は正当化できず、蛇紋岩(クリソタイル)アスベストなどの特定のアスベスト含有物質の継続的使用を認めるべきだと主張した」。

### インド太平洋経済枠組み(IPEF)

繁栄のためのインド太平洋経済枠組み(IPEF)は、アメリカのバイデン大統領の呼びかけにより経済分野の協力を深める目的で2022年5月に発足した新しい経済圏構想であり、オーストラリア、ブルネイ、フィジー、インド、インドネシア、日本、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、米国及びベトナムの合計14か国が参加している。①貿易、②サプライチェーン、③クリーン経済、及び、④公正な経済、の4つの柱[Pillar]及び柱横断的な事項について取り扱う閣僚級の協議体設置のためのIPEF協定について交渉対象とする合意がなされ、2023年5月のIPEF閣僚級会合で柱2として交渉が進んでいたサプライチェーン協定の交渉の実質妥結が発表され、同年11月にIPEFサプライチェーン協定の署名が行われたほか、クリーン経済協定(柱3)、公正な経済協定(柱4)及びIPEF協定

の実質妥結が発表され、2024年2月24日にサプライチェーン協定の発効、上述の他の協定も2024年中にすべて署名・発効という経過をたどっている（日本は公正な経済協定は未締結）。

主としてオーストラリア政府の主導により、このIPEFサプライチェーン協定（柱2）のセクションB「一層強固なIPEFサプライチェーンの構築」の第2条「IPEFサプライチェーンの強化のための協力」に、次の項目が含まれた。

「12 締約国は、アスベスト関連疾患を予防し、及びIPEFサプライチェーンにおいてアスベストよりも安全な代替製品の利用を促進するため、技術援助及び能力開発を提供するよう協力する意図を有する[intend to]。」

これは、オーストラリア政府の動きは、オーストラリア公正貿易投資ネットワーク（AFTINET）やオーストラリア労働組合評議会（ACTU）らの働きかけを受けたもので、アスベスト禁止に向けた文言が追求されたものの、反対があつてこのようなかたちになったと伝えられている。また、公正な経済協定（柱4）にも同様の文言を入れることもめざされたが、実現しなかった。アメリカのトランプ大統領はIPEFを破棄する意向を示しているものの、オーストラリア政府は、IPEF締約国におけるアスベストプロジェクトを支援することを決定していて、2025年以降の具体的取り組みをAPHEDAに委嘱している。

## ASEAN労働組合会議の声明

アセアン労働組合協議会（ATUC）は2024年8月29日にラオス・ビエンチャンで、「ASEAN（東南アジア諸国連合）における労働組合のエンパワーメント：移住労働者のための結束力と回復力の強化」をテーマにした会議を開催した。ここでは「労働者を保護するためのアスベスト禁止」も取り上げられ、会議の声明で以下のようにふれられた。

「ATUC、各国の労働組合、及びその他の関係者は、APHEDAと協力して『Asbestos, Not Here, Not Anywhere』キャンペーンを地域的なイニシアティブに拡大し、アスベストを禁止し、アスベストへの曝露に関連した職業上の危険から移民労働者を

含むすべての労働者を保護する。

行動計画：

- ・ ATUCは、アスベスト禁止のためにASEANに提出する戦略について話し合い、合意するために、すべての構成団体及びリーダーによる会議を開催する。
- ・ アスベストリスクに関する情報を広め、地域全体で意識向上キャンペーンを推進する。
- ・ アスベストを禁止する法律を起草し、実施するために、各国政府と協力する。
- ・ 地域貿易・投資協定にアスベスト禁止条項を盛り込むよう働きかける。」

ATUCは、ASEAN加盟10か国（カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、東ティモール）の労働組合で構成されている。

国際労働組合総連合・アジア太平洋地域組織（ITUC-AP）は3回目になるアスベスト会議を企画し、2024年11月18-19日マレーシア・クアラルンプールでの開催がいったんは決まったものの、直前になって延期され2025年に開催される予定である。

ITUC-APには、東アジア5か国・地域（日本、韓国、モンゴル、香港、台湾）、東南アジア7か国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ミャンマー）、南アジア6か国（バングラデシュ、スリランカ、パキスタン、インド、ネパール、モルディブ）、太平洋8か国（オーストラリア、ニュージーランド、キリバス、トンガ、バヌアツ、フィジー等の島嶼国）及び中東9か国の労働組合が加盟している。

## ASEAN民衆フォーラム

2024年9月19～21日には東ティモール・デシリで、ASEAN市民社会会議 [Civil Society Conference] / ASEAN民衆フォーラム [People Forum] (ACSC/APF 2024) が開催され (<https://acsc-apf.org/>)、9月20日に「東南アジアにおける労働安全衛生とアスベストを禁止するためのキャンペーン」をテーマにしたワークショップが組織された。ここでは、東ティモール労働組合連合（KSTL）、インドネシア労働安全衛生地域ネットワークイニシアティブ（LION）、カ

カンボジア食品サービス労働組合連合 (CFSWF)、APHEDAアスベストキャンペーン・コーディネーターらが報告を行って、ASEANレベルでの取り組みの強化が話し合われた。

ACSC/APFでアスベスト問題が取り上げられたのは初めてだと思われる。

### ナウルがアスベスト禁止

2024年5月にタイ・バンコクで開催したABAN会議には、太平洋地域環境計画事務局 (SPREP) PacWastePlusプログラム廃棄物プロジェクト技術専門官のランス・リッチマンも参加して、EUが(その後オーストラリアも)支援するアスベストプロジェクトについて紹介してくれた。プロジェクトの対象には、アスベストの評価・廃棄等だけでなく、アスベストを禁止する法令の起草・執行も含まれ、バンコクでは以下のような状況が報告されていた。

- ・ ツバル：ツバル政府諮問委員会文書-アスベスト輸入禁止-起草の完了
- ・ バヌアツ：2014年[法律]第24号廃棄物管理法改正のためのアスベスト含有物質禁止起草指示の完了
- ・ パプアニューギニア：アスベスト含有物質禁止規制改正のための入札契約、重点研究文書及び文言草案の完了
- ・ トンガ：入札契約、アスベスト含有物質禁止規制改正のための入札契約、重点研究文書及び文言草案の完了、並びに政府機関及び実業界との協議

2024年末にランスが知らせてくれた最新状況は以下のとおりである。

- ・ ナウルが、アスベストの輸入を禁止するとともに、承認済みのアスベスト管理実施基準 (AMCOP) のための法的強制力のある規制を策定
- ・ トンガは、アスベスト管理実施基準 (AMCOP) を採用/承認し、アスベスト禁止に関する協議が進行中
- ・ ニウエ、キリバス、パプアニューギニア向けの国別AMCOP草案
- ・ ナウル、ソロモン諸島、キリバスでは、建築基準

法にアスベスト除去管理計画及びアスベスト除去を必要とする建築物の解体その他の作業のための「安全作業方法声明書」の作成を義務づける条項が盛り込まれている。バヌアツ、ツバル、キリバスの建築基準法は、AMCOP草案を参照するように更新中。

ナウルのアスベスト禁止は、2014年関税法に基づく2024年10月11日付け関税(輸入禁止)令(官報第437号)によって実施され、すべての種類のアスベスト、それらを含む混合物、廃棄物やアスベスト含有土壌を含めたアスベスト含有物質の輸入が禁止された。また、販売・使用・再使用の禁止、及び「アスベスト管理実施基準 (AMCOP)」の実効性を確保するために、2024年10月30日付けで「環境管理及び気候変動(アスベスト管理)規則」も制定された(官報第454号)。太平洋島嶼国で初めてのアスベスト禁止導入である。

2024年には、ついにアメリカが3月に、またモルドヴァがやはり10月にアスベストを禁止している。

### カンボジアの2025年禁止表明

一方、2023年5月以降、カンボジアでは労働職業訓練大臣が、2025年にアスベストの使用を禁止したい意向を繰り返し表明している。

労働職業訓練省 (MOLVT) ほか13の省、労使団体からなるワーキンググループによって、2019年6月に最初のナショナル・アスベスト・プロファイル (NAP) が策定された。これに対して、国際クリスタイル協会 (ICA) が2019年10月に、APHEDAのアスベスト禁止キャンペーンによる情報にたぶらかされたものと非難する書簡を保健省に送るなど圧力がかけられたが、MOLVTはひるまず、2022年10月には第2次NAPが策定された。2023年7月5日に策定された2023~27年を対象期間とする「第3次労働安全衛生マスタープラン」でもたびたびアスベストに言及し、戦略①「国際基準に沿った一貫した法的及び方針枠組みと効果的な施行」の11項目のひとつに、「すべての種類のアスベスト及びアスベスト含有製品の法的禁止、アスベスト代替品の使用の促進、アスベスト除去の安全な手順に関する義務的規則

の策定、アスベスト関連疾患(ARD)のハイリスク労働者の健康サーベイランス、ARDの職業病リストへの追加」等が含まれていた。

カンボジア・アスベスト禁止ネットワーク(CamBAN)、とりわけその中心である建設林業労働組合(BWTUC)などは精力的に禁止の実現を支持・促進するキャンペーンを展開している(BWTUCのFacebook等を参照していただきたい)。

## インドネシア最高裁での勝利

MDBsやIPEF、ASEAN等の地域レベルにおける進展や太平洋島嶼国の動向等を睨みながら、カンボジアの禁止を確実なものにするとともに、さらに数か国で禁止への動きを具体化したいというのが、2024年のABANの基本的方針だった。

2024年3月にインドネシアからさらに嬉しいニュースがもたらされた。

2023年12月27日にインドネシアの友人たちは、この訴訟のために作った非政府消費者保護団体(LP KSM) Yasa Nata Budiを通じて(代表者はデイチ、アジャット、レオ)、商業大臣を被告として、最高裁に対して、インドネシア語のラベルの使用または記入を必要とする物品の決定に関する2021年商業大臣規則第25号の司法審査を請求した(訴訟番号No. 6/HUM/2024)。

原告らの主な主張は、インドネシア国内で販売される危険有害な物品は危険有害性について知らされていなければならない、アスベスト/クリソタイルはまさにそれが適用されなければならない一方、2021年商業大臣規則第25号は十分な情報を要求しておらず、アスベスト/クリソタイルを対象にしてもいないということだったようである。

これに対してインドネシア最高裁は2024年3月19日に、以下の決定を下した。

- ・ 請求人らによる司法審査に対して助成金申請の対象となる権利を与え、
- ・ 規則は、それより上位の商業に関する2014年法律第7号と相反すると宣言し、
- ・ 商業大臣に、2021年商業大臣規則第25号を撤廃するよう命じる。

この最高裁決定の法的影響は、商業省が、インドネシアで販売されるすべてのアスベスト含有製品がインドネシア語で使用上の注意と有害性情報を含んだ警告ラベル表示がされているように規則を改正しなければならないことを意味した。

請求人らが商業省に速やかに新たなラベル表示規則を策定するよう求める一方で、5月31日には、ジャカルタ特別州保健局が、最高裁決定を受けて、住民への健康リスクを理由に住宅におけるアスベストの使用禁止を宣言したというニュースももたらされた(2024年7月号参照)。

## アスベスト産業からの反撃

ところが、7月18日、繊維セメント製造業者協会(FICMA)が、LPKSM Yasa Nata BudiとYasa Nata Budi財団、その代表者デイチ、アジャット、レオ、さらにインドネシア・アスベスト禁止ネットワーク(InaBAN)及び商業省を被告とする民事訴訟を中央ジャカルタ地方裁判所に提起したのである。

FICMAは以下のことを求めていると言う。

- ・ 原告の訴えを全面的に認めること。
- ・ クリソタイル/白石綿は、依然として必要であり、使用することはできると宣言すること。
- ・ クリソタイルは、無害な化学物質であり、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続」に関する2013年法律第10号(ロッテルダム条約批准)によって保護されていると宣言すること。
- ・ インドネシア語のラベルの使用または記入を必要とする物品の決定に関する2021年商業大臣規則第25号を、適切かつ2013年法律第10号及びインドネシアも締約国であるロッテルダム条約の締約国間の合意に従ったものであると宣言すること。
- ・ クリソタイルに関するものである限り、InaBANが所有するニュース及び/またはウェブサイトを撤回及び/または削除するよう宣告すること。
- ・ 商業省を除く被告人に対して、3つの全国紙及び2つのテレビ局に対して謝罪するよう命じること。

- ・商業省を除く被告人に対して、ソーシャルメディア及びその他のメディアにおけるクリソタイルに関連したすべてのニュースを削除及び/または撤回するよう命じること。
- ・商業省を除く被告人に対して、「機会喪失」として毎月1%、約7985億ルピアを、連帯してまた別々に原告に対して支払う責任があると宣告すること（79.9億ルピア=約7600万円）。

FICMAは、ロッテルダム条約が事前のかつ情報に基づく同意（PIC）手続が必要な有害化学物質等のリストに含めていないことをもって、クリソタイルは無害=安全というのが国際的コンセンサスであるかのように主張し、さらに、ロッテルダム条約を批准した国内法等によってクリソタイルは保護されているとまで主張を広げている。加えて、これに基づいてFICMAはクリソタイルへの投資を拡張してきたのであり、製造/使用が禁止されればインドネシアの37,100人の職が失われるとも主張している。

### 国際機関のポジション表明

ロッテルダム条約がPICリストへのクリソタイルの搭載に失敗しているのは、ひとえに全会一致を必要とする議事規則のゆえであり、一握りの反対国が妨害してきたからにはほかならない。

同条約事務局は国連環境計画（UNEP）と国連食糧農業機関（FAO）であるが、UNEPは2024年2月6日、2022年3月の第5回国連環境総会（UNEA）の要請に応じて2024年2月の第6回UNEAに対して、「製品と環境中のアスベスト汚染物質に対処するための選択肢」と題した文書を提出した（2024年6月号参照）。

5つの選択肢が提示され、選択肢1は「全ての種類のアスベストの使用を中止し、ライフサイクル全体にわたってアスベストのリスクを管理することによって、アスベスト関連疾患の根絶を強化するための法的枠組みと法的メカニズムを強化する」ことであり、これは「基本的柱」となるもので、他の選択肢は「この基盤の上に、より安全な代替品の探求、既存アスベストに対する証拠に基づいた戦略の採用、知識の創生とアクセスの重視といった実際的な措置を

提供するもの」、提案された「諸措置を実施するための全体的な能力を強化する」ものであり、「これらの選択肢を組み合わせることで、アスベストに関連する諸課題に効果的に取り組むための、相乗的かつ相互支援的な戦略を形成する」としている。

UNEPはこれに基づいて、「アスベスト」専用ページを開設した。

- ・UNEP「アスベスト」

<https://www.unep.org/topics/chemicals-and-pollution-action/pollution-and-health/asbestos>  
世界保健機関（WHO）は2024年9月27日に、「アスベスト」専用ページを更新した（傷病の労働関連負荷に関するWHO/ILO共同推計を反映）。

- ・WHO「アスベスト」

<https://www.who.int/news-room/factsheets/detail/asbestos>

国際労働機関（ILO）も2024年10月28日に、「労働衛生：アスベスト」ページを更新した。

- ・ILO「労働衛生：アスベスト」

<https://www.ilo.org/resource/other/occupational-health-asbestos>

国際機関のポジションは、「アスベスト関連疾患を根絶するためのもっとも効果的な方法はすべての種類のアスベストの使用をやめること」で統一されており、それ以外の「国際的コンセンサス」を導き出すことは不可能である。本稿の最初で紹介した、国際開発金融機関（MDBs）におけるアスベスト関連プロジェクトへの融資禁止方針も加えることができる。さらに、古い話になるが、2001年3月12日の世界貿易機関（WTO）紛争解決機関の決定（WT/DS135/AB/R）「欧州共同体-アスベスト及びアスベスト含有製品に影響を与える措置」も追加したい。

[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/dispu\\_e/cases\\_e/ds135\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds135_e.htm)

この決定は、「クリソタイルなどの発がん物質を含有する物質の輸入及び使用を禁止する加盟国の権利」を明確に求めるとともに、「クリソタイルは確認された発がん物質であり、安全な閾値は存在せず、管理使用は国による禁止に対する効果的な代替策ではない」と言明している。

以上は、筆者らがABANの会議等で繰り返し紹



2024年3月3日 ABAN南アジア会議(スリランカ・コロンボ)

介・確認している情報であるが、これらも総動員して、ジャカルタの地方裁判所に決して誤った判断を出させないよう確保しなければならない。

## ABANは最新情報を共有

アジア・アスベスト禁止ネットワーク (ABAN) は2023年5月7日に、タイ・バンコクでABAN会議を開催した。2021年9月はオンライン開催だったので、リアル開催は2019年10月の韓国・ソウル以来4年ぶりだった(2023年11月号参照)。

以降、隔月でオンライン会議を開催するとともに、それに合わせて最新情報を要約した「ABAN Update」を作成し、情報共有を強化している。

また、以前からアジア各国におけるアスベスト及びアスベスト関連疾患に関する国際的に入手可能な情報の共有・更新に努めていたが、2024年には、随時データが更新されているUN comtradeデータベースや毎年データが更新されるアメリカ連邦地質調査所 (USGS) の「Mineral Yearbook」(2024年は10月21日に更新) に加えて、2024年5月18日に4年ぶりに世界疾病負荷推計 (GBD) が更新され (GBD2021)、また、国際がん研究機関 (IARC) が2024年2月1日に、「2022年におけるがん負荷推計 (Globocan2022)」と「2022年から2050年までのがん負荷の将来予測」を公表した。ABANは早速これらの新しいデータを取り入れ

た「アジアにおけるアスベスト及びアスベスト関連疾患」基本データをまとめて、キャンペーンに活用している(2025年1・2月号参照)。

2024年には、南アジアと東南アジアのサブリージョナルレベルでの会議開催が計画された。

## ABAN南アジア会議

ABANは2024年3月3日に、スリランカ・コロンボでABAN南アジア会議を開催した。3月4-5日の労災公害被害者の権利のためのアジア・ネットワーク (ANROEV) 南アジア会議の前日に設定されたものだった。会議のプログラムは以下のとおり。

- ① オープニング・セッションー地元主催団体である環境正義センター (CEJ) デイレナ・パスラゴダ事務局長による開会あいさつの後、筆者がABANを代表して基調報告、インドOSH-MCSのアッシュ・ミタル医師が「アスベスト関連疾患」に関するレクチャーを行った。
- ② スリランカ・セッションーCEJのパスラゴダ事務局長とチャラニによる「スリランカにおけるアスベスト禁止に向けて」及び労働衛生専門家であるアセニ医師による「スリランカにおけるアスベスト関連疾患：ギャップと提案」
- ③ カントリー・アップデート・セッション  
・ネパール (公衆衛生環境開発センター (CEPHED))



- ・ インド(エンピロニクス・トラスト、全国労働組合会議 (INTUC)、国際建設林業労連 (BWI)、民衆調査訓練センター (PTRC))
- ・ バングラデシュ (バングラデシュ・アスベスト禁止ネットワーク (BBAN) /労働安全衛生環境財団 (OSHEF))
- ・ パキスタン(労働教育財団 (LEF))
- ・ モルディブ (モルディブ労働組合会議 (MTUC))
- ④ 特別セッション-BBAN/バングラデシュ自由労働組合会議 (BFTUC) のレボンによる「労働組合の関心：そのキャンペーンと役割」及び韓国石綿追放運動ネットワーク (BANKO) /アジア環境保健市民センター (ACCEH) のエヨンによる「環境団体の関心：そのキャンペーンと役割」
- ⑤ 戦略討論

モルディブからは初めての参加。韓国のエヨンはCEJと協力してスリランカでアスベストを含有している可能性のありそうな製品等を収集して分析のために持ち帰った。また、エヨンからの呼びかけに応じてバングラデシュの参加者も同様の製品等を持ち寄った。

## ロシアに禁止つぶされたスリランカ

スリランカは因縁のある国である。2015年に大統領になったシリセーナ大統領が同

年8月に、2018年からアスベストを禁止する意向を発表。スリランカのアスベスト産業（繊維セメント製品製造業協会 (FCPMA)）が海外からの支援も受けて猛烈に反対キャンペーンを繰り広げたにもかかわらず、2017年7月に、2018年1月1日からアスベストの使用・輸入を管理するとともに、2024年1月1日までにアスベスト関連製品を禁止するための実行計画を策定すると閣議決定した。

2016年11月にコロンボで初めてBWIの支援を受けて全国労働組合会議 (NTUF) が「アスベスト製品仕様の禁止を促進する」と銘打ったワークショップを開催して、筆者も招かれた。2017年9月にネパール・カトマンドゥで開催されたABAN南アジア会議にスリランカ代表も参加し、2018年7月にABAN南アジア会議をスリランカ・ネゴンボで開催する計画が進められていた。

ところが2017年末になってロシアが突然、スリランカから輸入された紅茶に害虫が見つかったとして紅茶の輸入禁止措置をとった。当初からスリランカのメディアも、これがアスベスト禁止をやめさせるための恫喝であると報じていたが、スリランカ政府は結局禁止決定を棚上げにせざるを得なかった（公式には「延期」ということになっているようだ）。

ABANはアスベスト禁止国際事務局や国際労働組合総連合 (ITUC)、BWI等々とともに、「世界の労働組合・健康ネットワークはロシアによるスリランカのアスベスト禁止決定に対する経済的脅迫を非



2024年9月8日(左)と9月21日(右)の新聞記事



難する」というプレスリリースを発表した（以上の経過については、2016年4月号、2017年3月号、2018年3月号等参照）。

このためスリランカは、2010～23年の間の世界第9位のアスベスト消費国、2023年単年でも世界第9位で、アスベストセメント製品の輸出国でもある。

ステークホルダーの議論を促進

今回、経済危機が深化するなかで経済的脅迫を打ち破ることはさらに困難になっている一方で、心ある専門家を含めたスリランカの在野の関係者だけでなく政府関係者にもアスベスト禁止の意向が維持されていることを確認できた。

韓国の分析では31サンプル中14がアスベストを含有していることが確認され、ある中古ブレーキライニングでは30%、もろくなったセメント屋根板では15%など、含有量も高かった。この結果を共有するとともにスリランカでの今後の対応を議論するためのステークホルダー・ラウンドテーブル・ディスカッションが7月30日にコロンボで開催され、韓国からエヨン、日本から筆者、ネパールからCEPHEDのラムがオンライン参加した(前頁写真)。CEJ、NTUF、アセニ医師のほかはばひろい関係者が参加して様々なアイデアが出された。南アジアですでにネパールが原則禁止を実現できたという情報も関係者を鼓舞した。

このイベントの記事が9月8日に大きく報道された

(写真左)。さらに9月21日には、「アスベスト：静かな脅威／スリランカはもはや無視できない」という見出しの英文記事も掲載された(写真右)。

スリランカにおけるはばひろい関係者によるネットワークの再構築につながることを期待している。

バングラデシュでも記者会見

韓国での分析ではバングラデシュのサンプルでもアスベスト含有が確認された。

バングラデシュ・アスベスト禁止ネットワーク (BBAN)と労働安全衛生環境財団 (OSHEF)は、4月15日に記者会見を開いて結果を発表した(次頁写真)。これは、Daily Sun、Business Post、New Age等の英字紙を含めてひろく報道された。

さらに、Business Insiderが、5月21日にはOSHEF副議長のモルシェドの、また5月31日には、記者会見にも同席したバングラデシュ健康科学大学労働環境保健学部のファルキー教授のインタビュー記事を各々、「アスベスト使用による国の年間収益は26億タカに上る」、「アスベストを使う場合には健康ルールを維持しなければならない」という見出しで掲載した。見出し同様に質問内容もアスベスト産業寄りの気配もあるが、両者は明確にアスベスト禁止の必要性を訴えている。

バングラデシュは、2010～23年の間の世界第12位のアスベスト消費国で、増加傾向にあるようにみ



え、2023年単年では世界第6位になっている。

環境省がアスベスト輸入・使用に関する国の方針を確立することを提案し、2021年12月に関係省会議が開催されて、方針起草のための小委員会設置が確認されているようだが、具体的な進展がみられていない。産業省などは禁止反対の立場を表明しているようだ。代表的なアスベスト企業として、アンワル (Anwar) セメントシートがある。

### その他の南アジア諸国

南アジアはもうひとつ、2010～23年の間でも2023年単年でもアスベスト消費量世界第1位のインドをかかえている。インドもバングラデシュと同様に消費量が増加傾向にあるようにみえる。アスベスト・セメント製品製造業協会 (ACPM) は、スリランカと同名の繊維セメント製品製造業協会 (FCPMA) に改称している。

様々な団体がアスベスト問題に取り組み、ヘルスキャンプを通じて継続的に被害者が確認されて被害者団体の動きもあるのだが、インド・アスベスト禁止ネットワーク (IBAN) がネットワークとしてうまく機能しないようになっているのが、非常に残念である。

パキスタンでは、アスベスト禁止の声を挙げることで自身が容易ではない状況が続いている。代表的なアスベスト企業として、ダデックス (Dadex) エターニト・リミテッドがある。

他の国にもう取り組みを広げたいという声はかねてからあって、例えば、2016年9月にインド・デリーで開催された第3回国際労働環境衛生会議 (ICOEH) でアスベスト・セッションが開催されたとき (筆者も参加) には、ブータンの政府関係者も多数参加していた。2019年11月にブータンの消費者保護事務所がアスベスト禁止の意向を発表したという未確認情報があるものの、実施されてはいない。

今回、モルディブから初めての参加があった。2004年のインド洋大津波の後にWHOが廃棄物処理に関して警告を発したことを記憶している向きもあるようだが、これまで議論されたことはない。

### 中皮腫等情報は着実に増加

一方、今回あらためて調べてみると、南アジアにおける中皮腫等に関する情報がかつてとは比較にならないほど増えていることもわかった。

インドでは、2024年1月に発行された「インドにおけるアスベスト曝露を評価するための全国がん登録における中皮腫症例の分析」という論文が、情報公開法を活用して、2012年から2022/23年に83の病院から2,213例の中皮腫が報告されていることを確認した。また、同じ筆者らによる2023年12月の「インドのがん記録管理の現状とインドにおけるアスベスト曝露を評価するための中皮腫症例の研究」は、2012～2016年のがん登録に報告された中



2024年11月21日 ABAN東南アジア会議の参加者（マレーシア・クアラルンプール）

皮腫が54例なのに対して、前述の情報で同期間に確認された中皮腫報告は1,126例で、21%の病院しかがん登録に報告くしていなかったことも明らかにしている。

2023年3月に全国がん管理計画（保健省）が公表した「2020年スリランカにおけるがん発症・死亡率データ」は、13件の中皮腫を報告している。

2020年にネパール健康研究評議会が公表した「2018年カトマンドゥ渓谷におけるがん発症・死亡率」も、1件の中皮腫を報告している。

症例報告では、以前からパキスタン北西部で多数の中皮腫症例が報告されており、インドでは家庭内・環境曝露によると思われる中皮腫症例、バングラデシュでは2017年に最初の石綿肺症例（船舶解撤労働者）が報告されている。

## ABAN東南アジア会議

ABANは2024年11月19-20日に、マレーシア・クアラルンプールで、「東南アジアにおけるアスベスト禁止の勢いを加速させる」をテーマに掲げ、ABAN東南アジア会議を開催した。前述のとおり、11月18-19日に予定されていたITUC-AP第3回アスベスト会議は直前になって延期されてしまったが、ABAN東南アジア会議は予定どおり開催した。会議のプログラムは以下のとおり。

### ① カントリー・アップデート・セッション(1日目)

- ・ インドネシア(インドネシア・アスベスト(禁止ネットワーク(InaBAN) /労働安全衛生ネットワーク地域イニシアティブ(LION))
- ・ カンボジア(カンボジア・アスベスト禁止ネットワーク(CamBAN))
- ・ タイ(タイ・アスベスト禁止ネットワーク(TBAN)/タイ労働環境関連患者ネットワーク(WEPT))
- ・ ラオス(健康促進労働安全協会(HPLSA))
- ・ ベトナム(ベトナム・アスベスト関連疾患根絶グループ(VEDRA))
- ・ 東ティモール(東ティモール労働組合連合(KS TL))

② オープニング・セッション-地元主催団体のひとつである安全衛生助言委員会(HASAC)のジャヤバラシ医師による開会あいさつの後、筆者がABANを代表して基調報告、APHEDAのアスベスト関連疾患根絶キャンペーン・コーディネーターのフィリップが「最近の進展」をまとめて報告した。

② マレーシア・セッション-「マレーシアにおけるアスベスト禁止の実現」をテーマに、HASACのジャヤバラシ医師、ペナン消費者協会(CAP、もうひとつの地元主催団体)リサーチオフィサーのマグスワリ、電子産業労働組合のブルーノによるパネル及びオープンフロア・ディスカッション

③ カントリー・アップデート・サマリー-筆者による前日の報告・議論の要約



- ④ 被害者の声－インドネシアからサムスリ
- ⑤ パネルディスカッション①「機会」－APHEDAのフィリップをモデレーターに、BWIアジア太平洋事務所のドン、アスベスト粉じん疾患研究所（ADDRI、オーストラリア）国際プロジェクトマネージャーのシェーン、CamBAN/カンボジア労働組合連盟（CATU）のモラカパネリスト
- ⑥ パネルディスカッション②「挑戦」－BWIアジア太平洋事務所のドンをモデレーターに、InaBAN/LIONのレオ、VEDRAのアン、APHEDAのフィリップ、スリランカから参加の医師がパネリスト
- ⑦ 戦略討論－国別小グループ討論及び全体討論（写真）

### マレーシア／フィリピン 再度機運を

マレーシアにおけるアスベスト禁止の取り組みの歴史は長く、ペナン消費者協会（CAP）が主導して（HASACのジャヤバラ医師はCAPの医学アドバイザーだった）はばひろい関係者が賛同した。実際、人的資源省労働安全衛生局（DOSH）はそのホームページ上で、筆者の知る限り2011年以降「アスベスト禁止提案」というページを維持している。2014年にDOSHはアスベスト禁止の可否に関するパブリックコンサルテーションを開始したものの、うやむやになったままである。一方で、アスベスト消費量は確実に減少している。他方で、マレーシア全国が

ん登録報告の2007～11年版及び2012～16年版によると、各々の期間に41件及び50件、合計91件の中皮腫も報告されている。アスベスト産業による禁止妨害が奏功してきた面もあるものの（南太平洋アスベスト協会（SPAA）という業界団体があった）、政治的優先課題でなくなってしまってきているという面が否めない。

そのようなマレーシアにとっては、これまでに紹介した最近の進展に加えて、西側先進国の最後としてついにアメリカが2024年3月にアスベスト禁止に踏み切ったことも、いま動かないと禁止実現の機会を失ってしまうかもしれないという危機感を抱かせた。

CAPはあらためて2024年7月22日に政府に対して、「アスベストの即時全面禁止を求める覚書」を提出した。これに対するDOSHからの回答は、覚書に記載された勧告が様々な管轄及び規制に関わるものであることを確認し、要請について検討・調整・決定を行うために、天然資源環境省が調整役を務める、新たに設立された国家有害化学物質管理委員会に回付したというものだった。CAPほかの関係者は早速この委員会と連絡を開始している。

ABAN東南アジア会議としても、「マレーシアにおいてアスベストを禁止する速やかな行動を求める」プレスリリースを発表した。

今回、フィリピンからの参加予定者が家族の病気のため来れなくなってしまったのだが、フィリピンも似たような状況にあると言ってよい。



アスベスト禁止の取り組みの歴史があり、アスベスト消費量は少なくとも増加しておらず、アスベスト関連疾患に関する一定の国内情報もある。フィリピンクリソタイル産業協会（ACIP）という業界団体があったが、最近では存在感がない。アスベスト禁止が政治課題化していないためということかもしれない。

両国ともにアスベストを禁止しておかしくないのだが、自然にそうなる可能性もまたない。どちらもIPEF加盟国であることも含めて、当面の動きがきわめて重要であろう。

## インドネシア 裁判逆手に禁止へ

今回、繊維セメント製造業者協会（FICMA）から訴えられている当事者の一人であるインドネシアのレオから、直接話を聞くことができた。インドネシアからは石綿肺被害者のサムスリも参加して、「被害者の声」を届けてくれた。

個人名を挙げられて巨額の損害賠償をもとめられている事態は、間違いなく大きな脅威である。しかし、レオだけでなく、アスベスト被害者やその他の関係者も一丸となって、道理のない攻撃を打ち破るだけでなく、この機会を逆手にとって、よりはばひろい政策転換に向けた大衆運動に、そして、インドネシアにおけるアスベスト禁止の実現につなげたいという野心を語ってくれた。

ABAN東南アジア会議は、「インドネシアのアスベ

スト産業の攻撃に直面している非政府消費者保護団体（LPKSM）Yasa Nata Budi及びYasa Nata Budi財団、InaBANメンバーに対する支援の声明」を採択した。全文を掲載する。

「われわれ、東南アジア8か国から、2024年11月19-20日にクアラルンプールで開催されたABAN東南アジア会議に出席した参加者は、今年、アスベスト含有物質への健康警告ラベル表示を求める訴訟でインドネシア最高裁で勝訴をかちとったものの、アスベスト産業から巨額の損害賠償訴訟に直面しているインドネシア・アスベスト禁止ネットワーク（InaBAN）の加盟組織及び個人を全面的に支援することを宣言する。

最高裁に勝訴裁判を提起した組織及び個人に対して、最高裁の決定に怒ったアスベスト製造業者から、莫大な損害賠償を求める訴訟が起こされている。

アスベストは歴史上もっとも致命的な産業殺人者であり、他の地域では使用が禁止されているか、または広範囲に使用されていないため、次世代の被害者はアジア市場に現われることになる。

インドネシアは世界第3位の輸入国であり、東南アジアでは最大の輸入国である。

われわれは、最高裁で勝訴した消費者保護団体に巨額の損害賠償を要求するという、消費者保護団体に対する繊維セメント製造業者協会（FICMA）の行動を遺憾に思う。

われわれは、この産業界による訴訟は、正当な法的証拠や裏付けのある科学的な証拠に基づくものではないと確信している。これは、既得権益層による批判や規制を阻止するための典型的なスラップ訴訟である。

WHOとILOによれば、肺がんや中皮腫などのアスベスト関連疾患により、毎年209,000人以上の労働者が命を落としている。われわれは、東南アジアのすべての国に対し、アスベストの輸入と使用を可能な限り早く禁止するよう呼びかける。」

インドネシアでは2024年12月18日に、LIONとLPK SM Yasa Nata Budiがセミナーを開いた。ハザード・マガジン誌も事件を紹介するとともに、インドネシアの関係者に対する寄付を呼びかけている (<https://www.hazards.org/workingworld/asbestospushers.htm>)。前頁写真中のQRコードから寄付が可能なので、ぜひご協力いただきたい。

### カンボジア／ラオス もう一步

カンボジアからの報告は、前述した近年の進展を再確認するものだった。2023年策定の「第3次労働安全衛生マスタープラン」には、具体的に以下のようなアスベストに関連した優先計画が含まれている。

- ・ 禁止・制限される有害物質リストの施行に関する命令の改正 (2026年まで)
- ・ 建設材料・機器へのアスベストの使用を禁止する関連法的文書の策定 (2024年)
- ・ 労働安全衛生法草案へのアスベストの管理に関連した節/条項の追加 (2023~2024年)
- ・ アスベストに起因する疾患を確認して、職業病リストに含めるための研究 (2023~2027年)
- ・ アスベストに関する訓練及び注意喚起の継続 (2023~2027年)
- ・ 4月28日の安全衛生世界の日におけるアスベスト・キャンペーン
- ・ ソーシャルメディア及びマスメディアにおける共有 (2023~2027年)

CamBAN関係者からは、「仮に2025年中が難しかったとしても2026年にはアスベスト禁止を実現し

たい」と語られた。また、CamBAN自体をOSHネットワークに「拡大」する意向も示された。

ラオスではすでに、アスベスト関連疾患の根絶に関するナショナル・ストラテジック・プラン(NSPEAR D、2018~2030年)及びナショナル・アクション・プラン(NAPEARD、2018~2022年)が策定されており、2024年9月にはカンボジアと同じく第2次NAP(ナショナル・アスベスト・プロファイル)が策定され、第2次NAPEAR D(2025~2029年)を策定中と報告された。ラオス労働組合連盟(LFTU)が、NAPEAR Dを策定・実施するためのアスベスト委員会を設立したほか、医療関係者に対するアスベスト関連疾患診断トレーニングなど、実施関係者の能力強化が図られている。しかし、COVID-19の影響で諸々の動きが遅れたり、クリソタイル情報センター(CIC)ベトナム事務所等からの働きかけの影響等もあって、アスベスト禁止実現の目標時期を設定できていない。

また、LaoBANを、健康促進労働安全協会(HP LSA)として正式に登録したと報告された。アスベスト禁止ネットワーク(BAN)はほとんどの国で「非登録団体」であり、ラオスではこれを前進ととらえている。CamBANの意向もこれにならったものだろう。

### ベトナム／タイ 困難続くが

他方、ベトナムからは、VNBANとしてはもはや存在できなくなったために、ベトナム・アスベスト関連疾患根絶グループ(VEDRA)と改称したと報告された。ベトナムではこれまで、「屋根材製造におけるアスベストの使用をやめるためのロードマップ」策定をめぐって攻防が繰り返されてきたが、(ロシア等からの支援を受けた)ベトナム屋根材協会(VNRA)の圧力が強くなり、それを政策課題とすること自体が困難になりつつあるようだ。

ベトナムは、2010~2023年の間の世界第7位のアスベスト消費国。2019年にかけては減少傾向にあるようにみえたが、以降やや盛り返し、2023年単年では世界第8位である。

タイでは、2019年12月の第12回全国保健総会で再び改訂決議「タイのアスベスト禁止措置」が採択されてからいくらかの進展はあったものの、ま

だ禁止の実現はみえていない。専門家が主導していたTBANの機能が弱まっているなかで、2023年5月にABAN会議がバンコクで開催されて、再活性化が期待された。この間、タイ労働環境関連患者ネットワーク(WEPT)や各地の労働組合による草の根の取り組みが進められたことが報告された。

タイも、2010～2023年の間の世界第8位のアスベスト消費国。2006年にかけて減少、少し持ち直した後、2021年にかけて再び減少、2022、2023年やや増加で、2023年単年では世界第7位である。

## 東ティモール初参加

前述、2024年8月のATUC会議の声明や9月の東ティモール・デイリでのACSC/APF 2024等を受けて、今回、東ティモール労働組合連合(KSTL)から初めての参加があった。新しい課題だがしっかり取り組んでいきたいと決意が表明された。

太平洋と諸国として初めてナウルがアスベストを禁止し、それに続く動きもあることから、SPREP/PacWastePlusプログラムとの連携を追求することも強く進めたところである。

## 中国の輸出増加に懸念

中国は、アスベスト生産国であるとともに、輸入もしていて、2010～2023年の間、及び2023年単年でも、世界第2位である。輸出はこれまで目立っていなかったが、2022年5万トン、2023年11万トン強と急増。

中国発展ネットワークが9月23日に気になる記事を掲載している。青海省海西モンゴル・チベット族自治州玉雅鎮にあるアスベスト生産企業の経営改革を賛美する記事なのだが、1958年設立の国有企業で長らく国内アスベスト市場の半分以上を占めてきたが、新建材に押され、自らの適応力も不足して徐々に衰退し、一時は倒産の危機に瀕したという。2019年末に混合所有権改革を包括的に推進することを決めて民営化し、民間企業の市場敏感性とコスト意識が徹底されるようになって、製品の品質が向上するとともに、年間生産量と販売量も増加していった。そして、改革前は国際市場で存在感

をもっていなかったが、いまやベトナムやミャンマーなどから注文をますます受けているという。改革に踏み切った理由のひとつも、国際市場でも大きな需要があることが判明したことだとしている。中国政府の政策としてというよりも、民間企業の努力と戦略によって輸入が増加しているということだろうか。引き続き注視していきたい。

## マレーシアが禁止を検討

年が明けて早々の1月11日、マレーシアから嬉しいニュースがもたらされた。

ニック・ナズミ・ニック・アーマド天然資源・環境持続性大臣が、「政府は、健康への有害な影響が懸念されているにもかかわらず、国内で広く使用されているアスベストを全面的に停止するという提案をレビューしている」と語ったというものである。環境局で検討中で、「既存の法令・政策にギャップがあれば、改善する必要がある」と述べたという。

これは、「地球を救う：マレーシアと世界の気候及び環境に関する教訓」という表題の大臣の著書の発表会の席上でのメディアとのやり取りである。

これに対して早速、1月14日にHASACとCAPは記者会見を開き、これもメディアに報じられている。

HASACのジャヤバラン医師は、CAPは2001年からすべての種類のアスベスト禁止を求めており、政府がずっと依然に禁止措置をとらなかったことを批判した。

CAPのマゲスワリは、政府当局者は昨年12月にCAPに、マレーシアでまだアスベストを使用している企業は一家だけだと知らせたと紹介し、政府が禁止すれば撤退するだろうと話した。

糖喜びは禁物だが、マレーシアは、2025年のASEAN議長国であり、IPEF加盟国でもある。マレーシアにおけるアスベスト禁止を確実なものにできれば、今回紹介したADB、AIB、IPEF、ATUC、ITUC-AP、ACSC/APF2024などの地域的な進展に「さらに勢いをつける」展開を構想することも可能になるかもしれない。カンボジア、インドネシア、その他の国の動向も含めて、注目していきたい。



# 2024年中に亡くなった 世界のアスベスト被害者団体リーダー

アスベスト禁止国際書記局 (IBAS) のローリー・カザン・アレンさんは、2024年をふりかえる記事の中で、以下の卓越した世界のアスベスト被害者団体のリーダーが亡くなったことを思い起こさせるとともに、各人について追悼記事を捧げている

※<http://ibasecretariat.org/lka-looking-back-on-2024.php>

## ■日本

右田孝雄さんは言うまでもなく、2019年6月19日に闘病19年目に52歳で亡くなった栗田英司さんとともに、2017年に設立された中皮腫サポートキャラバン隊の創設者である。2024年3月2日に闘病8年にして59歳で亡くなった。

筆者は、彼らと中皮腫サポートキャラバン隊の活動は、中皮腫患者たち自身によるイニシアティブとして世界的に特筆すべきものだと考えていたが、IBASは8月1日に追悼記事を書いてくれた。

6月28日に関西テレビのザ・ドキュメント「僕より先に死なないで～アスベスト・中皮腫患者の7年～」が放映されたことや、栗田英司さんのことにもふれながら、彼女は、「この25年間に私は素晴らしい人々に出会い、交流する機会に恵まれてきた。彼らの人生は、アスベストが原因で回避可能な致命的な病気を患う男女の苦境を改善することに捧げられてきた。よく知っている人もいれば、評判だけは知っている人もいた。非情なアスベスト利権者によって人生を奪われた個人や家族を支援するために、彼らが無私の努力を続けてきたことは、すべての人々の記憶に留めるべきである」と書いた。

ローリーは、2017年7月に東京で開催された石綿対策全国連絡会議 (BANJAN) 30周年記念国際会議で来日したときの懇親会で、中皮腫サポートキャラバン隊の創設者たちと会っている。

※IBAS追悼記事：<http://ibasecretariat.org/lka-blog.php#a224>

## ■オーストラリア

ロバート・ボジャコヴィッチ (Robert Vojakovic) さんは、オーストラリア・アスベスト疾患協会 (ADSA、1979年設立) の会長として、自身もかつて働いていた悪名高いアスベスト鉱山の町ウィットヌームの鉱夫、精製工、運送労働者、その家族がアスベスト曝露によって受けた壊滅的な影響を明らかにするために、時間と労力を捧げた。

その知名度が高まるにつれて脅迫や威嚇を受けるようになったが屈することはなく、また、彼の言葉遣いは常に聖人のようなものではなかったが、オリンピック選手のような体力と聖人のような忍耐力を備え、アスベスト裁判の被告を出し抜くような政治的頭脳の持ち主でもあった。画期的な訴訟の重要な書類をどのように入手したのかと尋ねられると、無地の茶封筒で届いたと答え、微笑んだ。

10代のときにクロアチアを逃れ、オーストリアとフランスで生活するために奮闘し、その後またオーストラリアにやってきた彼は、ウエスタン・オーストラリア州でアスベストに関わるあらゆることについて「公けの顔」になり、2024年7月27日に84歳で逝去された。

彼は、伴侶であり永遠の同志であったローズマリーさんとともに、2004年世界アスベスト東京会議 (GAC2004) にも参加。筆者は2019年11月にパースのADSA事務所を訪問することができた。

※IBAS追悼記事：<http://ibasecretariat.org/lka-a-stranger-to-their-shores-robert-vojakovic-1940-2024.php>

## ■イタリア

ロマーナ・ブラソッティ・パヴェシ (Romana Blasotti)

Pavesi)さんは、夫のマリオ、娘のマリア・ローザ、息子のオットピアーノ、姉のリベアラ、甥のエンリコ、そして従姉妹のアンナを中皮腫で失った（アスベストを直接扱ったことがあるのはマリオだけだった）。

その前身が1988年に設立された（1998年改称）イタリア・アスベスト被害者・家族協会（AFeVA）の会長として、自らそうありたいと語っていたように、「1970年代後半にカザーレ・モンフェッラートではじまった運動の最前線に立って」きた。

2024年9月11日に95歳で亡くなった彼女の訃報は、多数の新聞記事やSNS投稿、テレビ番組での追悼の嵐を巻き起こした。そのすべてが、容赦なく人々を傷つけ、命を奪ったアスベスト工場の所有者や経営者を糾弾するために、被害者やその家族が闘うなかで彼女が果たした役割を強調した。イタリアでは、彼女の死に関するメディアの集中的な報道は実に注目に値するものだった。

筆者は2014年11月にローマでの最高裁判決とその後にかザーレ・モンフェッラートで行われた行動に参加して、彼女に会っている。2015年6月のクボタ・ショックから10年の尼崎集會に、AFeVAから3人の代表をお招きした。

※IBAS追悼記事：<http://ibasecretariat.org/lka-remembering-romana-lasotti-pavesi-1929-2024.php>

## ■ベルギー

本誌でもたびたび紹介してきたエリック・ヨンケア（Eric Jonckheere）さんが、父親のピエール（1987年）、母親のフランソワーズ（2000年）、兄弟のピエール＝ポール（2003年）とステファン（2009年）に続いて、2024年12月14日に66歳で亡くなられたことを受け入れるのは難しい。母親が創設したベルギー・アスベスト被害者協会（ABEVA）の会長だった。

彼は、2007年11月に横浜で開催されたBANJAN20周年記念国際會議に初参加し、2015年6月にも再来日している（尼崎）。アジア・アスベスト禁止ネットワーク（ABAN）が設立された2009年4月香港でのアジア・アスベスト會議、2010年10月インドネシア・バンドンと2011年11月インド・ジャイプールでのABAN會議にも参加。筆者は、2012年10月フラン



ス・パリでのアスベスト被害者国際デー、2014年11月のイタリア・ローマでの最高裁判決のときにもお世話になった（パリの後には、ベルギーのカブレ・オブ・テン・ボスも訪問してエリックに案内してもらった）。2017年3月の母親のフランソワーズさんが提起した裁判の高裁判決には筆者と中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の小菅千恵子会長が参加（エリックは判決の翌日には日本からの2人の観光案内もしてくれた）、また、同年7月の患者と家族の会のイギリス訪問団派遣に合わせてマンチェスターで開催された国際會議にも、フランス・スペイン代表とともにエリックも合流してくれた。

2022年4月に、友人たちが恐れていたエリックが中皮腫に診断されたという知らせがもたらされた。2023年5月にタイ・バンコク開催のABAN會議では、オンライン中継で闘病中のエリックからメッセージもらった。同年6月にフランス・リールで開催された第16回国際中皮腫研究會（iMig）国際會議にもエリックは参加し、筆者も参加するよう誘われたのだができなかった。また、2024年9月5日にカブレ・オブ・テン・ボスでアスベスト被害者を祈念するモニュメントの除幕式があると誘われたが、やはり行けなかった。

12月上旬にエリックがホスピスに入ると連絡を受け、WhatsAppに最後にメッセージを送ったのは亡くなられた直後になってしまった。12月21日に執り行われた葬儀には、IBASとABANから花束を贈った。彼の遺言にしたがって！棺は、大きな黒い霊柩車ではなく、愛車であるフォルクスワーゲンのバンで「最後の旅」をした（写真が送られてきた）。

※IBAS追悼記事：<http://ibasecretariat.org/lka-blog.php#a229>



# 首都圏建設アスベスト訴訟東京1・2陣に 東京高裁が和解案を提示/原告団らが声明

2024年12月26日、首都圏建設アスベスト東京1陣訴訟の差戻審において、東京高裁第24民事部（増田稔裁判長）は、原告被告双方に具体的な和解案を提示し、建材メーカーにも早期全面解決に向けた努力をするよう要望した。

2021年5月17日の最高裁判決及び判決前の上告不受理決定を通じて建材メーカー10社の賠償責任が確定した後も、別表のとおり建材メーカーの責任を認める判決・決定が相次いでいる。

これに対して、建材メーカー側は基本的に、賠償が確定した場合にのみ支払い、謝罪の姿勢も示していない。和解解決は、大阪2陣の保温工原告1人と日本インシュレーション及び神奈川1陣の4人の左官工原告4人とノザワでの間のものしかない。

東京1陣訴訟差戻審は東京高裁で2023年10月10日に結審したが、増田稔裁判長は「和解解決が望ましい」として、和解を試みることを明らかにした。以降、九州2陣福岡地裁（2023年10月5日結審）、神奈川2陣差戻審東京高裁（2024年1月24日結審）、東京2陣東京高裁（2024年3月1日結審）、北海道2陣札幌高裁（2024年3月21日結審）等で結審時またはその後には和解勧誘がなされているが、これまでのところ建材メーカーは和解に応じていない。

東京1陣訴訟は、原告数が300名を超える最大の訴訟で、和解勧告は、建材メーカー7社に対して282名の原告に総額40億円を超える和解金を支払えという内容である。その与える影響が大きいととも、2008年5月の提訴から16年が経過するなかですでに9割以上の原告が亡くなっている現状がある。

年が明けて1月15日付けで最高裁は、神奈川1陣差戻審について、原告被告双方の上告を退ける決定を行った。これによって、建材メーカー4社に対し22人の原告の合計1億円強の支払いを命じた、

2023年5月31日の神奈川1陣差戻審東京高裁判決が確定した。

さらに1月31日、東京高裁第17民事部（吉田徹裁判長）は、東京2陣についても具体的な和解案を提示した。和解勧告は、建材メーカー5社に対して93名の原告に総額11億円を超える和解金を支払えという内容である。

吉田裁判長は、冒頭で「被災者の高齢化が著しく心身の負担が大きく、亡くなる方も多くなっており、一刻も早い被害回復が求められている。後続訴訟を含めて早期解決が図られることを期待しつつ、東京1陣訴訟とはほぼ同一内容の和解案を示したものである」と踏み込んだ見解を述べたという。

建材メーカーは、和解案の重みを自覚して、これを受け入れるだけでなく、早期全面解決に踏み出すべきであり、国も建設アスベスト給付金法改正に向けて主導権を発揮しなければならない。

建設アスベスト訴訟全国連絡会は2024年に入ってから、「建設アスベスト給付金法改正提案」を公表して（2024年4月号参照、<https://kenasu.jp/news/20240201-1405/>）、国会等に対しても精力的に働きかけを続けており、政治的な動きにも注目していきたい。

以下に、原告団らによる「声明」を掲載する。

## 声明（東京1陣訴訟差戻審の 「和解案」提示にあたって）

- 1 本日、建設アスベスト東京1陣訴訟の差戻審（東京高等裁判所第24民事部）は具体的な和解案を当事者に示した。本差戻審は、昨年2023年10月10日に結審したが、同日、増田稔裁判長は「本件事案は和解での解決が望ましい」と表明

## 2021年5月17日最高裁判決後の建設アスベスト訴訟の判決・決定・和解状況(建材メーカー関係)

年月日	訴訟名等	原告が勝訴(または和解)した建材メーカー URL: 原告団らによる声明等
2021年5月17日	東京・神奈川・大阪・京都各1陣 最高裁判決(判決前決定を含む)	ニチアス、A&AM、ノザワ、太平洋セメント、MMK、日鉄C&M、日東紡績、大建工業、神島化学、バルカー <a href="https://joshrc.net/archives/9706">https://joshrc.net/archives/9706</a> <a href="https://joshrc.net/archives/9715">https://joshrc.net/archives/9715</a>
2022年2月9日	神奈川2陣最高裁決定	ニチアス、A&AM、ノザワ <a href="https://kenasu.jp/news/20220211-616/">https://kenasu.jp/news/20220211-616/</a>
2022年2月10日	九州1陣最高裁決定	ニチアス、A&AM、ノザワ、ケイミュー <a href="https://kenasu.jp/news/20220211-605/">https://kenasu.jp/news/20220211-605/</a>
2022年4月28日	北海道2陣札幌地裁判決	ニチアス、A&AM、ノザワ、太平洋セメント、MMK <a href="https://kenasu.jp/news/20220428-752/">https://kenasu.jp/news/20220428-752/</a>
2022年5月30日	北海道1陣札幌高裁判決	ニチアス、A&AM、ノザワ、MMK <a href="https://kenasu.jp/news/20220530-823/">https://kenasu.jp/news/20220530-823/</a>
2022年6月3日	神奈川2陣最高裁判決	メーカーの上告を受理した解体工原告4人のうち3人のメーカー責任を否定する不当判決、1人差し戻し <a href="https://kenasu.jp/news/20220604-834/">https://kenasu.jp/news/20220604-834/</a>
2022年8月23日	大阪2陣大阪地裁和解	(和解)日本インシュレーション <a href="https://kenasu.jp/news/20220823-948/">https://kenasu.jp/news/20220823-948/</a>
2023年3月23日	京都2陣京都地裁判決	ニチアス、A&AM、ノザワ、太平洋セメント、MMK <a href="https://kenasu.jp/news/20230324-1128/">https://kenasu.jp/news/20230324-1128/</a>
2023年5月19日	神奈川1陣差戻審東京高裁和解	(和解)ノザワ <a href="https://kenasu.jp/news/20230519-1168/">https://kenasu.jp/news/20230519-1168/</a>
2023年5月31日	神奈川1陣差戻審東京高裁判決	ニチアス、A&AM、太平洋セメント、MMK <a href="https://kenasu.jp/news/20230602-1197/">https://kenasu.jp/news/20230602-1197/</a>
2023年6月30日	大阪2・3陣大阪地裁判決	ニチアス、A&AM、ノザワ、太平洋セメント、MMK、日鉄C&M、日東紡績、大建工業、神島化学、パナソニック、日本インシュレーション <a href="https://kenasu.jp/news/20230701-1221/">https://kenasu.jp/news/20230701-1221/</a>
2024年2月21日	北海道1陣最高裁決定	ニチアス、A&AM、ノザワ、MMK <a href="https://kenasu.jp/news/20240222-1416/">https://kenasu.jp/news/20240222-1416/</a>
2024年5月29日	神奈川2陣差戻審東京高裁判決	解体工原告1人のメーカー責任を否定する不当判決 <a href="https://kenasu.jp/news/20240607-1481/">https://kenasu.jp/news/20240607-1481/</a>
2024年6月27日	九州2陣福岡地裁判決	ニチアス、A&AM、ノザワ、太平洋セメント、MMK <a href="https://kenasu.jp/news/20240628-1489/">https://kenasu.jp/news/20240628-1489/</a>
2024年9月20日	北海道3陣札幌地裁判決	ニチアス、A&AM、ノザワ、太平洋セメント、MMK <a href="https://kenasu.jp/news/20240921-1538/">https://kenasu.jp/news/20240921-1538/</a>
2025年1月15日	神奈川1陣差戻審最高裁決定	ニチアス、A&AM、太平洋セメント、MMK <a href="https://kenasu.jp/news/20250120-1637/">https://kenasu.jp/news/20250120-1637/</a>
2025年?	大阪2・3陣大阪高裁判決	2024年12月17日結審、判決期日はおつて指定 <a href="https://kenasu.jp/news/20241217-1613/">https://kenasu.jp/news/20241217-1613/</a>
2025年?	東京1陣差戻審東京高裁	2024年12月26日和解勧告(建材メーカー7社) <a href="https://kenasu.jp/news/20241226-1627/">https://kenasu.jp/news/20241226-1627/</a>
2025年?	東京2陣差戻審東京高裁	2025年1月31日和解勧告(建材メーカー5社) <a href="https://kenasu.jp/news/20250131-1649/">https://kenasu.jp/news/20250131-1649/</a>
2025年4月16日	神奈川3陣横浜地裁判決予定	2024年12月9日結審 <a href="https://kenasu.jp/news/20241210-1602/">https://kenasu.jp/news/20241210-1602/</a>

していた。本日和解期日が法廷にて開かれて、裁判所は別紙含めて1100ページにわたる書面をもって、個々の一審原告ごとに具体的な和解金額を示した和解案を提示した。

- 一審原告らは、2008（平成20）年5月16日に、国及び建材メーカーらを被告として東京地裁に提訴して以降13年の審理を経て、2021（令和3）年5月17日に最高裁判決を得た（東京1陣、神奈川1陣、京都1陣、大阪1陣の各訴訟判決）。

この最高裁判決は、国の国家賠償責任を肯定するとともに、建材メーカーらに対しても、石綿建材を製造販売する際に当該建材が石綿を含有しており当該建材から生ずる粉じんを吸入すると肺ガン・中皮腫等の重篤な石綿関連疾患を発症する危険があること等を表示する義務を負っていたにもかかわらず、その義務を履行しなかった過失があること、民法719条1項後段が類推適用されて建材メーカーらには共同不法行為責任が成立する場合があると判断した。

- 差戻前の東京高裁判決が、建材メーカーらの製造販売した石綿建材が本件被災者の作業する現場に相当回数到達していたとの事実（建材現場到達事実）が立証されていないとした判断を、東京1陣最高裁判決は、経験則又は採証法則に反する違法があるとした。そして、同最高裁判決は一審原告らの本件立証手法により石綿建材について建材現場に到達したことを立証し得るとして破棄し、東京高裁に差戻した。

この差戻審は、2年半にわたる審理を経て結審し、本日、具体的な和解案を提示した。裁判長は、和解案の説明の冒頭に、「被災者の多数がお亡くなりになっており、本和解案は早期全面解決を願って提案したものである。最終の事実審裁判所による和解案であるということを踏まえて被控訴人らも早期解決に向けて努力されるよう



要望する。」旨を述べた。

- 本和解案の対象は、一審原告347名（被災者285名。（）内は以下同じ。）のうち解体工等を除く306名（253名）である。そして、和解案の具体的な内容は、建材メーカー12社のうち7社（エーアンドエーマテリアル、太平洋セメント、ナイガイ、ニチアス、日東紡績、ノザワ、エム・エム・ケイ）に対して一審原告ら282名（233名）に総額金40億2956万円の和解金を支払えというものであった。

本和解案の特徴は、全ての建材メーカーらに警告義務違反を認めたこと、概ね10%のシェアを有する建材メーカーについては建材が現場に到達した事実を認めたこと、建材メーカーの基本寄与度を40%から50%と認めたこと、基本慰謝料額を建設アスベスト給付金と同一額を認めたことであり、この点は評価できる。

なお、改修・解体作業での石綿粉じん曝露を中心とする解体工等の一審原告41名（32名）については、2022（令和4）年6月3日の神奈川2陣最高裁判決が解体作業従事者に対する建材メーカーらの警告表示義務を否定するという誤った判断をしたが、これを是正するには差戻審をはじめとする同種訴訟で適正な判決を得る必要があることから、本和解案の対象にはされておらず、今後、差戻審において判決が言い渡される予定である。

5 提訴から最高裁判決まで約13年、差戻審の本和解所見(提案)に至るまでに約16年経過し、一審原告らのうち既に9割以上が亡くなっている。これ以上の解決の先延ばしは非人道的であり許されない。

また、本和解案は、差戻審での2年半にわたる審理と結審から本日の和解所見提示まで1年を要して出されたものであることから、われわれは判決と同等の重みをもつものとしてその重大性を真摯に受け止め、可能な限り早期に和解案に対するわれわれの態度を表明する所存である。

6 建材メーカーらに対しては、最高裁判決後の差戻審の和解案であるという重みを踏まえて本和解案を検討することを求める。一審被告メーカーらがいらずらに本和解所見を拒否し判決を選択すれば、さらに解決が引き延ばされる事態となる。このような事態は、非人道的であり、企業の社会的責任を放棄するもので到底許されるべきではない。

7 国との関係では、いわゆる建設アスベスト給付金法が成立し、これまで7794名(2024年12月18日現在)を超える被害者が認定され、建設アスベスト基金から給付金が支給されているが、建材メーカーは同基金に拠出していない。他方、同法附則2条では、国以外の者による被害者への損害賠償のその他の補償の在り方について国は検討のうえ所要の必要な措置をとると明記されている。全国の同種訴訟のなかでも被災者数が最大規模であり、建設作業の職種も多岐にわたる東京1陣訴訟において、建材メーカーらとの和解が成立すれば、建材メーカーらも参加する建設アスベスト補償基金制度創設への大きな前進となることが期待できる。

8 建材メーカーらに対して、裁判所が早期全面解決を呼びかけて出した本和解案の重みを自覚し、これを受け入れることを強く求める。国民の皆さまに和解成立に向けての支援と協力を呼びかけるものである。

2024年12月26日  
首都圏建設アスベスト東京1陣訴訟原告団  
首都圏建設アスベスト東京1陣訴訟弁護団

首都圏建設アスベスト訴訟統一本部

## 声明(東京2陣訴訟の控訴審裁判所の 「和解案」提示にあたって)

1 本日、東京高等裁判所第17民事部(吉田徹裁判長)は、建設アスベスト東京2陣訴訟の控訴審において具体的な和解案を当事者に示した。本控訴審は、昨年2024年3月1日に結審したが、同日、早期解決を求める一審原告らの意見等を踏まえ、和解勧告を検討すると表明しており、本日の和解期日において、個々の一審原告ごとに具体的な和解金額を示した和解案を提示したものである。

昨年12月26日に、建設アスベスト東京1陣訴訟の差戻審において、東京高等裁判所第24民事部が和解案を示したのに続き、1か月の間に連弾で和解案が示された。

2 一審原告らは、2008(平成20)年5月16日に提訴された東京1陣訴訟に続き、2014(平成26)年5月15日に、国及び建材メーカーらを被告として東京地裁に提訴し、2020(令和2)年9月4日、原告らの請求を一部認容し国及び建材メーカーらの責任を認める第1審判決が出されたが、一審原告、一審被告双方が控訴して、東京高等裁判所で審理が行われてきたものである。

この間、東京1陣訴訟等に関し、2021(令和3)年5月17日に最高裁判決が出され、国の国家賠償責任を肯定するとともに、建材メーカーらに対しても、石綿建材を製造販売する際に当該建材が石綿を含有しており当該建材から生ずる粉じんを吸入すると肺ガン・中皮腫等の重篤な石綿関連疾患を発症する危険があること等を表示する義務を負っていたにもかかわらず、その義務を履行しなかった過失があり、民法719条1項後段が類推適用されて建材メーカーらに共同不法行為責任が成立する場合があるとの判断が示された。

3 本控訴審は、この最高裁判決も踏まえ、約2年半にわたる審理を経て結審し、本日、具体的な和解案を提示した。裁判長は、和解案の説明の冒

頭に、「全国で1100名を超える原告について各地で同種訴訟の審理が行われてきたが、これらの判決で、どのメーカーに責任が認められるかや損害額について、ほぼ同一の内容に収れんされつつある。300人の原告を抱える東京1陣訴訟の和解案も概ね同様の判断傾向に沿うものであった。被災者の高齢化が著しく心身の負担が大きく、亡くなる方も多くなっており、一刻も早い被害回復が求められている。後続訴訟を含めて早期解決が図られることを期待しつつ、東京1陣訴訟とほぼ同一内容の和解案を示したものである。」旨を述べた。

- 4 本和解案の対象は、一審原告126名（被災者112名。（）内は以下同じ。）のうち解体工等を除く109名（98名）である。そして、和解案の具体的な内容は、建材メーカー18社のうち5社（エアーエマテリアル、太平洋セメント、ニチアス、ノザワ、エム・エム・ケイ）に対して、一審原告ら93名（82名）に総額金11億3158万円の和解金を支払えというものであった。

なお、改修・解体作業及び屋外作業での石綿粉じん曝露を中心とする解体工、板金工等の一審原告17名（14名）については、2021（令和3）年5月17日の上記最高裁判決が屋外作業者に対する建材メーカーらの責任を否定し、さらに、2022（令和4）年6月3日の神奈川2陣最高裁判決が解体作業従事者に対する建材メーカーらの警告表示義務を否定するという誤った判断をしたが、これを是正するには適正な判決を得る必要があることから、本和解案の対象にはされておらず、今後、判決が言い渡される予定である。

- 5 われわれは、先に示された東京1陣和解案は、一部一審原告らの請求を認容しないなどの問題点がありつつも、最終の事実審裁判所による和解案であって判決と同等の重みをもつことを真摯に受け止め、何よりも早期解決を目指すため、これを受け入れることを決定した。そして、本和解案もまた、上記最高裁判決を踏まえ、2年半にわたる審理と結審から本日の和解所見提示まで約11カ月を要して出されたものであることから、その重大性を真摯に受け止め、可能な限り早期に本和

解案に対するわれわれの態度を表明する所存である。

- 6 提訴から本日の本和解案の提示に至るまでに約10年8か月が経過し、一審原告らのうち既に8割以上が亡くなっている。これ以上の解決の先延ばしは許されない。

東京1陣訴訟差戻審に続き、約1カ月の間に連弾で本和解案が示されたことは、早期解決を求める一審原告らの要求が正当なものであることを裁判所が表明していると言えるのであって、建材メーカーらは、このことの重みを十分に踏まえて本和解案を受け入れることを求める。建材メーカーらがいたずらに本和解案を拒否し判決を選択することは、解決の引き延ばしにほかならず、このような事態は、非人道的であり、企業の社会的責任を放棄するもので到底許されるものではない。

- 7 国との関係では、いわゆる建設アスベスト給付金法が成立し、これまで7,918名（2025年1月22日現在）の被害者が認定され、建設アスベスト基金から給付金が支給されているが、建材メーカーは同基金に拠出していない。他方、同法附則2条では、国以外の者による被害者への損害賠償のその他の補償の在り方について国は検討のうえ所要の必要な措置をとると明記されている。全国と同種訴訟のなかでも被災者数が最大規模である東京1陣訴訟と、これに準ずる規模である東京2陣訴訟を合わせれば全国の原告数の約3分の1に及ぶのであって、建材メーカーらとの和解が成立すれば、建材メーカーらも参加する建設アスベスト補償基金制度創設への大きな前進となることが期待できる。

- 8 われわれは、今回の2つの和解案提示をてこにして、建設アスベスト訴訟の早期全面解決と給付金法改正を求める取組を一層強化していく。国民の皆さまには、和解成立と給付金法改正によるアスベスト被害者の早期全面救済に向けての支援と協力を呼びかけるものである。

2025年1月31日  
首都圏建設アスベスト東京2陣訴訟原告団  
首都圏建設アスベスト東京2陣訴訟弁護団  
首都圏建設アスベスト訴訟統一本部

# 労働安全衛生・労働施策総合推進法等改正へ 労働政策審議会建議と改正法案要綱

2025年1・2月号33～42頁の記事の続報である。

## 労働基準法研究会報告書

労働基準法研究会は、前号で報告した第16回研究会で終了して、2025年1月8日に報告書が公表された。前号で紹介した部分については変更はない。今後の予定は示されていない。

## 労働施策総合推進法等改正案要綱

労働政策審議会の雇用環境・均等分科会は、前号で報告した2024年12月26日の第79回分科会で「女性活躍の更なる推進及び職場におけるハラスメント防止対策の強化について（報告）」をまとめ、同日、労働政策審議会は「今女性活躍の更なる推進及び職場におけるハラスメント防止対策の強化について（建議）」として厚生労働大臣に建議した（このことが公表されたのは2025年1月24日）。

前号で紹介した報告案からの変更はない。

建議を踏まえて厚生労働省は1月24日に労働政策審議会に対して、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」について諮問し、同日行われた雇用環境・均等分科会においては妥当と認められた。

## 労働安全衛生法令改正案要綱

労働政策審議会の安全衛生分科会は、前号で報告した2024年11月22日の第171回以降、2025年1月17日の第173回分科会で「今後の労働安全衛生対策について（報告）」をまとめ、同日、労働政策審議会は「今後の労働安全衛生対策について（建議）」として厚生労働大臣に建議した。

前号で紹介した報告案からの変更点は、以下の

とおりである。

- ・ このような事業者の措置義務のうち、危険個所等への立入禁止等の措置について、個人事業者等に、事業者が講じる措置に応じて必要な事項を遵守することを罰則付きで義務付ける。（前号34頁左欄「個人事業者等自身による措置」の2項目前段に下線部を追加）
- ・ また、当該事業者の措置義務のうち、請負人に対する必要な措置の周知義務については、事業者は必要な措置が確実に伝わるように分かりやすく周知するとともに、周知した内容の徹底を図る。（前号34頁左欄「個人事業者等自身による措置」の2項目後段に下線部を追加）
- ・ 成分名以外の通知事項（物理的及び化学的性質、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意、流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置等）は、非開示を認めないこと。（前号37頁左欄「化学物質の危険性及び有害性情報の通知制度における営業秘密の保持」の同頁左欄末尾から右欄につながる項目に下線部を追加）
- ・ また、厚生労働大臣は、必要な指導等を行うことができるようにする。（前号39頁右欄「治療と仕事の両立支援対策の推進」の同頁右欄末尾から40頁左欄につながる項目に追加）

建議を踏まえて厚生労働省は1月27日に労働政策審議会に対して、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案要綱」について諮問し、同日行われた安全衛生分科会において2つの法律案要綱とも妥当と認められた。

1月27日に労働政策審議会は、2つの法律案要綱（後掲）について妥当と答申した。法律案は  今通常国会に提出される予定である。

## 労働安全衛生法及び作業環境測定法の 一部を改正する法律案要綱

### 第一 労働安全衛生法の一部改正

#### 一 個人事業者等に対する安全衛生対策

##### 1 個人事業者の定義

事業を行う者で労働者を使用しないものを、個人事業者として法に位置づけること。

##### 2 個人事業者等による措置

(一) 労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならないものとする。

(二) 労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、事業者が講ずる危険又は健康障害を防止するための措置に応じて、必要な事項を守らなければならないものとする。

(三) 厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ譲渡し、貸与し、又は設置してはならない機械等について、事業者は、当該規格又は安全装置を具備しなければ労働者に使用させてはならないものとする。同時に、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う個人事業者（法人である場合は、その代表者又は役員）又は厚生労働省令で定める規模の事業の事業者（法人である場合は、その代表者又は役員）も使用してはならないものとする。

(四) 労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合において、個人事業者（法人である場合は、その代表者又は役員）又は厚生労働省令で定める規模の事業の事業者（法人である場合は、その代表者又は役員）は、政令で定める機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行い、及びその結果を記録しておくなければならないものとする。

(五) 個人事業者（法人である場合は、その代表者又は役員）又は厚生労働省令で定める規模の事業の事業者（法人である場合は、その代表者又は役員）は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務で厚生労働省令で定めるものに就くときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けなければならないものとする。

(六) 個人事業者（法人である場合は、その代表者又は役員）又は厚生労働省令で定める規模の事業の事業者（法人である場合は、その代表者又は役員）は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、五に定めるもののほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならないものとする。

##### 3 注文者等による措置

(一) 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならないところ、当該配慮義務の対象が建設工事の注文者に限定されず、仕事を他人に請け負わせる者一般が対象になるものであることを明確化すること。

(二) 事業者で、一の場所において行う事業の仕事を一部を請負人に請け負わせているもの（当該事業の仕事を一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。）のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う者（以下「特定元方事業者」という。）は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に第30条第1項各号の事項を統括管理させなければならないところ、当該統括管理の対象を、その労働者である作業従事者（労働者、事業を行う者（法人である場合においては、その代表者及び役員）その他の者であって、事業を行う者が行う仕事の作業に従事するものをいう。以下閉じ。）（労働者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人に係る作業従事者が一の場所において作業を行うときに拡充すること。

(三) 建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害を防止するため、庖社安全衛生管理者を選任し、その者に第30条第1項各号の事項を担当する者に対する指導等を行わせなければならないところ、庖社安全衛生管理者による管理の対象を、その労働者である作業従事者（労働者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該

作業従事者を含む。)及び関係請負人に係る作業従事者が一の場所において作業を行うときに拡充すること。

- (四) 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと等の措置を講じなければならないところ、当該措置の対象を、作業従事者の救護に関する措置がとられる場合に拡充すること。
- (五) 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない、違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならないところ、当該指導及び当該指示の対象を、関係請負人に係る作業従事者に拡充すること。当該指示を受けた作業従事者は、当該指示に従わなければならないものとする。
- (六) 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならないところ、当該措置の対象を、当該場所において関係請負人に係る作業従事者が当該事業の仕事の作業を行うときに拡充すること。
- (七) 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、協議組織の設置及び運営を行うこと等の必要な措置を講じなければならないところ、当該措置の対象を、その労働者である作業従事者(労働者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われるときに拡充すること。
- (八) 製造業その他政令で定める業種に属する事業(特定事業を除く。)の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関

する措置その他必要な措置を講じなければならないところ、当該措置の対象を、その労働者である作業従事者(労働者のほか、労働者以外の元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われるときに拡充すること。

- (九) 仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理する者は、その管理している一の場所においてその労働者である作業従事者(労働者のほか、労働者以外の作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)及びその請負人に係る作業従事者が作業を行うときであって厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業による労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならないものとする。
- (十) 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないところ、当該措置の対象を、建設物等を当該仕事を行う場所においてその請負人に係る作業従事者(労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。)に使用させるときに拡充すること。
- (十一) 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者の労働者が一の場所において機械で厚生労働省令で定めるものに係る作業(以下「特定作業」という。)を行う場合において、特定作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の全部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないところ、当該措置の対象を、二以上の事業者又は個人事業者に係る作業従事者(労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。)が一の場所において特定作業を行う場合に拡充すること。
- (十二) 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならないところ、当該違法な指示の禁止の対象を、当該請負人に係る作

業従事者が作業する場合に拡充すること。

- (十三) (七) から (十) までにより講ぜられる措置に応じて、請負人又は作業従事者は必要な措置を講じなければならないものとする。
- (十四) 機械等で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者で、厚生労働省令で定めるものは、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないところ、当該措置の対象を、個人事業者に貸与する場合に拡充すること。
- (十五) 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないところ、当該措置の対象を個人事業者に貸与する場合（当該建築物の全部を一の個人事業者に貸与する場合又は二以上の個人事業者のみに貸与する場合を除く。）に拡充すること。

## 4 労働基準監督署等への申告

- (一) 作業従事者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるように求めることができるものとする。
- (二) 事業者等は、(一) の申告をしたことを理由として、作業従事者に係る事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないものとする。

## 5 災害状況の調査

- (一) 厚生労働大臣は、労働災害の防止に資する施策を推進するため、業務に起因して作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した災害の発生状況に係る情報その他の必要な事項について調査を行うことができるものとする。
- (二) 厚生労働大臣は、(一) の調査のために必要なときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができるものとする。

## 二 小規模事業場に対する心理的な負担の程度を把握するための検査等の適用

50人未満の労働者を使用する事業場に対する心理的な負担の程度を把握するための検査等の適用を当分の間努力義務とする特例を廃止すること。

## 三 化学物質による健康障害防止対策

### 1 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

- (一) 労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのある物等（以下「通知対象物」という。）を譲渡し、又

は提供する者（以下「譲渡者等」という。）が第57条の2第1項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした場合には、所要の罰則を科すものとする。

- (二) 譲渡者等は、第57条の2第1項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知しなければならないものとする。

### 2 危険性及び有害性情報の通知制度における営業秘密の保持

- (一) 譲渡者等は、通知対象物の成分の情報が営業秘密情報である場合には、その旨を相手方にあらかじめ明示した上で、当該通知対象物の成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略した又は置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項を示す名称（以下「代替化学名等」という。）を定め、これを通知することをもって第57条の2第1項又は第2項の規定による成分の通知に代えることができるものとする。代替化学名等の通知の対象となる具体的な物質については、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定めるものとする。

- (二) 代替化学名等を設定した譲渡者等は、(一) の代替化学名等の通知をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の厚生労働省令で定める事項を記録しなければならないものとする。

- (三) 代替化学名等を設定した譲渡者等は、通知対象物による健康障害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、医師の診断、治療その他の厚生労働省令で定める事由のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知対象物の成分の情報を当該医師に提供しなければならないものとする。

- (四) 厚生労働大臣は、(一) の代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表し、必要な指導等ができるものとする。

- (五) 労働基準監督署長等は、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、譲渡者等に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができるものとする。

- (六) 代替化学名等を設定した譲渡者等は、(二) により作成した書類を保存しなければならないものとする。

ると。

### 3 作業環境測定の対象拡大

- (一) 個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけること。
- (二) 事業者は、第22条の健康障害を防止するため必要な措置、又は、第65条の2第1項の作業環境測定の結果の評価に基づく労働者の健康を保持するための必要な措置を講ずるに当たり、必要と認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならないものとする。
- (三) 事業者は、政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等の調査を行うに当たり、必要に応じて、作業環境測定を行うことができるものとする。
- (四) (二) 及び (三) の作業環境測定は、作業環境測定基準に従って行わなければならないものとする。

## 四 機械等による労働災害防止対策

### 1 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

- (一) 特定機械等の製造許可の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（「以下「登録設計審査等機関」という。）が行った特定機械等の設計が構造に係る基準に適合しているかどうかの審査（以下「設計審査」という。）の結果を記載した書類を添付して行わなければならないものとする。
- (二) 登録設計審査等機関は、製造時等検査及び設計審査を行うものとして登録を行うものとする。当該登録は、厚生労働省令で定める特定機械等及び地域の区分ごとに業務を区分して行うものとする。
- (三) 登録設計審査等機関の登録要件として、現行の登録製造時等検査機関の登録要件に加えて設計審査に係る登録要件も満たさなければならないものとする（具体的には、設計審査に関して一定の知識経験を有する設計審査の実施者（以下「審査員」という。）が一定数以上であること及び審査員のうち一定の知識経験を有する者が審査員を指揮するとともに設計審査の業務を管理するものとする。）こと。ただし、設計審査のみが必要とされる特定機械等においては、製造時等検査に係る登録要件を満たす必要はないこと。また、登録要件に適合しなくなった場合等に、厚生労働大臣が適合命令、改善命令、登録の取消又は業務の停止を命ずることができるものとする。

(四) 厚生労働省令で定める特別特定機械等に限り登録製造時等検査機関が製造時等検査を行う仕組みを改め、製造時等検査が必要な全ての特定機械等の製造時等検査を登録設計審査等機関が行うものとする。

(五) 登録設計審査等機関による設計審査等を、厚生労働大臣が定める方法で行うものとする。性能検査、個別検定及び型式検定についても同様とする。

### 2 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

(一) ボイラーその他の機械等に係る特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならないものとする。検査業者は、特定自主検査を行うときは、当該基準に従ってこれを行わなければならないものとし、当該基準に違反した場合には厚生労働大臣又は都道府県労働局長が改善命令等を行えるようにすること。

(二) 都道府県労働局長は、技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面を不正に交付した者に対し、当該技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収を図ることその他必要な措置を講ずることを命ずることができるものとする。都道府県労働局長は、当該命令に従わない者について、登録を取り消すことができるものとするともに、登録を取り消したときは、十年を超えない範囲内で、当該処分を受けた者が登録を受けることができない期間を指定することができるものとする。

### 3 型式検定対象機械等、技能講習対象業務等の見直し

(一) 型式検定対象機械等として、第42条の特定機械等の安全装置又は保護具であって、規格等を具備しなければ重大な労働災害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものを追加すること。

(二) 技能講習のうち車両系機械運転技能講習を一元化し、車両系建設機械その他の政令で定める機械の運転を対象としたうえで、講師や設備等の登録要件を定めること。

(三) 登録設計審査等機関、登録性能検査機関及び登録個別検定機関が検査で用いる機械器具等について、技術の進歩に伴う名称の整理等を行うこと。

## 五 高齢者の労働災害防止対策

1 事業者は、高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする。

- 2 厚生労働大臣は、1の措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、2の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができるものとする。

## 六 その他所要の改正を行うこと。

### 第二 作業環境測定法の一部改正

- 一 作業環境測定士等による個人ばく露測定の実施
  - 1 作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものを「個人ばく露測定」と定義すること。
  - 2 事業者は、第一の三の3の(二)又は(三)により指定作業場について作業環境測定を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その使用する作業環境測定士にこれを実施させ、又は厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定機関にこれを委託しなければならないものとする。
  - 3 作業環境測定士は、第一の三の3の(二)又は(三)により作業環境測定を実施するときは、作業環境測定基準に従ってこれを実施しなければならないものとする。
  - 4 作業環境測定機関は、他人の求めに応じて第一の三の3の(二)又は(三)により作業環境測定を行うときは、作業環境測定基準に従ってこれを行わなければならないものとする。
  - 5 作業環境測定士は、個人ばく露測定を行う場合には、サンプリング又は分析の業務であって厚生労働省令で定めるものについては、厚生労働省令で定める者に補助させることができるものとする。

## 二 その他所要の改正を行うこと。

### 第三 施行期日等

#### 一 施行期日

この法律は、令和8年4月1日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。

- 1 第一の一の3の(1) 公布の日
- 2 第一の四の2 令和8年1月1日
- 3 第一の三の3並びに第二の一及び二の一部 令和8年10月1日
- 4 第一の一の5 令和9年1月1日
- 5 第一の一の2の(三)から(六)まで並びに3の(九)及び(十三)の一部 令和9年4月1日
- 6 第一の二 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日
- 7 第一の三の1 公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日

#### 二 検討

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 三 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこと。

## 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

### 第一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正

- 一 職場における労働者の就業環境を害する言動に関する規範意識を醸成するための国による啓発活動  
国は、職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策の充実に取り組むに際しては、何人も職場における労働者の就業環境を害する言動を行ってはならないことに鑑み、規範意識の醸成がなされるよう、必要な啓発活動を積極的に行わなければならないものとする。

### 二 治療と就業の両立支援対策

- 1 事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、就業によって疾病、負傷の症状が増悪すること等を防止し、治療と就業を両立することを支援するため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
- 2 厚生労働大臣は、1の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を定め、これを公表するものとする。
- 3 2の指針は、労働安全衛生法第70条の2第1項に規定する指針と調和が保たれたものでなければならないものとする。
- 4 厚生労働大臣は、2の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができるものとする。

### 三 職場における顧客等の言動に起因する問題に関して事業主が講ずべき措置等

- 1 事業主は、職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者（以下四の5において「顧客等」と

いう。)の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならないものとする。

- 2 事業主は、労働者が1の相談を行ったこと又は当該事業主による1の相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。
- 3 事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる1の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならないものとする。
- 4 厚生労働大臣は、1から3までの事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。

#### 四 職場における顧客等の言動に起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務

- 1 国は、労働者の就業環境を害する三の1の言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する問題(以下この四において「顧客等言動問題」という。)に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、各事業分野の特性を踏まえつつ、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならないものとする。
- 2 事業主は、顧客等言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる1の措置に協力するように努めなければならないものとする。
- 3 事業主(その者が法人である場合にあっては、その役員)は、自らも、顧客等言動問題に対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならないものとする。
- 4 労働者は、顧客等言動問題に対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる三の1の措置に協力するように努めなければならないものとする。
- 5 顧客等は、顧客等言動問題に対する関心を深めること等に努めなければならないものとする。

#### 五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正

### 一 求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して事業主が講ずべき措置等

- 1 事業主は、求職者その他これに類する者として厚生労働省令で定めるもの(以下この一及び二において「求職者等」という。)によるその求職活動その他求職者等の職業の選択に資する活動(以下この一において「求職活動等」という。)において行われる当該事業主が雇用する労働者による性的な言動により当該求職者等の求職活動等が阻害されることのないよう、当該求職者等からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならないものとする。
- 2 事業主は、労働者が当該事業主による求職者等からの1の相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。
- 3 厚生労働大臣は、1及び2の事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。

### 二 求職活動等における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務

- 1 国は、求職者等の求職活動等を阻害する一の1の言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する問題(以下この二において「求職活動等における性的言動問題」という。)に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならないものとする。
- 2 事業主は、求職活動等における性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が求職者等に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる1の措置に協力するように努めなければならないものとする。
- 3 事業主(その者が法人である場合にあっては、その役員)は、自らも、求職活動等における性的言動問題に対する関心と理解を深め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならないものとする。
- 4 労働者は、求職活動等における性的言動問題に対する関心と理解を深め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる一の1の措置に協力するように努めなければならないものとする。

[48頁に続く]

## 他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱い

基発0723第12号  
平成21年7月23日  
都道府県労働局長殿  
厚生労働省労働基準局長

### 他人の故意に基づく暴行による 負傷の取扱いについて

標記については、従来、個別の事案ごとに業務（通勤）と災害との間に相当因果関係が認められるか否かを判断し、その業務（通勤）起因性の有無を判断してきたところであるが、今般、近時の判例の動向や認定事例の蓄積等を踏まえ、以下のとおり取り扱うこととしたので、了知の上、遺漏なきを期されたい。

#### 記

業務に従事している場合又は通勤途上である場合において被った負傷であって、他人の故意に基づく暴行によるものについては、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因する又は通勤によるものと推定することとする。

事務連絡  
令和6年2月28日  
都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長殿

厚生労働省労働基準局  
補償課長補佐（業務担当）  
補償課審理室長補佐

### 業務参考資料の送付について

他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱いについては、平成21年7月23日付け基発0723第12号「他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱いについて」（以下「局長通達」という。）により指示され

ているところです。

他人の故意に基づく暴行が、局長通達において示されている「私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないもの」であるか否かの判断に当たって参考となると考えられる裁判例を別添のとおり示しますので、今後の事務処理に活用していただくようお願いいたします。

別添

#### 【事例1】（他人の暴行を業務上の出来事として取り扱った裁判例）

○東京地裁令和4年（行ウ）第442号令和6年1月24日判決（国敗訴）

被災者は、トレーラーの運転手として就労していたが、会社車庫において、同僚A（以下「加害者」という。）がトレーラーの車庫入れの際に帰宅準備等をしていた被災者のバイクに当たりそうになったため、加害者を注意したところ、加害者から暴行を受け負傷した。

加害者の被災者に対する悪感情（私的怨恨）について、その原因と考えられる事例のほとんどが本件暴行から数ヶ月以上前のことであり、その個々の事例も直ちに暴行につながるほどの恨みの原因になるものとはいえず、その他の同僚が、被災者と加害者との間にトラブルがあると認識していなかったことも考慮すると、加害者が本件暴行前から、被災者に対して暴行を加えようとする程に強固な恨みを抱いていたとみることはできない。

被災者は加害者のトレーラーから死角の位置にあったと認めることができ、危険を回避するために加害者に対して注意喚起する必要があったといえる。この点について、原告が加害者を怒鳴りつけたことは、粗暴であって適切さを欠くものではあるが、少なくとも当該状況において、暴行を自招するような行為であったと評価することはできない。

また、加害者は被災者と「もみあい」となり自らも受傷したとしているが、「もみあい」が被災者による暴行を意味しているのか不明である。さらに、加害

者が負傷したことを裏付ける証拠はなく、仮に負傷があったとしても被災者が加害者の手を振りほどこうとする過程で生じたものである可能性もあり、加害者への暴行があったと認めることはできないから、本件暴行を被災者と加害者とのけんかともみることできない。

本件暴行は、当日の勤務中に配達先で長時間待たされたことに腹を立てていた加害者が、被災者から駐車に関して指摘されたことに激昂して行われた一連のものであり、業務に関連するものというべきである。

#### 《判決のポイント》

##### 〈私的怨恨〉

- ・加害者が悪感情を抱く原因となった個々の事象と暴行に時間的接着性がなく、その内容程度も重くないこと及び周囲からトラブルが客観的に認識されていないことから暴行の原因としての私的怨恨を否定

##### 〈自招行為〉

- ・被災者の発言について、業務上必要な注意喚起であったとして自招行為を否定

##### 〈けんか行為〉

- ・当事者以外に目撃者がおらず、被災者から加害者に対する暴行の明らかな事実関係が認められないことから「けんか」を否定

#### 【事例2】(他人の暴行を業務上の出来事として取り扱わなかった裁判例)

○東京地裁平成29年(行ウ)第32号平成30年4月20日判決(国勝訴)

被災者は、建設工事現場の作業員として就労していたが、作業現場において同僚A(以下「加害者」という。)から殴打されるなどの暴行を受け、左肩打撲等の負傷をした。

被災者は、以前から、宿舎での食事の際の加害者の振る舞いに腹立たしさを覚えていたことが認められる。

災害当日、被災者は加害者に対し業務上の指揮命令をする権限を有していないのに、加害者に対しその職制を超えた業務上の注意をし、これに腹を立てた加害者から工具を投げつけられて脚を受傷

し、加害者に対し怒りの感情を覚えていた。

さらに、当該トラブルからわずか1時間足らずで、被災者は再び職制を無視した業務上の指示に及び、これが発端となって加害者と口論やもみ合いに至り、他の作業員の制止により一旦治まったが、怒りの治まらない被災者が、ヘルメットで加害者を殴ったことで両者が激しくつかみ合う事態に至った経緯が認められる。

以上を踏まえれば、仮に本件負傷が業務上の指示を発端として生じたものであるとしても、その指示は被災者と加害者の職制関係からして適切なものであったとは認め難く、本件は被災者の指示を巡ってお互いに反発し合うことにより招来した私的けんかによるものであるというべきである。

#### 《判決のポイント》

##### 〈私的怨恨〉

- ・両者がお互い嫌悪の念を抱く状況であったとして私的怨恨を肯定

##### 〈自招行為〉

- ・被災者が加害者の振る舞いに対し不満を抱いていたこと等を背景として職制を超えた業務上の指示を行い加害者を刺激したとして自招行為を肯定

##### 〈けんか行為〉

- ・被災者も加害者に明確に暴行を加えており、かつ目撃者もいること等も踏まえ「けんか」と判断

※編注：厚生労働省作成のパンフレット「労災保険給付の概要」では、「次の場合には業務災害と認められません」と解説している。

- ① 労働者が就業中に私用(私的行為)を行い、または業務を逸脱する恣意的行為をしていて、それが原因となって災害を被った場合
- ② 労働者が故意に災害を発生させた場合
- ③ 労働者が個人的な恨みなどにより、第三者から暴行を受けて被災した場合
- ④ 地震、台風など天災地変によって被災した場合(ただし、事業場の立地条件や作業条件・作業環境などにより、天災地変に際して災害を被りやすい業務の事情があるときは、業務災害と認められます)



ドキュメント

# アスベスト禁止をめぐる世界の動き



## FDAがタルク含有化粧品中のアスベストの検出及び同定のための標準化された検査方法を要求する規則を提案

FDA News Release, USA, 2024.12.26

本日、アメリカ食品医薬品局 (FDA) は、タルク含有化粧品のアスベストを検出及び同定するための標準的な検査方法を確立及び要求する規則案を発表した。この規則案が最終決定されれば、タルク含有化粧品を使用する消費者を有害なアスベストへの曝露から守ることができる。この提案は、2022年化粧品規制現代化法 (MoCRA) セクション3505の要求事項を満たすための当局の作業の一環である。

「FDAは長年にわたり、汚染されたタルク含有化粧品中による、ヒトへの発がん物質として知られるアスベストへの消費者の曝露のリスクを低減する努力の一環として、タルク含有化粧品のアスベストのサンプリングと検査を行うとともに、連邦政府のパートナーと協力してきた」と、FDA化粧品・色彩事務所ディレクターのリンダ・カッツ博士 (MD, MPH) は語る。「われわれはタルク及びタルク含有化粧品中のアスベストの検出及び同定と関連した化学的証拠及び複雑な政治的諸問題を慎重に検討してきた。提案された検査技術は、タルク含有化粧品の安全

性の確保に役立つ、アスベストを検出するための適切な方法であると確信している」。

タルクは、自然に生成する鉱物で、化粧品やモイスチャーなど他のパーソナルケア製品において、水分を吸収したり、こびりつきを防いだり、顔の化粧を不透明にしたり、製品の使用感を改善したりするなど、多くの用途がある。発がん性物質として知られるアスベストは、タルク鉱床と同じ種類の岩石に含まれており、採掘過程でタルクと切り離せない可能性がある。タルクがアスベストに汚染されている可能性があるため、タルク含有化粧品にアスベストが含まれているかどうかを検査することが重要である。

本規則案は、タルク含有化粧品の製造者に対して、アスベストの存在を検出及び同定するために、偏光顕微鏡法 (PLM) (分散染色) 及び透過型電子顕微鏡 (TEM) / エネルギー分散型X線分析 (EDS) / 制限視野電子回折 (SAED) の両方を含む分析アプローチを用いたアスベスト検査を要求する。製造者は代わりに、タルク供給者からの分析証明書に頼ることもできる。規則案は、規則の遵守を

証明するための記録の保存を製造者に要求する規定を含んでいる。

規則案が最終決定された場合、製造者が規則の検査要件または記録保存要件のいずれかを遵守していない場合には、化粧品は連邦食品医薬品化粧品法 (FD&C法) のもとで不良品とみなされる。規則案また、化粧品または化粧品に使用されるタルクにアスベストが存在する場合、その化粧品はFD&C法のもとで不良品となり、また、化粧品に使用されることを意図されたタルクにアスベストが存在す

る場合には、当該タルクはFD&C法のもとで不良品となるとしている。FDAはこの規則案についてパブリックコメントを奨励している。コメント期間は、連邦官報に掲載された日から90日後に終了する。コメント期間終了後、FDAは、最終規則を作成するにあたってコメントをレビュー及び考慮する。

※<https://www.fda.gov/news-events/press-announcements/fda-proposes-rule-require-standardized-testing-methods-detecting-and-identifying-asbestos-talc>

## 規則案:タルクを含有する化粧品中のアスベストの検出及び同定のための検査方法

Federal Register, USA, 2024.12.27

### I. 要旨

#### A. 規則案の目的

本規則案は、タルク含有化粧品中のアスベストの検出及び同定のための標準化された検査方法を確立及び要求するための規則案及び最終規則の公布を義務づけた、2022年化粧品規制現代化法 (MoCRA) にしたがつたものである。この規則案が最終化されれば、タルク含有化粧品のアスベスト汚染の可能性があることから、それらの製品の使用者をアスベストへの有害な曝露から保護することにつながる。

#### B. 規則案の主な規定の概要

規則案は、最終決定された場合、タルク含有化粧品製造者が製品中のアスベストを検出及び同定するために使用を義務づけられる検査方法について記述している。規則案は、製造者に対して、偏光顕微鏡 (PLM) (分散染色) 及び透過型電子顕微鏡 (TEM) / エネルギー分散型X線分析 (EDS) / 制限視野電子回折 (SAED) の両方を用いて、タルク含有化粧品の各バッチまたはロットの代表サンプル

をアスベストについて検査することを義務づける。

規則案はまた、製造者がタルク含有化粧品の製造にタルクを使用する前に、タルク化粧品原料の各バッチまたはロットごとに検査するか、または、タルクの検査に使用する分析方法にPLM及びTEM/EDS/SAEDの両方が含まれていることを条件に、適格なタルク供給者からの各バッチまたはロットごとの分析証明書に依拠するか柔軟性を認める規定も含んでいる。アスベストを含有するタルク含有化粧品の製造及び流通を避けるために、化粧品製造時にタルクを添加する前にタルクを検査することが一般的な業界慣行であるというのが、業界代表者との議論及び会合に基づいたFDAの理解である。われわれはとりわけ、既存の業界慣行とこのアプローチの有用性に関するコメントを募集する。

さらに、規則案には、製造者が規則を遵守していることを証明するための記録を保存することを義務づける規定が含まれている。

最後に、規則案には、施行規定が含まれている。製造者が検査及び記録保存の両方の要件を遵守して操業しなかった場合には、連邦食品医薬品化粧品法 (FD&C法) のもとで当該製品は不良品と

みなされる。さらに、アスベストが健康に悪影響を及ぼさないという確立された安全レベルはないため、FDAは、タルク含有化粧品中のアスベストがいかなるレベルであっても、これらの製品を使用者に害を及ぼす可能性があるとは判断している。そのため、規則案は、タルク含有化粧品、または化粧品に使用されるタルクにアスベストが存在する場合には、当該化粧品はFD&C法のもとで不良品となることを規則に成文化している。同様に、化粧品への使用を意図されたタルクにアスベストが存在する場合には、当該タルクはFD&C法のもとで不良品となる。

本規則案のすべての側面について、コメントを求める。

### C. 法的権限

2022年12月29日に大統領は、MoCRAを含む2023年包括的歳出に署名した。なかでもMoCRAは、タルク含有化粧品中のアスベストを検出及び同定するための標準化された検査方法の確立及び要求することを義務づけた。われわれはまた、FD&C法セクション601(c)、セクション601(a)、及びセクション701(a)に基づいて、本規則を発行している。

### D. 費用及び便益

本規則案が最終決定された場合、タルク中の汚染物質として存在する可能性のあるアスベストを検出及び同定するための標準化された検査方法を用いたタルク含有化粧品の検査を義務づける。便益には、アスベスト曝露の減少による消費者の公衆衛生上の潜在的利益が含まれる。規則案により曝露が減少する範囲において、健康上の便益には、中皮腫、肺がん、喉頭がん、卵巣がんなどの疾病の減少が含まれる。これらの公衆衛生上の便益を定量化するデータがないため、代わりに定性的な議論を行う。さらに、リコールの減少によるタルク含有化粧品製造者への便益を定量化する。タルク供給者及び化粧品製造者が規則を読み、理解し、タルクのアスベスト検査を行うための費用を定量化する。われわれは、10年間における年換算の金銭化された便益は、7%の割引率で0.00万ドルから139万ドルの範囲であり、主な見積もりは0.06万ド

ルであり、3%の割引率で0.00万ドルから139万ドルの範囲であり、主な見積もりは0.06万ドルであると見積もった。年換算コストは、割引率7%では129万ドルから678万ドルで、主な見積もりは354万ドル、割引率3%では130万ドルから678万ドルで、主な見積もりは355万ドルであろう。

## II. 本文書における略語/一般的に使用される頭字語の表

略語・頭字語／意味
APA／行政手続法
CTFA／化粧品工業会
EDS／エネルギー分散型X線分析
EO／行政命令
EPA／環境保護庁
FD&C法／連邦食品医薬品化粧品法
IEC／国際電気標準会議
IR／赤外分光法
ISO／国際標準化機構
IWGACP／消費者製品中のアスベストに関する機関間ワーキンググループ
MoCRA／2022年化粧品規制現代化法
OIRA／情報・規制問題庁
OMB／行政管理・予算庁
PLM／偏光顕微鏡
SAED／制限視野電子回折
SEM／走査型電子顕微鏡
TEM／透過型電子顕微鏡
USP／米国薬局方
XRD／X線回折

## III. 背景

### A. はじめに

2022年12月29日に制定されたMoCRAは、タルク含有化粧品中のアスベストを検出及び同定するための標準化された検査方法を確立及び要求するための規則案及び最終規則の公布を義務づけている。

### B. 規制の必要性

タルクは、様々な化粧品に使用されている。タルクは、天然に生成する含水ケイ酸マグネシウムとして採掘される。アスベストはタルク鉱床と同じ種類の岩石に含まれるため、商業用のタルク鉱山で発見されることがあり、採掘過程でタルクと切り離せない場合がある。その結果、化粧品に使用されるタルクには、タルク鉱床に近接して存在する蛇紋岩や角閃石鉱物由来のアスベスト繊維を含有することがある。

アスベストは、既知のヒト発がん物質であり、その健康リスクは十分に記録されている。アメリカ連邦政府機関、及び世界保健機関の間では、アスベスト曝露による健康への悪影響について確立された安全な閾値はないという一般的な合意がある。アスベストが健康への悪影響を引き起こさない確立された安全レベルはいため、タルク含有化粧品中のアスベストがいかなるレベルであっても、使用者に有害な影響を与える可能性がある。このため、われわれは、タルク含有化粧品中のアスベストの検査を実施し、そのような製品の検査結果がアスベストについて陽性である場合には、安全警告を発表している (<https://www.fda.gov/cosmetics/cosmetics-recalls-alerts/fda-advises-consumers-stop-using-certain-cosmetic-products> 参照)。また、化粧品は身体に塗布され、多くの人が日常的に使用するものであることから、化粧品中のアスベストは低レベルであっても懸念される。アスベストによる有害な影響のリスクは、発がん物質に繰り返し、長期間曝露することで高くなる。

タルク含有化粧品中のアスベストへの曝露の主な経路は吸入であるが、摂取や会陰曝露も起こる。吸入によるアスベストへの曝露は、炎症から胸膜疾患、石綿肺、肺がん、中皮腫などの疾患に至る後遺症を引き起こす可能性がある。これらの影響は急性に起こることはまれで、通常、1年または数十年後に起こる。アスベストは、吸入、摂取、会陰曝露によって体内に入ると、組織や臓器を通過して二次曝露部位に移動し、そこで進行性の細胞損傷が起こり、喉頭、胃腸管、卵巣のがんなど、一次曝露部位から離れた身体他の部位の病気につながる可能性がある。アスベストへの曝露と咽頭がん、胃がん、大腸がんとの間には正の相関が観察されている。

タルク含有化粧品の独立した検査の結果、アスベストの存在がみつかったことは、タルク鉱石中に存在する可能性のあるアスベストは、化粧品に使用するタルクを製造するための加工中に除去することが困難であることを示している。FDAは、PLM及びTEM/EDS/SAED顕微鏡法を用いて、様々なラボラトリーからアスベストを含有すると報告された製品のサンプリングを行うなど、タルク含有化粧品中のアスベストを監視している。例えば、2010年にFDAが委託したラボラトリーが、ボディパウダー、フェイスパウダー、ファンデーション、アイシャドウ、チークを含む34のタルク含有化粧品パウダー製品、及び供給者からの化粧品に使用される原料としてのタルクのサンプルを検査し、PLM及びTEM/EDS/SAEDを用いてアスベストの汚染はみつからなかった。2019年にFDAの委託したラボラトリーが、PLM及びTEM/EDS/SAEDを用いて、ボディパウダー、フェイスパウダー、アイシャドウ、チーク、ブロンザー、フェイスメイクを含む52のタルク含有パウダー化粧品を検査した。2019年3月、6月、8月、10月、FDAは9つのタルク含有化粧品中にアスベストの存在を確認し、各社によって自主的にリコールされた。

タルク中のアスベスト検査についての既存の自主的なコンセンサス規格や公表されている検査方法を検討した結果、タルク含有化粧品中のアスベスト検査にラボラトリーがそのまま従うことができる標準化された検査方法はみつからなかった。具体的には、タルク中のアスベストを検査するために公表されている規格及び方法（すなわちタルクUSPモノグラフ及びCTFA J41法）は、電子顕微鏡をベースとした方法と比較して、特性と感度に欠点があることが長い間認識されている。さらに、もっとも感度の高い電子顕微鏡法を用いても、同じ製品を検査したラボラトリーで、アスベストの存在について異なる結論に達することがある。このような違いは、アスベスト繊維の検出及び同定に関する明確なガイドラインを提供する標準化された検査方法がないこと、及び試料にアスベストの均質性がないことに起因すると考えられる。タルク及びタルク含有化粧品中のアスベストの存在を判定するための標準化された検査方法がないため、多くの分析ラボラトリーは、大気中ま

たは建材中のアスベストの存在を判定するために開発及び公表された検査方法を結合及び/または適応させている。このことが、少なくとも部分的には、報告されているラボラトリーでの所見の不一致を説明している可能性がある。

本規則案が最終決定された場合、タルク含有化粧品中のアスベストの検査を義務づけ、また、そのような検査が、PLM及びTEM/EDS/SAED顕微鏡法の両方を用いて、タルク中に汚染物質として存在する可能性のあるアスベストを検出及び同定するために実施されることを義務づける。規則案はまた、結果が正確かつ一貫して解釈されることの確保に役立つために、アスベスト繊維を同定するための基準に画像を参照することを義務づける。アスベストの検出及び同定にこれら両方の検査方法を使用することは、どちらか一方の方法のみを使用する検査、またはまったく検査を行わないことと比較して、タルク含有化粧品中のアスベストの存在を検出する製造者の能力を大幅に向上させる。このような検査は、アスベストが検出された場合に、そのような製品の流通を防止するための措置を講じる製造者の能力を向上させることになる。

### C. 規則策定の歴史

本規則案の策定にあたり、FDAは、タルク及びタルク含有化粧品中のアスベストの検出及び同定に関連した科学的根拠及び複雑な政治的諸問題を慎重に検討した。FDAの活動には、2018年秋の消費者製品中のアスベストに関する機関間ワーキンググループ (IWGACP) の形成、IWGACPの予備的な科学的意見が発表された、2020年2月の「タルク及びタルク含有化粧品中のアスベストの検査方法」と題した公開会議の開催が含まれた。その後、FDAは2022年1月に、IWGACPの最終的な科学的意見を白書及び関連技術付録)として発表し、いずれもピアレビューされた。IWGACPは、X線回折 (XRD) または赤外 (IR) 分光法の後に、XRDまたはIRが角閃石または蛇紋石鉱物について陽性であった場合にPLMを行うことは、アスベストの存在を検出するのに十分な特性や感度を有していないと結論づけた。本規則案は、FDAがこれらの科学的

意見を検討したことの一部に基づいており、また、タルク及びタルク含有化粧品中のアスベストの検査方法に関する公聴会での発表/コメント、及びその公聴会からのドocketへのコメントからも情報を得ている。また、FDAは、参考文献セクションに記載された科学文献で報告されているその他の研究、及びタルク含有化粧品の安全性を監督するFDAの科学的及び規制的経験にも依拠した。さらに、FDAは、タルク含有化粧品中のアスベストを検出及び同定するための標準化された検査方法を確立及び要求するための規制案を公布するようFDAに義務づけたMoCRAセクション3505にしたがって、本規則案を公布するものである。

### D. 参照による取り込み

われわれは、行政手続法 (APA)、5 U.S.C. 552 (a) 及び 1 CFR part 51にしたがって、連邦官報ダイレクターの承認を得て、コンセンサス規格から以下の附属書を参照により取り込むことを提案する。

- ・ ISO 22262-1:2012 (E) の附属書D「環境大気-バルク材-第1部: 商用バルク材中のアスベストのサンプリング及び定性的判定」、初版、2012年7月1日。
- ・ ISO 10312:2019 (E) の附属書C「環境大気-アスベスト繊維の判定-直接移送透過型電子顕微鏡法」第2版、2019年10月10日。具体的には、ISO 10312:2019 (E) の附属書Cの図C.1の使用を求める。

国際標準化機構 (ISO) は、各国の標準化機関が加盟する独立した非政府の国際機関である。ISO 22262-1:2012 (E) 及びISO 10312:2019 (E) の概要については、本文書のセクションV.Cを参照されたい。[資料の入手先情報省略]

FDAは、ISO 22262-1:2012 (E) 及びISO 10312:2019 (E) の特定の附属書を参照により組み込むことを提案する。これらの基準に今後、特定の附属文書に影響を与える改訂が行われた場合は、変更の影響を判断し、この提案された規則が最終的に確定した場合に修正が必要かどうかを決定するために評価を行う必要がある。必要かつ適切であると判断された場合には、FDAは、APA (5 U.S.C. 553)

に従って最終規則を更新し、1 CFR part 51にしたがって参照による組み込みに対する変更の承認を取得するだろう。

#### IV. 法的権限 [省略]

#### V. 規則案の記述

われわれは、「タルク含有化粧品についての要求事項」と題したサブチャプターGにパート730を追加することにより、連邦規則集タイトル21のチャプター1を改正することを提案する。最終決定された場合、「タルク含有化粧品中のアスベストの検出及び同定のための検査方法」と題した提案された§730.3は、MoCRAセクション3505、FD&C法セクション601及び701に従って、タルク中に汚染物質として存在する可能性のあるアスベストを検出及び同定するための標準化された検査方法を用いたタルク含有化粧品の検査を義務づけることになる。

##### A. 本セクションの対象となるのは誰か? (提案されたセクション730.3(a))

われわれは、本規則に基づく要求事項がタルク含有化粧品のすべての製造者に適用することを提案する。MoCRAのセクション3505は、FD&C法のセクション613(a)に基づき、FD&C法のチャプターV(医薬品及び器具)の要求事項の対象となる特定の化粧品及び施設に対して提供される適用除外には含まれないことに留意する。したがって、医薬品でもある化粧品など、FD&C法チャプターVの要求事項の対象となる化粧品は、本規則案の対象となる。

##### B. 本セクションにはどのような定義が適用されるか? (提案されたセクション730.3(b))

本規則の目的のために、われわれは、「アスベスト」及び「代表サンプル」という2つの用語を定義することを提案する。アスベストとは、一定の鉱物が結晶化する際に生じる独特のアスベスト様形態[asbestiform]を指す。われわれは、「アスベスト」を、アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アスベスト様トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト、ウィンチャイト、リヒテライト、及びアスベスト様晶癖のその

他の角閃石鉱物を指すと定義する。アスベスト様晶癖とは、最終的に有害な吸入可能な細い繊維の形成につながる成長癖であると考えられる。

本規則案におけるアスベストを定義するにあたっては、他の連邦機関の諸規則における特定の定義を含め、公表されている多くのアスベストの定義が考慮された。一般的に、公表されているアスベストの定義は、商業的または鉱物学的のいずれかに分類することができる。商業的用途の場合、アスベストという用語は、そのユニークな特性のために、また、特定の地域に豊富に存在するために、採掘が商業的に可能であるために評価されている6つの鉱物を包含している。他の連邦アスベスト規制で検出及び同定の対象とされている6種類の商業用鉱物は、蛇紋石鉱物のクリソタイル及び以下の5種類の角閃石鉱物である:「アモサイト」(カミングトナイト・グニュネル・アスベスト)、クロシドライト(リーベカイト・アスベスト)、トレモライト・アスベスト、アクチノライト・アスベスト、アンソフィライト・アスベスト。厳密な鉱物学的意味では、アスベストはまた、角閃石または蛇紋石のグループに属し、成長のアスベスト様晶癖に起因する独特の繊維状形態を有するものとして、識別可能な鉱物を指す。したがって、他の連邦規制におけるアスベストの商業的定義には、提案された検査方法を用いて検出及び同定される可能性のあるすべての有害なアスベスト様角閃石鉱物が含まれていないため、タルク及びタルク含有化粧品に鉱物学的なアスベストの定義を適用することを提案する。

タルク及びタルク含有化粧品中のアスベストの同定に鉱物学的アプローチを適用するにあたって、われわれは、アスベストの定義に6種類の商業用鉱物にウィンチャイト及びリヒテライトを加えることを提案する。ウィンチャイト及びリヒテライトは、一定の地域から採取されたタルクのサンプルから同定されており、また、その他の鉱物中の不純物としてのアスベスト様のウィンチャイト及びリヒテライトは、商業用のアスベストの種類と同じ疾患に関連していることが確認されている。

われわれはまた、アスベストの定義に「その他のアスベスト様角閃石鉱物」を含めることを提案する。すべてのアスベスト様角閃石鉱物の包含は、過去

50年にわたって蓄積されてきた、アスベスト様角閃石の粒子形態と健康への悪影響との関連性を示す知見に基づいている。われわれの提案は、角閃石は化学組成がきわめて多様であり、また、タルクと関連してみつかった角閃石アスベスト鉱物には、化学組成の微妙な違いが観察されているという認識にも基づいている。

化粧品中のすべての種類の角閃石鉱物が、アスベスト形態と一致するサイズ及び形状の繊維を放出する可能性があるため、アスベストの定義に「その他のアスベスト様角閃石鉱物」を含めることで、鉱物命名法が将来的に変更された場合でも、タルク含有化粧品中のアスベストの検査で、これらの繊維がアスベストとして検出及び同定されることの確保に役立つ。

われわれは、「代表サンプル」を、無作為抽出などの合理的な基準に基づいて抽出された複数のユニットで構成され、サンプル対象を正確に反映するよう意図されたサンプルと定義することを提案する。「代表サンプル」を構成するために必要なユニットの正確な数を指定するのではなく、この定義により、サンプル対象を確実に反映するよう、あらゆる検査状況において適切なサンプル量を決定する柔軟性が企業に提供される。この定義は、他の製品分野における「代表サンプル」を定義するFDAの現行規制とはほぼ同一である(21 CFR 210.3(b)(2)及び106.3参照)。

提案された定義について、製造者にとって十分明確であるかどうか、コメントを求める。

### C. どのような検査方法を使用しなければならないのか? (提案されたセクション730.3(c))

われわれは、タルク含有化粧品の製造者に対し、PLM(分散染色)及びTEM/EDS/SAEDを使用したアスベスト検査を義務づけることを提案する。PLM及びTEM/EDS/SAEDを合わせて使用するという要求事項は、偽陰性検査結果をもたらす可能性があるという、タルク及びタルク含有化粧品中のアスベストの分析の領域におけるPLMの限界を認める確立された科学的見解と一致している。このような限界は、例えば、化粧品工業会(CTFA)の

方法J41「化粧品用タルク中のアスベスト様角閃石鉱物」、アスベストについてのタルクUS薬局方モノグラフ(タルクUSP)検査を改正するためのNotice of Intent、及び「タルク含有化粧品中のアスベストの検査方法に関するIWGACPの科学的見解」などがある。以下に述べる理由により、われわれは、TEM/EDS/SAEDの追加使用は、PLM単独では得られない感度及び特性を確保できると判断した。

われわれは、製造者はPLM及びTEM/EDS/SAEDを含む分析的アプローチを使用しなければならないと提案する。TEM/EDS/SAED及びPLMは補完的な方法であり、異なる粒子(サイズの範囲)について異なる情報を提供する。PLMの倍率はTEM/EDS/SAEDよりも約2桁低いものの、TEM/EDS/SAED分析用のサンプルを準備する場合と比較して、PLMはより大量のサンプルを分析することができる。したがって、より微細な繊維の検出が可能なTEMと、より大量なサンプルの検査が可能なPLMを組み合わせることで、アスベストを検出する可能性がもっとも高くなる。そのため、両方の方法を使用しなければならないことを提案するものである。

PLM検査については、アスベストの検出及び同定は、光学結晶特性(すなわち、色及び多色性、屈折率、複屈折、消光特性、伸長符号)と粒子形態を、指定された参照におけるアスベストについてのデータ及び画像との比較に基づいて行うことが求められる。具体的には、われわれは、アスベスト粒子を同定するための視覚的な補助として、ISO 22262-1:2012(E)(附属書D)のアスベストのPLM画像を参照することを求める。TEM/EDS/SAEDについては、アスベストの検出及び同定は、元素の組成、粒子の結晶構造、及び粒子の形態を、指定された参照のアスベストのデータ及び画像と比較に基づいて行うことが求められる。具体的には、われわれは、TEM/EDS/SAEDによるアスベスト分析については、様々なアスベスト構造(すなわち粒子)を分類するための視覚的な補助として、アスベストISO 10312:2019(E)(附属書Cの図C.1)の画像を参照することを求める。

本規則案の策定にあたり、われわれは、タルクのア

スベスト検査のための既存の自主的なコンセンサス基準が、タルク含有化粧品中のスベストの検出及び同定のための標準化された検査方法として、規則案に含めるのに適しているかどうかを検討した。本規則案の目的のために、ISO/国際電気標準会議(IEC)のガイド2:2004「標準化及び関連活動—一般用語」に沿って、われわれは、標準とは、特定の状況において最適な程度を達成することを目的として、共通かつ反復的な使用のために、活動またはその結果について、ルール、ガイドライン、または特性を規定する文書であって、コンセンサスによって確立され、認定された機関によって承認されたものであると考える。基準のうち、われわれは、自主的なコンセンサス基準とは、厳格なコンセンサス原則にしたがって基準開発組織によって策定または採用されたものであると考える。これらを総合的に考慮し、われわれは、国内または国際的に認知された基準策定組織によって確立された公表済みのスベスト検査方法をレビューすることによって、既存の自主的なコンセンサス基準を評価した。これらの検査方法は、スベストが存在することが知られている非常に限定的または特殊な状況のみに適用されるのが一般的である。

これらの基準に加えて、タルクのスベスト検査について、コンセンサスによって策定または採用されたものではないものなど、その他の既存の公表済みの方法についても評価した。以下に述べるように、本規則案の作成時にFDAによってレビューされた、消費者向け製品中の原料としての「タルク」に適用されるものを含め、そのような公表済みの基準及び方法のなかで、タルクまたはタルク含有化粧品中のスベストを検査するための適切な標準化された検査方法として全面的に認められるものはみつからなかった。

「化粧品用タルク中のスベスト様角閃石鉱物」と題されたCTFAの方法(J4-1)及びスベストについてのタルクUSP検査は、それぞれ化粧品及び医薬品に使用されるタルク中のスベストを検査するための唯一の公表されている方法である。以下に説明するように、われわれは、これらの方法は本規則案の目的のためには適していないと結論づけた。

J4-1法は、化粧品成分として使用されるタルク中

のスベストについてのPLM検査方法として開発されたものであり、タルクを含有する化粧品を検査するために使用されることを意図したものではない。そのため、J4-1は、スベストの検出及び同定を妨げる可能性のある化粧品成分を除去するためのサンプル準備の方法を含んでいない。

また、J4-1は、化粧品の材料として使用されるタルク中のスベストの検査に関して、重大な欠点がある。第1に、その標題が示すように、これはあくまでスベスト様角閃石鉱物の検査を意図したものであって、クリソタイル・スベストの検査を意図したものではない。プロトコルを再検討したところ、クリソタイルを検査したり、クリソタイルを適切な感度で検出するのに有用であるとは認められなかった。第2に、J4-1プロトコルは、まずタルクをX線回折分析(XRD)で角閃石についてスクリーニングすることを求めている。J4-1は、サンプルがXRDスクリーニングで最初に角閃石を含むことが判明した場合にのみ、その後、PLMでスベスト様角閃石について検査することが求められる。J4-1プロトコルに記載されているように、XRDスクリーニング法では、角閃石の公称検出限界は質量で0.5%である。したがって、質量で0.5%未満のスベストを含むタルクの場合、タルク1グラムあたり数十億本ものスベスト繊維が潜在的に存在する可能性があるにもかかわらず、スベストは検出されないことになる。要約すると、追加の顕微鏡分析を行わずにXRDに頼ることは、いかなるレベルのクリソタイル・スベストに対して、または0.5%未満のレベルの角閃石スベストを含むタルクに対して、偽陰性の結果につながる可能性がある。

タルクのXRD検査が陽性反応であった場合、当該タルクはPLMでその角閃石がスベスト様であるかどうか検査されなければならない。FDAは、PLM法だけでは、化粧品に使用されることが意図されたタルク及びタルク含有化粧品中に、存在する可能性があるレベルで、クリソタイルまたはスベスト様角閃石鉱物を検出できるだけの十分な感度を提供できないのと懸念している。タルク及びタルク含有化粧品中のスベスト鉱物粒子は、PLMのみで検出及び同定できないほど小さい場合がある。PLMと合わせてTEM/EDS/SAEDを使用することで、

化粧品中の使用を意図されたタルク及び当該タルクを原料として製造された化粧品中に存在するクリソタイル及びアスベスト様角閃石の検出を向上させることを意図している。

われわれはまた、角閃石及び蛇紋石についてスクリーニングするためのオプション手順の組み合わせも含んだ、3つの手順を含む、現在のタルクUSPモノグラフ（アスベストについてのタルクUSP検査）に記載されている「アスベストの非存在」と題した検査も評価した。現行のタルクUSP検査では、分析者は、手順1-赤外分光法（IR）（同定検査-一般章USP<191>）-または手順2-XRD [X線粉末回折法（XRPD）による結晶性及び部分結晶性固体の特性-一般章USP<941>]のいずれかを実施するオプションを与えられている。選択した手順で陽性の結果が出た場合には、サンプルがアスベストの非存在のための要件を満たしていると思なされるかどうかを確認するために、光学顕微鏡（光学顕微鏡-一般章USP<776>）が実施されなければならない。XRD法の公称検出限界は0.5%未満であり、IR法の公称検出限界は1%未満であると思われる。J4-1法について前述したように、XRD、またはUSP法におけるものとしてのIRを用いたスクリーニングに頼る場合には、追加の顕微鏡分析を行わないと、偽陰性の結果につながる可能性がある。さらに、USP<776>で規定されている光学顕微鏡法では、偏光顕微鏡の使用は要求されていない。偏光顕微鏡を使用しなければ、監察される特性が欠如するため、タルクまたはタルク含有化粧品中の鉱物粒子の存在の誤同定につながる可能性がある。

アスベストの非存在についての検査における感度と特性の不足に関する懸念を受け、USPは2つの専門家パネルを連続して組織して、アスベストについてのタルクUSP検査の改善策を策定した。各専門家パネルは、タルクUSP検査におけるIR、XRD、及び光学顕微鏡法に関する懸念を強調した。これら2つの専門家パネルの取り組みの集大成として、2022年3月にUSPは、感度及び特性の面で依然として限界があることを踏まえ、「アスベストの非存在」検査の名称を「アスベストについての検査」に変更することを目的とした提案を「薬局方フォーラム」に

発表した。また、提案は、オプションのIR検査を削減し、蛇紋石の検出を妨げる干渉に対処するためにXRD検査を改善し、アスベストの検出及び同定に偏光を使用することを求めるよう光学顕微鏡検査を改善することで、分析アプローチを改善することを目的としている。

最後に、USPが提案したプロトコルは、XRD検査が陰性であったとしても、分析者にPLMを使用することを求める。このタルクUSPモノグラフの改訂案に対応するため、USPは2つの新しい一般章を発行した。一般章<901>ではXRD及びPLMの分析手順が詳細に説明され、補足的な一般情報章<1901>にはPLMで検出されたクリソタイル及びトレモライト・アスベストの画像が含まれている。さらに、<901>の説明において、USPは、PLM法を補完する電子顕微鏡検査法を開発するために、第3のタルク専門家パネルの招集を提案した。これは、アスベストについてのプロトコルの感度及び特性をさらに向上させることを約束するものだった。しかし、前述のとおり、感度及び特性の改善が実証されているにもかかわらず、<901>及び<1901>の章で説明されている（すなわちTEM/EDS/SAEDを使用しない）XRD及びPLM技術を使用して、化粧品製造に使用されるタルク中のアスベストの検出及び同定能力は依然として限定的である。

FDAは、原料タルク及びタルク含有化粧品中にみつかると可能性のあるクリソタイル及び角閃石アスベスト鉱物の粒子の多くはPLMでは検出できないため、PLMに加えてTEM/EDS/SAEDの使用を義務づけることを提案する。透過型電子顕微鏡（TEM/EDS/SAED）及び走査型電子顕微鏡（SEM/EDS）を含め、電子顕微鏡は、PLMの解像度の限界を克服し、きわめて小さなアスベスト繊維を検出する能力も持っている。TEM/EDS/SAEDによって日常的に特性評価できる最小の繊維幅は0.04 $\mu\text{m}$ 程度であり、これはクリソタイルの単繊維の典型的な幅に相当する。SEM/EDSは、TEM/EDS/SAEDを補完するアプローチとして、角閃石鉱物の粒子形態に関する追加情報を提供することができる。しかし、クリソタイル及び角閃石鉱物の同定に役立つ高品質のSAEDパターンを得る

という点でSEM/EDSには限界があるため、SEM/EDSはTEM/EDS/SAEDの代替ではなく補完的な技術とみなされるにすぎない。包括的な評価を行うため、IWGACPIは、標準化されたアプローチの開発には光学顕微鏡と電子顕微鏡の両方を含めるべきであると勧告した。したがって、タルク含有化粧品を製造者に、PLM(光学顕微鏡)及びTEM/EDS/SAED(電子顕微鏡)を使用したアスベストについての検査を義務づけるFDAの提案は、検査アプローチに関するIWGACPIの科学的意見第1及び第3に沿ったものである。

2019年以降、FDAの委託したラボラトリーは、単一のサンプル分割区画中の1本のアスベスト繊維を確実に検出できるTEM/EDS/SAED法を用いて、200以上のタルク含有化粧品のサンプルを検査し、提案された方法に必要な信頼性を提供している。2019年から2023年にかけてFDAの委託したラボラトリーが実施した化粧品サンプルの検査に関するすべてのラボラトリー報告書は、FDAのウェブサイト(<https://www.fda.gov/news-events/fda-brief/fda-brief-fda-releases-final-report-talc-containing-cosmetic-products-tested-asbestos>)に掲載されている。これらの報告書では、TEM/EDS/SAEDで検出及び同定できる最小のアスベスト繊維の推定検出限界値が示され、TEM/EDS/SAEDによる定量限界値は4本と推定されている。

検出限界及び定量限界の計算は、TEMグリッド上で分析者が観察するサンプルの量に依存し、これはサンプル準備の方法に基づいている。サンプルの種類によって、ラボラトリーがTEM/EDS/SAED用にサンプルを準備する方法が異なることを認識したうえで、われわれは、タルクまたはタルク含有化粧品をアスベストについて検査する場合、少なくとも0.1マイクログラムのタルクまたはタルク含有化粧品を、サンプルが均一に分布するTEMグリッド上で観察することを義務づけることを提案する。自身及び他の契約ラボラトリーとの議論に基いて、われわれは、この要求事項はTEM/EDS/SAED顕微鏡検査に精通したアスベスト検査ラボラトリーの一般的な慣行と一致するものであり、ラボラトリー間の整合性を確保するのに役立つと確信している。

FDAの委託したラボラトリーによる200以上のサンプルの検査により、タルク0.1マイクログラムあたり1つのアスベスト粒子(すなわち繊維)を検出するTEM/EDS/SAED法の感度が実証され。さらに、われわれが提案する最低0.1マイクログラムのサンプルを分析するという要求事項のもとで、アスベスト繊維1本の検出は、タルクまたはタルク含有化粧品1グラム当たり推定 $10^7$ 本の繊維に相当し、質量で約 $10^{-5}$ パーセントのアスベストとなる。したがって、われわれは、サンプル中のアスベスト繊維を1本検出できる限界値は、サンプルがアスベストについて陽性とみなされるべきかどうかを判断する適切な基準であると考え。タルクまたはタルク含有化粧品中のアスベストを検査する際、適切なネガティブコントロール(ラボラトリーブランクの使用)により、検出されたアスベスト繊維1本が真の陽性所見であることを保証することができる。

われわれは、FDAが、定量限界値をサンプルが陽性であると判断する基準として使用することに留意する。しかし、FDAの過去の検査データ及び上述の方法の感度、正確性、精度に関する現在のより深い理解に基づき、われわれは、単一のアスベスト繊維の検出に対応する検出限界値をサンプルが陽性であると判断する基準として使用することを提案する。この要求事項案に関するコメントを求める。

FDAは、タルク及びタルク含有化粧品中のアスベストの同定のための参照[標準]物質の開発には、重大な課題があることを認めている。FDAは、アスベスト繊維及び繊維束の形態を示す印刷された画像または図が、特定の公表されたアスベスト検査基準、とくにアスベストが存在することがわかっている状況に対処するために作成されたものに記載されていることを見だし、比較のための視覚的な補助として有用であると判断した。例えば、ISO 22262-1:2012(E)は、耐火及び断熱材などの商業用バルク材を製造するために添加されたアスベストを検出及び同定するためのPLMの使用方法を規定している(附属書Aを参照)。アスベストの形態に関しては、ISO 22262-1:2012(E)の付録Dに、クリソタイル及びアスベスト様状角閃石の有用なPLM画像が含まれていると思われる。ISO 13012:2019(E)は、以前

に設置されたアスベスト断熱材の除去作業中の建物の内部大気を含む、広範囲の環境大気状況における大気中のアスベスト繊維及び構造の同定のためのTEM/EDS/SAED法を規定している。ISO 10312: 2019 (E) の附属書Cの図C.1には、TEM/EDS/SAEDによって検出及び同定されたアスベストの形態に関する有用な描写が含まれていると思われる。そのため、FDAは、分析者が、アスベストを検出及び同定するのを支援するために、これらの画像の使用を義務づけることを提案する。

### D. サンプルがアスベストについて陽性と判定されるのはどのような場合か? (提案されたセクション730.3(d))

われわれは、製造者に対しては、PLM及びTEM/EDS/SAEDの両方を使用してアスベストの検査を行うことを義務づけることを提案する。いずれかの方法を使用してアスベストが検出された場合には、当該サンプルはアスベスト陽性とみなされる必要がある。前述のとおり、サンプルがアスベスト陽性と判定されるのは、アスベストの検出限界が基準となる。したがって、セクション730.3(c)で要求されているとおりサンプルを検査した際にアスベストが検出された場合、当該サンプルはアスベストについて陽性とみなさなければならないと提案する。

### E. タルク含有化粧品中のアスベストを検出及び特定するための最終製品検査の実施に代わる方法はあるか? (提案されたセクション730.3(e))

われわれは、タルク含有化粧品の製造にタルクを使用する前に、タルクを検査するか、またはタルクの供給者による分析証明書に依拠するかという柔軟性を製造者に与えることを提案する。このような証明書に依拠する製造者は、規則の検査の要求事項を満たすことになる。製造者がタルクの分析証明書に依拠することを選択した場合、製造者は、セクション730.3(f)に従って供給者のアスベストについての検査の結果を検証することにより、供給者の分析証明書の信頼性を確立及び維持することで、供給者を適格としなければならない。化粧品の原料として使用されることを意図されたタルクの検査は、ア

スベストを含有する化粧品の製造を防止するのに役立つことができる。そのため、FDAは、タルク含有化粧品の製造者に対して、提案された要求事項を遵守し、タルク含有化粧品がアスベストを含有する可能性を最小限に抑えることができるよう、柔軟かつ効果的な検査方法を提示している。

### F. 検査はどの程度の頻度で実施しなければならないのか? (提案されたセクション730.3(f))

われわれは、少なくとも、各タルク含有化粧品またはタルク材料の各バッチまたはロットの代表サンプルについて、製造業者はセクション730.3(c)にしたがってアスベストについて検査を実施すべきであると提案する。製造業者がセクション730.3(e)にしたがって供給者の分析証明書に依拠する場合、製造業者は少なくとも、供給者の最初の分析証明書を受領した時点、及びその後毎年、セクション730.3(c)で要求されているとおり、製造者または別のラボラトリーによる検査に基づく報告されたアスベスト検査結果の信頼性を検証しなければならない。

### G. 提案された記録/記録保持の要求事項 (提案されたセクション730.3(g))

記録の要求事項のセクションは、アスベストの検査記録を保持するにあたり、生データを含む検査データを示すこと、及びサンプルの検査方法を詳細に記述することを製造者に義務づける。生データには、製造者または検査ラボがしたがう標準化された方法、及び品質保証についての製造者または検査ラボの要求事項に従って、製造者またはその他のアスベスト検査ラボが使用する顕微鏡画像、スペクトル、回折パターン及びベンチシートが含まれる。製造者がタルク供給者の分析証明書に依拠することを選択した場合、記録には、最終製品の製造に使用されたタルクの検査について供給者から受け取ったすべての分析証明書、及び製造者が、セクション730.3(f)にしたがって供給者のアスベスト検査結果を検証することにより、供給者の分析証明書の信頼性を確立及び維持することで、供給者の適格性をどのように評価したかの文書が含まなければならない。

本セクションではまた、FDAの認定代理人の要

請に応じて、1営業日以内に記録を閲覧及び複写できるようにすること、また、記録は英語で作成するか、または要請に応じて英語の翻訳を用意することも義務づけられる。本セクションのもとで必要とされる記録は、当該の記録が作成された日から3年間保存されなければならない。FDAは、本セクションで製造者が記録を保存する期間が、規則の順守を確保するうえで十分であるかどうかについてコメントを募集している。具体的には、化粧品に使用されたタルクが検査され時と、当該化粧品が消費者に届く時との間の長さに関する具体的コメント、及び消費者が化粧品を保存または使用する期間についての具体的コメントである。FDAは通常、監督中に記録保管要求事項の遵守状況を確認する。したがって、記録保存の期間は、監督期間の見積もりを考慮して決定される。FDAは、年間で比較的少数の製品をサンプリングして、タルク含有化粧品中のアスベストについて監視し、「理由に基づく」監督を実施している。そのため、FDAは、記録が作成されてからFDAが記録の提出を要請するまでの期間を最長3年と見積もっている。

記録は、関連するメタデータ及び監査証跡を含め、原本または、フォトコピー、マイクロフィルム、マイクロフィッシュまたはその他の複製など、データの内容と意味を保持するコピー)として保存される。電子記録は、21 CFR part 11 に準拠することが求められる。削減技術が使用されている場合、監督時にFDAが容易にアクセスできる適切なリーダー、コンピュータ、及び複写機器を用意すべきである。別の場所から原本または、コンピュータまたはその他の電子手段によるものを含め、真正なコピーとして即時に取得できる文書及び記録は、FDAがこれらの記録を入手できるという要求事項を満たすことになる。また、記録は事業所で提供するのではなく、要請に応じて電子的に、または1営業日以内に記録を届ける他の配送方法でFDAに送付することを義務づけることを提案する。FDAによる遠隔アクセスは、FDAが製造者の事業所を訪問する場合と比較して、製造者にとって比較的負担が少ないと考える。

#### H. 提案された執行規定 (提案されたセクション

#### 730.3条 (h)、(i)、及び(j) )

製造者は、分析及び適格証明書、検証文書を含め、検査記録を、記録が作成されてから3年間保管することが義務づけられる。製造者は、要請があった場合、1営業日以内に、これらの記録を電子的手段を含め、われわれに提出することを義務づけられる。タルク含有化粧品中のアスベストについての検査をしなかったり、または検査記録を保管しなかったりした場合には、当該製品はFD&C法セクション601 (c) のもとで不良品とみなされる。さらに、タルク含有化粧品、または化粧品の製品に使用されるタルク中にアスベストが存在する場合には、当該化粧品はFD&C法セクション601 (a) のもとで不良品となる。同様に、化粧品に使用されることを意図されたタルク中にアスベストが存在する場合には、当該タルクはFD&C法セクション601 (a) のもとで不良品となる。最後に、アスベストの存在の確認、例えばFDAに代わって実施された検査による確認は、同様に検査されたタルクまたはタルク含有化粧品がFD&C法セクション601 (a) に違反する不良品であることを意味する。不良品である化粧品を州際通商に持ち込むことは、FD&C法セクション301 (a) のもとで禁止されている行為である。

#### VI. 発効予定日

われわれは、本提案に基づき発行される可能性のある最終規則は、連邦官報への最終規則の掲載日から30日後に発効するものと提案する。

#### VII. 影響に関する予備的経済分析 [省略]

#### VIII. 環境影響分析

われわれは、21 CFR 25.30 (h) に基づき、本措置は個別にまたは累積的に人間環境に著しい影響を及ぼすものではないと判断した。したがって、環境アセスメントも環境影響評価書も必要ない。

#### IX. 1995年ペーパーワーク削減法 [以下省略]

#### X. 連邦主義

#### XI. インディアン部の部族政府との協議及び調整

#### XII. 参考文献

### 連邦規則集第21編(21 CFR)

#### パート730 タルク含有化粧品についての要求事項 サブパートA 検査方法

#### セクション730.3 タルク含有化粧品製品に含まれる アスベストを検出及び同定するための検査方法

- (a) 本セクションの対象者は誰か?あなたがタルク含有化粧品を製造する場合は、本セクションの対象となる。
- (b) 本セクションに適用される定義は何か?本セクションの目的のために:
- (1) アスベストとは、アモサイト、クリソタイル、クロシドライト;アスベスト様トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト、ウィンチタイト、リヒタータイト、及びその他のアスベスト様角閃石鉱物を意味する。
- (2) 代表サンプルとは、無作為抽出など、合理的な基準に基づいて抽出された多数の単位から構成され、サンプルが正確にサンプリング対象物質を反映することを目的とするサンプルを意味する。
- (c) あなたはどのような検査方法を使用しなければならないか? (1) 偏光顕微鏡 (PLM) (分散染色)、及び透過型電子顕微鏡 (TEM) /エネルギー分散型X線分析 (EDS) /制限視野電子回折 (SAED) の両方を含む分析アプローチを使用しなければならない。あなたは、タルク含有化粧品の各バッチまたはロットの代表サンプル、またはタルク含有化粧品に組み込まれるタルク原料の各バッチまたはロットの代表サンプルに対して検査を実施しなければならない。
- (i) PLM法の使用。アスベストの検出及び同定は、ISO 22262-1:2012 (E) の附属書Dに記載されているアスベストのデータ及び画像と、光学結晶特性 (すなわち色及び多色性、屈折率、複屈折、消光特性並びに伸長特性) 及び粒子形態の比較に基づかなければならない。アスベストのPLM分析には、ISO 22262-1:2012 (E) (附属書D) のアスベストの画像が、分析者を補助する視覚資料として使用されなければならない。
- (ii) TEM/EDS/SAED法の使用。あなたは、サンプルが均一に分布しているTEMグリッド上の少なくとも0.1 $\mu$ gのタルクを含む領域を検査しなけれ

ばならない。アスベストの検出及び同定は、元素組成、粒子の結晶構造、及び粒子の形態とISO 10312:2019 (E) の附属書Cの図C.1に記載されるアスベストのデータ及び画像との比較に基づかなければならない。ISO 10312:2019 (E) (附属書Cの図C.1) のアスベストの画像が、分析者を補助する視覚資料として使用されなければならない。

- (2) [留保]
- (d) サンプルがアスベストについて陽性と判定されるのはどのような場合か?本セクションのパラグラフ (c) で要求されているように、PLMの使用に基づいてアスベストが検出された場合、またはTEM/EDS/SAEDの使用に基づいてアスベストが検出された場合、サンプルはアスベストについて陽性とみなされなければならない、したがって当該サンプルで表される物質にはアスベストが存在するものとみなされなければならない。
- (e) あなたのタルク含有化粧品中のアスベストを検出及び同定するための最終製品検査を行うことに対する代替手段はあるか?あなたが、タルク含有化粧品製品を製造し、当該製品を市場に出す前にタルク含有化粧品中のアスベストを検出及び同定するための検査を行わない場合、タルク含有化粧品の製造にタルクを使用する前に、あなたの製品中のすべてのタルクが、本セクションのパラグラフ (c) に従って検査されていないなければならない。あなたは、本セクションのパラグラフ (f) に従って、供給者のアスベストについての検査の結果を検証することにより、供給者の分析証明書の信頼性を確立及び維持することで供給者を適格とする場合には、タルク原料の供給者による分析証明書に依拠することができる。分析証明書には、少なくとも以下が記載されていないなければならない。
- (1) 供給者が、本セクションのパラグラフ (c) に規定されているように、PLM及びTEM/EDS/SAEDの両方を含む分析的アプローチを使用していること。及び
- (2) 分析証明書は、製造者が購入したタルクに固有のものであり、検査対象のタルクのロットまたはバッチ番号、検査が実施された日付または日付の

範囲、及び各検査の結果を特定していること。

- (f) 検査はどの程度の頻度で実施しなければならないか? 少なくとも、あなたは、各タルク含有化粧品またはタルク原料の各バッチまたはロットの代表サンプルについて、本セクションのパラグラフ(c)にしたがってアスベストについて検査を実施しなければならない。あなたが、本セクションのパラグラフ(e)に従って供給者への分析証明書に依拠する場合は、少なくとも、供給者の最初の分析証明書を受領した時点で、また、その後は毎年、本セクションのパラグラフ(c)で要求されているとおり、あなたまたはその他のラボラトリーによる検査に基づく報告されたアスベスト検査結果の信頼性を検証しなければならない。
- (g) どのような記録が保存されなければならないか? あなたは、生データを含め、検査データを示す、アスベストの検査記録を保存しなければならない。記録は、あなたの製品または製品中に使用されるタルクのサンプルがどのように検査されたか、使用された検査方法、検査結果について詳細に説明しなければならない。生データには、顕微鏡画像、スペクトル、回折パターン、及びベンチシートが含まれていなければならない。あなたが、供給者の分析証明書に依拠する場合には、記録は、最終製品に使用されたタルクの検査のために供給者から受け取った分析証明書、及び本セクションのパラグラフ(f)にしたがってアスベストについての供給者の検査の結果の検証を通じて、供給者の分析証明書の信頼性を確立及び維持することによって、供給者をどのように適格としたかについての文書が含まれていなければならない。あなたは、そのような記録を、作成日から最低3年間保存しなければならない。本サブパートで要求されるすべての記録は、要請に応じて、監督及び複写のために、1営業日以内にFDAの認定代表者に提供しなければならない。FDAの要請があった場合には、英語以外の言語で作成された記録の英語訳を、合理的な期間内に提供しなければならない。
- (1) 記録は、原本、真正な写し(フォトコピーまたは原本の正確な複製など)、または電子記録として

保存されなければならない。

- (2) 電子記録は、本章パート11を遵守しなければならない。
- (3) 文書及び記録は、原本または真正な写しとして入手し、FDAによる監督中にFDAが容易にアクセスできる機器を使用して、FDAがコンピュータまたはその他の電子的手段でコピーできるようにしておかななければならない。FDAから書面で要求があった場合には、あなたの事業所で記録を閲覧できるようにするのではなく、電子送信または1営業日以内に記録が届く別的手段で記録を送信しなければならない。
- (h) アスベストについてタルク原料またはタルク含有製品を検査せず、またはタルク原料供給者からの分析証明書に依拠せず、若しくは検証しなかった場合、どのような結果が生じるか? 製造者が本セクションのパラグラフ(c)に従ってタルク原料またはタルク含有製品を検査しなかった場合、当該製品は連邦食品・医薬品・化粧品法セクション601(c)のもとで不良品とみなされる。
- (i) 記録保存の要求事項を遵守しなかった場合、どのような結果が生じるか? 製造者が本セクションのパラグラフ(g)の要求事項を遵守して業務を行わなかった場合、当該化粧品は連邦食品・医薬品・化粧品法セクション601(c)のもとで不良品とみなされる。
- (j) タルク含有化粧品、または当該化粧品に使用されたタルク、若しくは化粧品に使用することが意図されたタルク中にアスベストが存在する場合、どのような結果が生じるか? タルク含有化粧品または当該化粧品に使用されたタルクにアスベストが存在する場合、当該化粧品は連邦食品・医薬品・化粧品法セクション601(a)のもとで不良品となる。化粧品に使用することが意図されたタルク中にアスベストが存在する場合、当該タルクは連邦食品・医薬品・化粧品法セクション601(a)のもとで不良品となる。
- (k) 参照による組み込み。本パラグラフ(k)に掲載された資料は、5 U.S.C. 552(a)及び1 CFR part 51のもとで、連邦官報ディレクターの承認を得て、参照により本セクションに組み込まれる。承認さ

れた資料はすべて、食品医薬品局及び国立公文書記録管理局 (NARA) で閲覧可能である。[連絡先情報等省略] 資料は、国際標準化機構 (ISO) から入手できるかもしれない。[入手先情報等省略]

- (1) ISO 22262-1:2012(E)、「環境大気-バルク材-第1部: 商用バルク材中のアスベストのサンプリング及び定性的判定」、附属書D、商用材料におけるPLM及び分散染色によるアスベストの同定、初版、2012年7月1日。

- (2) ISO 10312:2019(E)、「環境大気-アスベスト繊維の判定-直接移送透過型電子顕微鏡法」、附属書C、構造計数基準、図C.1、第2版、2019年10月10日。

※<https://www.federalregister.gov/documents/2024/12/27/2024-30544/testing-methods-for-detecting-and-identifying-asbestos-in-talc-containing-cosmetic-products>  
※<https://joshrc.net/archives/category/talc> も参照されたい。

[31頁から続く]

### 三 男女雇用機会均等推進者

事業主が選任する職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者の業務として、事業主の講ずる一1及び二の2の措置等を加えるものとする。

### 四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第三 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正

#### 一 基本原則

女性の職業生活における活躍の推進に当たり配慮すべき事項として、女性の健康上の特性を加えるものとする。

#### 二 基本方針

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針において定める事項として、職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項を加えるものとする。

#### 三 基準に適合する認定一般事業主の認定の基準

基準に適合する認定一般事業主 (国及び地方公共団体以外の事業主であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けたものをいう。) の認定の基準として、事業主が講じている第二の一の1の措置に関する情報を公表していることを加えるものとする。

#### 四 女性の職業選択に資する情報の公表の義務の適用拡大等

- 1 一般事業主 (国及び地方公共団体以外の事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるも

のに限る。) が、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関して定期的に公表すべき情報に、その雇用する労働者の男女の賃金の差異及びその雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合を加えるものとする。

- 2 特定事業主 (国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものをいう。) が行う女性の職業生活における活躍に関する情報の公表等について、所要の改正を行うこと。

#### 五 期限の延長

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の有効期限を10年間延長し、令和18年3月31日までとすること。

#### 六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第四 施行期日等

#### 一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行することとする。

- 1 第一の一並びに第三の一、二及び五 公布の日
  - 2 第一の二及び第三の四 令和8年4月1日
- #### 二 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 三 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこと。

# 甲府市職員過労自死裁判勝訴 山梨●「仕事遅いから超過勤務」に納得せず

## 1. はじめに

最初に、2020(令和2)年1月17日、甲府市役所庁舎(写真)から飛び降り自殺を強いられた甲府市事務効率課(当時)向山敦治さんのご冥福をお祈りします。

向山敦司さん(以下「敦司さん」という)は、2002(平成14)年4月に甲府市に採用され、以降市役所に勤務し、2019(平成31)年4月1日、甲府市総務部行政管理室事務効率課(以下「事務効率課」という)に配属されていましたが、2020(令和2)年1月17日午前5時頃、甲府市庁舎6階から投身自殺しました。

なお、事務効率課は、事務改善による事務の効率化やコストの削減を図るとともに、適正な組織整備、事務事業の執行体制及び職員配置の在り方等を踏まえた定員の適正管理を行うことを目的として、行政改革課と人事課の一部の業務分掌に内部統制を加え、平成31年度に新設された部署です。

## 2. 経過

### (1) 2022(令和4)年3月10日公務災害認定

敦司さんが亡くなられた後、父親の隆さんは、2020(令和2)年12

月9日、地方公務員災害補償基金山梨県支部長に対して、公務災害認定請求を行いました。また、甲府市長は令和3年5月31日地公災支部長に対し、意見書を提出しました。

地方公務員災害補償基金本部専門医は、敦司さんは、生前、医療機関を受診しておらず、病名は確定できないが、自殺の直前にはなんらかの精神疾患を発症していたものと考えられる旨の意見を述べ、敦司さんの自殺については、2022(令和4)年3月10日、公務災害と認定されました。

### (2) 2022(令和4)年3月25日甲府地裁に損害賠償請求求めて提訴

2022(令和4)年3月25日、遺族である父向山隆さんは、敦司さんを長時間労働に従事させ健康に注意する義務を怠った、などとして甲府市に対して一億円あまりの損害賠償を求める裁判を提訴しました。

裁判提訴の記者会見では、向山隆さんは、「息子はまじめな働き者だった。どうして超過勤務が多くなったのか原因究明と責任の所在が明らかになればと願っています」と、請求にいたった理由について、報道陣の質問に答えていました。

遺族代理人である松丸正弁護士は、損害賠償請求に至った要因を3つに要約し

1. 甲府市は勤務時間の適正把握を怠っていた。  
甲府市の長時間労働は構造的問題である。
2. 民間企業では労働基準監督署が厳しくやっている。トヨタなどの大企業でもトップの考えが法令遵守の面から厳しく監



視されている。しかし、公務員は監督署のような機能がなく野放しだ。

3. やりがい過労死だ。公務員は「市民のためにやっています」ほかの公務員も同じような構造で働いている。

そのうえで、松丸正弁護士は「甲府市の勤務は自己申告制で勤務時間の適正な把握を怠ったことが問題の本質。勤務時間の適正把握こそが過労死・過労自死を出さない一番の要因だということを甲府市相手に明らかにしたい」と述べました。

### 3. 甲府市職員過労自死損害賠償請求裁判 判決

(1) 2024(令和5)年10月22日甲府地裁判決甲府市に約5800万円の損害賠償命令  
判決主文

1. 被告(甲府市)は、原告父に対し、2892万8768円及びこれに対する令和2年1月17日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。
2. 被告(甲府市)は、原告母に対し、2892万8768円及びこれに対する令和2年1月17日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。
3. 原告らのその余の請求はいずれも棄却する。
4. 訴訟費用は、これを10分とし、その3を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。
5. この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

争点は、①長時間勤務の実

態、②業務量の適正化、などでした。甲府地裁(新田和憲裁判長)は、原告遺族側の主張を認定し、被告甲府市側の主張を退け、「業務の過重性によって精神疾患を発症し、自殺に至った」として下記掲載の事実認定によって甲府市の安全配慮義務違反と自殺の因果関係を認めました。

裁判所の事実認定は、以下判決文抜粋のとおりです。

「敦司は、事務効率課に配属されてから本件自殺までの間、精神的な重圧を伴う業務に、連日、長時間にわたって従事し、特に、繁忙期である2019(令和元)年5月から7月上旬まで及び同年11月中旬から12月末までの時間外勤務時間は、概ね、別表2の「時間数」欄記載の時間通り、2019(令和元)年5月22日から同年6月20日までは207時間23分、同月21日から同年7月20日までは107時間27分、同年11月18日から同年12月17日までは209時間30分、同月18日から2020(令和2)年1月16日までは148時間22分と極めて長時間に及んでいた。敦治のこのような業務の負担は一般の労働者を基準とした場合、過重(特に量的に過重)というべきであり、敦治は、このような業務の負担によって心身の健康を損なう蓋然性の高い状態にあったというべきである。」

さらに

「事務効率化の組織課組織係の業務のうち、特に、職員の定員管理については、採用人数や退職者数、再任用者数、昇任者数等の人員を管理するにあたり、

誤りなく各部署間の人員の調整を行わなければならない、データ上での人員数の不整合がある場合には、その原因を突き止めることを余儀なくされるなど、個人差があるとはいえ、慣れるまでは、その遂行に一定の時間を要する業務であったところ、敦治は2019(平成31)年4月に、事務効率課に配属されるまで、市の組織を担う事務を司る職務に従事した経験はなく、次年度以降自らが主体となって同係の業務を遂行していくことに不安や経験不足を感じており、これを解消するため、所定勤務時間外の在庁時間において、担当業務に加えて、市役所の組織体制や部署及び職種ごとの業務内容に関する資料やデータを閲覧するなどしており、これらの活動等の結果、敦治の市役所庁舎の在庁時間は、概ね別表2の「時間数」欄記載の時間数に及んだのであって、これらの事実によれば、敦治は、自らの担当業務を遂行し、またはこれを遂行するのに伴う不安や経験不足を解消すべく、これとかかわりある活動を行うために、概ね別表2の「時間数」欄記載の長時間にわたる勤務を余儀なくされたというべきである。」

(2) 2024(令和6)年11月1日臨時甲府市議会裁判控訴予算案反対多数で否決

甲府地裁判決後、11月1日臨時甲府市議会では、甲府市当局が議会で提案した裁判控訴予算案を反対多数で否決し、甲府市当局は裁判控訴を断念し甲府地裁判決確定に追い込まれました。

甲府市議会議員と市民の良識の勝利です。

#### 4. 甲府市過労自死職員損害賠償請求裁判(向山裁判)判決報告会

甲府市過労自死職員損害賠償請求裁判(向山裁判)判決報告会が、2024(令和6)年11月16日(月)午後6時30分から、県立図書館イベントホールで開催され、100名余の参加で、裁判勝利と甲府市の労働時間管理の問題点を確認しました。

主催は亡くなられた敦司さんの父である原告向山隆さん。報告会には、当該である甲府市職員組合や自治労県本部から参加。さらには甲府市議会議員や多くの労働者市民が参加し、向山裁判の関心の高さを示していました。

山梨ユニオンは、裁判提訴以降、過労自死を許さずなくす立場で裁判傍聴支援を継続し報告会にも参加し、多くの仲間と共に裁判勝利を確認しました。

報告会では、初めに向山敦治さんはじめ甲府職員で亡くなられた仲間黙とうを捧げました。

報告は、原告(向山隆さん)、原告代理人松丸正弁護士、山田厚甲府市議会議員から、それぞれ行われました。

2024(令和6)年10月22日の甲府地裁判決が確定した後も、労働時間管理において、甲府市では管理職はパソコンのログ、職員は自己申告、という事態が今も続いているとのこと。

松丸弁護士は、向山敦治さん



の亡くなる前2019(令和元)年12月の労働時間が残業196時間という実態と、一方、自己申告では24時間に過ぎないことについて「どうしてこういう乖離が生まれるのか?労働時間把握が自己申告と同僚の把握によって行われているからだ」「二度と職場で過労自死を起こさないためには、労働時間の適正な把握が必要。パソコンログなど客観的な把握が大事である」と強く訴えました。

山田厚甲府市議は、公務災害認定請求代理人として、「起こるべくして起こった事態救済とともに再発防止を」と、職員定数が足りないこと、非正規化で職員の過重労働が進んでいることを訴えました。

原告向山隆さんは、「皆様に感謝の気持ちです」と述べたうえで、「裁判をやるつもりはなかったが、やってよかった」、「裁判で敦治の仕事が遅いと言われ、甲府市の考えがわかった」、「人事評価もなく、敦司は仕事が遅いから超過勤務をしていたとの甲府市の主張には遺族は納得できない」と、長時間過重労働で息子を亡くした父親としての心情を参

加者に強く訴えました。

#### 5. 厚生労働省ガイドラインや総務省通知 —法律はどうなっていたのか—

総務省は、「労働時間の適正把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについて」(平成29年2月8日付け総行公第19号)、さらには2022(令和4)年1月14日付けで「地方公共団体における時間外勤務の上限規制及び健康確保措置の実効的な運用について」(通知)において「適切な勤務時間の把握」を通知しています。

2022(令和4)年1月14日付けで「地方公共団体における時間外勤務の上限規制及び健康確保措置の実効的な運用について」(通知)では、

- ① 厚生労働省が定めた「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」平成29年2月8日付け総行公第19号により通知。参考3参照)、及び
- ② 安衛法第66条の8の3(長時間労働者に対する医師による面接指導を実施するため

の労働時間の状況の把握義務)の規定に基づき、客観的な方法により勤務時間を把握する必要があること、と記載しています。

### 6. おわりに

甲府地裁提訴後も甲府市は、いまだに、職員は自己申告で労働時間管理が行われています。甲府市は、総務省通知にも反する労働時間管理のやり方を是正し、客観的な方法による勤務時間の適正な把握を実施すべきです。

敦司さんも、甲府市において適

正な労働時間把握が行われ、長時間労働での産業医面談や医師による診察が行われていれば、過労自死することはなかったと思われれます。

今回の甲府地裁判決を教訓として、全国の自治体においても職員の労働時間の適正な把握については、自己申告ではなく厚生労働省及び総務省通知のとおり客観的な労働時間把握を徹底し、一人の労働者も過労死・自死させない取り組みを徹底すべきです。



(山梨ユニオン 村山誠一)

## 悪性リンパ腫・S状結腸がん業務外

### 福島●東海第二・福島原発の元労働者

Tさん(現在52歳)は、1991年9月に福島第一原発、1999年6月に東海第二原発で配管保温作業に従事した。さらに、2011年11月～2021年3月には福島第一原発で、作業員に防護服、安全靴、マスクを配布したり、休憩所にシートをはる作業を行った。それ以降、楢葉町や大熊町での除染作業に従事し、2019年7月からは中間貯蔵施設の交通誘導員として働いていた。

2021年7月、体調に異変を感じ地元の病院を受診。精密検査の結果、悪性リンパ腫と診断され、2023年7月にはS状結腸がんも発症した。

Tさんは、悪性リンパ腫やS状

結腸がん発症の原因は原発での放射線被ばくによるものと確信し、富岡労働基準監督署に労災請求した。

電離放射線障害の労災事案については、すべて労基署から厚生労働省にりん何され、「電離放射線の業務上外に関する検討会(以下「検討会」)で検討され、労災を認定するかどうか判断されている。

Tさんの労災請求は、2024年9月9日の第90回検討会にかけられた。9月下旬、同署は検討会の報告書に基づき、Tさんに悪性リンパ腫及びS状結腸がんは労災とは認められないとの決定を通知した。

富岡労基署は、Tさんの労災を認めなかった理由を次のように説明している。

#### (1) 悪性リンパ腫の発症リスクは白血病の5分の1

悪性リンパ腫は、一般にリンパ性白血病の類縁疾患とみなすことができる。白血病の認定基準(昭和51年11月8日基発第810号)「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準について」に定められている放射線被ばく線量を参考として判断し、悪性リンパ腫のリスクは白血病のおおむね5分の1に相当するものと判断し、業務起因性を認める場合の被ばく線量は25mSv(5mSv×5倍)×(被ばく業務従事年数)以上となる。

Tさんの累積被ばく線量は、放射線管理手帳等の記録から6.4mSvと認定。

白血病の認定基準に準拠し、被ばく開始後1年以上は経過しているが、Tさんの累積被ばく線量は25mSvに満たない。

#### (2) 被ばく線量100mSv未満は業務起因性を否定

結腸がんを含む全固形がんは、被ばく線量が100から250mSv以上において統計的に有意なリスク上昇がみられるが、100mSv未満での健康影響を認めるのは困難であるとされている。業務起因性を認める場合の被ばく電量は100mSv以上、かつ、被ばくから発症までの潜伏期間は5年経過していることが必要。Tさんは、潜伏期間5年は上回るものの、累積被ばく線量が100mSvに満たない。

以上のことから、Tさんに発症した悪性リンパ腫及びS状結腸がんは電離放射線にさらされる業務による疾病とは認められず、労災不支給処分と判断した。

富岡労基署の決定は、「検討会」の報告書どおりに、悪性リンパ腫、S状結腸がんの双方とも、被ばく線量が少ないことをもって業務との関連性を否定しているのである。

Tさんはただちに労災不支給処分決定の取り消しを求めて、福島労働局の労災保険審査官に

審査請求をし、保有個人情報の開示請求の手続をとった。

幸い、悪性リンパ腫、S状結腸がんの治療も順調に進んでおり、健康状態も良好とのこと。

池田実さん（原発関連労働者ユニオン）と飯田勝泰（東京労働安全衛生センター事務局長）がTさんの審査請求の代理人となり、労災認定の取り組みを支援していく。

引き続き、Tさんの闘いに  
ご注目、ご支援ください。  
(東京労働安全衛生センター)

## あらかぶ裁判提訴8周年で集会 東京●電離放射線がんの労災認定問う

裁判提訴から8年がたつ2024年11月30日午後、東京・文京シビックセンター区民会議室で、「あらかぶ裁判提訴8年報告集会」が開催された。

あらかぶさん（当時36歳）は、2011年11月～2013年12月、東電福島第二原発、九電での定期点検業務、東電福島第一原発での事故収束業務に従事した結果、2014年1月、急性骨髄性白血病を発症した。

2015年10月に白血病は労災認定され、また、生死をさまよう過酷な治療によるストレスで発症したうつ病も労災が認められ、現在も療養を続けている。あらかぶさんは、白血病を発症したのは原発におけるずさんな放射線管理

による被ばくが原因として、2016年11月、東電、九電を被告として東京地裁に損害賠償請求訴訟を提訴した。

その後私たちは、あらかぶさんの裁判を支援するために、「福島原発被ばく労災損害賠償裁判をさせる会」（通称：あらかぶさんを支える会）<sup>\*1</sup>を結成し弁護士と協議しながら、裁判での主張・立証活動への助力、裁判の傍聴や報告会の開催、公正裁判を求める署名活動、あらかぶ裁判への支援をひろげる集会などを開催してきた。

2024年3月13日、第23回日頭弁論が関かれて以降、原告・被告双方の代理人による進行協議が続けられている。

報告集会では、まず、「裁判の経過と現状報告」<sup>\*2</sup>について事務局のなすびさんが説明。次に、あらかぶ裁判弁護団の木下哲郎弁護士から、原告の主張のポイントとなる低線量被ばくと発がんリスクに関して、津田敏秀氏（岡山大学）の疫学的意見、崎山比早子氏（元放射線医学総合研究所）の生物学的意見、黒川真一氏（元高エネルギー加速器研究機構）の物理学的意見について、スライドを使って解説していた。

そして、北九州からかけつけたあらかぶさんが登場。「自分は少しでも東北のためになればと勇気をもって福島原発に行ったのに、その気持ちを東電は踏みこたえた。被ばくが原因ではなく喫煙や飲酒のせいにして、低線量では白血病は起きないという。働いている人を東電、国は面倒を見てくれるのか？こうして東京にきて支援者の皆さんに会い、励まされることで今はやる気がわいてきた。被ばくを受けている人たちの労災認定基準のハードルを下げるためにも頑張っ闘っていきたい」と訴えた。

続いて、悪性リンパ腫とS状結腸がんを発症していた元原発労働者のTさん（いわき市）と東京労働安全衛生センターの飯田勝泰さんが労災認定の取り組みについて報告した。2024年9月末、富岡労基署はTさんの労災を認めず、不支給処分とした。その理由は、Tさんの被ばく線量が6.4mSvであり、100mSv以下の発がんリスクは認められないとい

うものである。まさに、あらかじめ裁判の論点と同様に、厚生労働省の「100mSv安全論」による労災認定の考え方との闘いでもある。現在、Tさんは審査請求で闘いを進めている(別掲記事参照)。

最後に、神奈川労災職業病センターの川本浩之さんが、「電離放射線によるがんの労災認定基準の見直し」について問題提起を行った。

今後、裁判ではあらかじめさんが受けた損害について主張するとになっている。それが終われば、ほぼ原告・被告双方の主張、立証が出そろるかたちとなり、裁判は次の事実調べの段階に移行するものと思われる。

今回の第24回目の口頭弁論の期日は未定ですが、引き続き、あらかじめ裁判にご注目、ご支援ください。

(東京労働安全衛生センター)

※1 あらかじめさんを支える会

<https://sites.google.com/site/arakabushien/>

※2 配布資料の「あらかじめ裁判経過・現状報告」(なすび)を一部要約して紹介します。

### 3. 重要な論点

あらかじめさんの体験した収束・廃炉作業では、杜撰な安全対策や違法な放射線計測、さらに危険手当の中抜きなど、いくつもの労働問題が指摘できる。また、裁判の中でも元請の報告を鵜呑みにする(=元請の責任にする)東電の不作為と無責任さが浮き彫りになっている。

しかし、この裁判は原子力損

害賠償法に慕づく損害賠償なので、電力事業者の過失の有無は焦点にならず、基本的にはあらかじめさんの仕事での被ばくと白血病の因果関係が争点となる。その中で、因果関係がないとする電力事業者(及び国・業界)の誤った線量評価や理解、放射線防護上の制度問題を明らかにする裁判となっている。それゆえ、一人の労働者の損害賠償請求や労働問題の枠組みでは収まらない問題提起となっており、この裁判の判決は大きな社会的影響・波及効果を持つと考えられる。

#### (1) 外部被ばく線量の過小評価と空間線量からの推定線量

あらかじめさんの記録上の被ばく線量は19.78mSv。しかし、実際の被ばく線量は記録量よりも多い。作業中、胸に付けたAPD(個人線量計)では、福島第一原発現場のように放射性物質が四方八方にある作業環境では、1.4~1.7を乗じる補正を行い、個人線当量を求めなければならない。あらかじめさんの労働現場における空間線量率とそこで働いた時間の合計から、実際の被ばく線量を推定すると、少なくとも33mSv以上となる。

#### (2) 「100mSv以下の低線量被ばくと発がんは科学的に因果関係が認められていない(100mSv安全論)」の問題

100mSv安全論を正しいと示す科学論文はない。100mSv安全論は虚偽。100mSv以下でも健康影響がある論文は数多くあり、多くの公表データを用いて

100mSv以下の被ばくによるがん上昇に関するテーマのメタ分析研究で、低線量電離放射線による過剰ながんリスクが直接裏付けられている。

#### (3) 低線量被ばくによるがん・白血病の発症におけるLNTモデルの妥当性

放射線の生物学的影響放射線により切断されたDNA二本鎖のうち、誤修復部分に変異しがん総胞となる。わずかな放射線でもそれに応じた傷害作用があり、蓄積されていく。疫学調査からは、低線量率の線量あたりのがん死リスクは、高線量率より高いかあるいは同等。放射線被ばくによるがんリスクがLNTモデルに従うことの物理的根拠: DNAの二本鎖切断を引き起こすのは1本の二次電子線によって引き起こされる場合がほとんどであり、これには閾値がなく、被ばくの影響は被ばく線量に比例する。

#### (4) 疫学、放射線生物学から100mSv以下の低線量でのLNTモデルを妥当とする最新論文が近年多数出されている。

INWORKS疫学研究(INWORKS2023論文)は、フランス、英国、米国の核従事者30万993名及び合計1070万人年の追跡調査であり、10万3553人の死亡、うち2万8089人は固形がんによる死亡。低線量域でも累積線量と固形がん死リスクの関係に閾値はなく、LNTモデルが妥当。むしろ低い累積線量範囲(0~100mSv)に限定すると、線量当たりのリスクはかえって高くなる(推定値は約2倍)。

ローリエ他2023論文は、この10年間に放射線生物学と疫学の両方で得られた知識による低線量でのがんリスクをまとめた。放射線生物学では、突然変異事象からならう発がんの初期段階は、10mGyという低い線量から線形反応を示す。疫学では、100mGy以下の線量レベルで放射線防護の自的のためLNTモデル以上に適切な線量リスク関係はない。急性骨髄性白血病と急性リンパ芽球について、線量とリスクの有意な関係が示され、小児白血病

の過剰リスクが50mGyまで低線量範囲に及ぶことは、現在ではほとんど疑う余地がない。

※LNTモデルとは：放射線の影響を示す時に、放射線の累積線量と健康影響（例えばがん死亡）の関係が、閾値のない直線となると仮定した仮説のこと。健康影響の中では、がんのように確率的影響と考えられているものについて、この仮説が用いられることが多い。

（公益財団法人放射線影響協会）



の関連会社であるB社が運営する訪問看護ステーションでも夜間オンコール（自宅待機）の仕事をしていた。後者は月に数回シフトに入るだけで、まず電話がかかってくることはない。

Mさんは、2023年3月6日に社で事故に遭って休業を余儀なくされた。幸い初日余で職場復帰できた。労災保険では複数の事業場で働いている場合、合算するかたちで支給される。ただ、MさんはB社のことで事故前に管轄の横浜北労基署に相談に行ったことがあり、その時に「労働ではない」と言われたためA社のことしか伝えていなかった。

2023年8月3日、Mさんは再びA社で事故に遭い休業を余儀なくされた。重傷だったため、B社でのシフトも9月まで組まれていたが、10月からはシフトから外れた。二度の労災について横浜北労基署は、2023年10月20日に3月10日～3月30日の休業補償を支給し、同年11月2日に8月8日～10月3日の休業補償を支給した。Mさんは11月20日付で10月4日以降の休業補償を請求した。

復命書によると、11月22日にMさんから、休業補償が給付されている期間中に社の「出勤日」（といっても自宅にいただけで出勤していない）がある旨の申し出があり、複数事業場労働者として休業補償の給付基礎日額を再度算定し直すことになった。その結果、すでに3月13日時点で「軽易な作業に従事している状態であり、労災の休業給付支給要件を満たしているといえない」と決

## 労災打ち切りに返金まで要求 神奈川●労基署の不当な決定を撤回させる

労災保険制度は、労災被災者が自己負担なく治療を受けるとできて、働けない間の賃金を一定補償するものである。ところが、まだ治っておらず職場に復帰することもできない状態なのに、一方的に労働基準監督署が「軽作業可」という理由で補償を打ち切るケースが見受けられる。今回紹介するさんは、打ち切りどころか返金まで求められ、「労災では対応できないので生活保護」とまで言われた。

当センターには、インターネットでみたということで労災審査請求の相談が多数寄せられている。いったん労災が不支給になったということは、いわゆる「困難ケース」が多い。労働基準監督

署の調査や会社に対する不満を訴える方も少なくない。実は、Mさんからのメールはとても短いものだった。「不服申し立てを検討中です。ご相談料金を教えていただきたいです」。それだけだった。相談するにもお金がないもつとも救済されるべき人である。審査請求であれ何であれ、センターの相談は無料であること。活動の趣旨に賛同してもらえれば会員になってもらったり、うまくいったときに寄付金をあくまでも任意でいただくことなどをお伝えした。

Mさんは2人の子育てをしながら、A社が運営する放課後等デイサービスの事業場でバイト労働者として働いていた。障害のある児童のケアをする。同時にA社

めつけた。つまり、3月13日以前の休業補償給付は追加給付する一方で、3月14日以降の休業補償給付を「回収」する、その結果、2024年4月12日付で、差し引き51,475円を返金するようにと決定された。驚いたMさんが労基署に連絡をしたところ、8月の労災についても同じ考え方で、シフトに入った日以降の休業補償は不支給、返金を求める可能性が高いとのことであった。Mさんは労災事故により歩行困難である上、2024年2月に第3子を出産しており、到底働ける状態ではない。これでは生活できないと訴えたMさんに対し、職員は、「労災保険では対応できないので生活保護を」と言い放ったのである。

詳細を確認したセンターは労基署に電話し、審査官の決定取り消しを待つまでもなく自ら決定を取り消すよう求めた。Mさんはシフトに入っただけである。歩くのが難しい人が、電話を取れるからといって労災を打ち切られる理由にはならない。3月も8月も9月も実際に電話は一本もかかってきていない。しかし、労基署は決定を取り消そうとしない。やむなくMさんは労働保険審査官に審査請求するとともに、センターが直接出向いて事情を説明した。審査官は、事情は理解したが審査は審査として進めるしかないとのことだった。

6月1日、Mさんあてに労基署から、6月19日までに入金するよう通知が届いた。センターは7月の労基署交渉で、4月の決定を取り消し、B社から賃金が支払われている

日について早急に休業補償を給付するよう求めた。しかし、労基署はあくまでも決定を改めようとしなない。8月23日、労基署から2023年8月の事故についての休業補償決定の変更決定通知が届いた。

9月のB社でのシフトに入っている日以降も支給するとの内容であった。これは明らかに3月の休業補償を返還せよという決定と矛盾する。センターは9月24日、4月の決定の変更を求める要請書を労基署に提出した。

何の連絡もないため10月16日に、11月18日8予定の口頭意見陳述に向けて、労基署に対し、電話を待つだけで就労可能だと判断した医学的根拠を問う質問書を審査官に提出した。

ついに労基署は10月22日付けで、4月の決定を再度変更するという通知をMさんに送付してきた。

第1に、残念ながら労基署には被災労働者に寄り添う姿勢に欠ける職員が存在する。初年も前の話だが、かつて横浜北労基署の労災課長は港湾被災者を呼び出し、「入口があれば出口もあ

る」と言って症状固定の同意を強く求めたことがあった。こうした職員（ごく一部だと信じたい）は、放課後等デイサービスや訪問看護ステーションの仕事がどれほど大変なものかを理解しようとしなない。だからこそ安易に「軽易な作業に従事」等という作文ができるのだ。Mさんのようなケースはあってはならない。二度と起きないようにしてもらいたい。

第2に、副業やダブルワークの労災についてである。たしかに、休業補償の算定は合算されるようになったが、労基署が、Mさんのようにもうひとつの軽作業ならできるといって症状固定を強く勧めることもあり得る。逆に会社は、軽作業しかできない人を職場に戻したくないだろう。退職勧奨したり、復帰の際に労働条件の切り下げをしてくる可能性もある。自社には労災発生責任など皆無なのだから、職場改善の動機付けなど皆無である。副業のリスクは大きく、ダブルワークを余儀なくされている労働者の権利は総合的に保障されなければならぬ。

(神奈川労災職業病センター)



## 一日のサマーフィールドワーク

東京●製缶現場・移住労働者・石綿被害

昨年から再開されたサマーフィールドワーク。今年は台風の影響で日程を1日のみに短縮し、8

月30日に開催した。テーマは、「ものづくり現場の安全、移住労働者との共生、アスベスト被害を学

ぶ」。都内の大学で産業保健を学ぶ学生など11名の方が参加された。

午前中のセッションでは、江戸川区平井にある江戸川製缶株式会社（エドガワ）の工場を見学した。同社は1947年の創業。主に印刷用インキ缶の製造を行っている。工場では複数の製造ラインが稼働し、金属からインキ缶をプレス加工していく。かなりの騒音が出る機械もあるし、缶の加工の中で有機溶剤を使用する工程もある。最近、製造ラインを増設したとのことで、多くの社員のみなさんが忙しく働いていた。

この工場では、長年にわたり参加型安全衛生活動を行ってきた。当日の工場見学では、まず、安全衛生活動の担当者の方から工場の現在の事業概要などをうかがったうえで、アクションチェックリストを片手に工場内をまわり、現場の良い点をチェックしていった。工場見学の後、センターに戻ってグループワーク。2つのグループに分かれて、チェックリストをもとに、見学した現場の安全衛生について良かった点や改善点を出し合った。グループワークで出された「良かった点」と「改善点」については、後日、江戸川製缶の皆様にお伝えし、同社での安全衛生活動の参考にしている。

午後のセッションの前半は、「移住労働者との共生社会」がテーマ。最初に、東京安全センターのスタッフから、日本社会における移住労働者の現状と、労災相談の現場から見えてくる状況

を説明した。

国の統計によると、日本に暮らす在留外国人は右肩上がりであり、2023年は過去最高の341万人となり、白本国内の職場で働いている外国人の数も過去最高の204万人となっている。中小零細の現場を中心に、製造・建設・農業・漁業・サービス業など各地の現場は、多くの移住労働者の人々によって支えられている。その一方で、技能実習生をはじめ不安定で弱い立場に立たされている移住労働者も多く、労災補償をはじめ労働者の権利も十分に守られていない実態がある。

今回は、ミャンマー（ビルマ）から難民として来日し、その後、十数年にわたり日本で働いてきたAさんをゲストに迎え、彼の経験を参加者の皆さんに語っていただいた。Aさんは長年、都内の飲食店に正社員として勤務し、野菜や肉を串にさす「串打ち」の仕事をしてきた。1日に何百本も串打ちをする中で、左親指の付け根の関節症（CM関節症）になってしまった。現在は休職して治療に専念しつつ、労災申請をしている。職場で白本人の同僚からきつく当たられた経験など、移住労働者が日本の職場で直面する問題について語ってくれた。Aさんは、故郷に一度帰りたいという思いもあるという。しかし、その故郷のミャンマーは、いま軍事政権のクーデターによる内戦の真っただ中にある。母国から遠く離れ、日本で懸命に働いてきたAさんの話に、参加者の皆さんは聞き入っていた。

また当日は、Aさんのお子さんで大学生のBさんも通訳として参加し、同世代の参加者の皆さんと交流していた。

今年はプログラムを短縮したため、午後のセッションの後半で、アスベスト（石綿）が原因で起こる職業性の疾患について取り上げた。このセッションでは、東京安全センターの代表理事で、亀戸ひまわり診療所で職業病の診察・治療にあたってきた平野医師が講師となり、アスベストが原因で発症する中皮腫や肺がん、石綿肺などの疾患について説明した。

業務などで石綿を大量に吸い込むと、長い潜伏期間の後で、肺の細胞が次第に壊され「石綿肺」という病気を発症することがある。一方、石綿以外にも、様々な粉じんが原因となって、肺の細胞が壊されて肺機能が低下する「じん肺」という職業病が起こる。今回のセッションでは、石綿が原因で起こる疾患の話に加えて、そうした「じん肺」の問題も取り上げた。

「かつて医学界では、一部の種類の粉じんだけが『じん肺』の原因になると言われていた。しかし、実際には、水に溶けない性質を持つ粉じんであれば、すべて肺に入ると『じん肺』の原因になる。職業病の問題に取り組む医師たちがその危険性を明らかにしてきた。鉱物の粉じんだけでなく、植物性の粉じんでも、『じん肺』は起こる。『じん肺』は決して過去の話ではない」という平野医師の話に、参加者から驚きの声が上がっていた。

今年は日程を1日に短縮したため、やや駆け足のプログラムになってしまった。それでも参加者が記入してくれたアンケートでは、「アスベストは過去の問題と思わず、現在・未来を考えて予防していきたい」、「共生ということを改めて考えていきたい」、「実際

の労働現場を学ぶことができた」などの感想が寄せられ、高評価をいただいた。

次年度は、より充実した内容にして、学生や社会人の皆さんにフィールドワークを体験して



もらいたいと思う。  
(東京労働安全衛生センター)

場の担当者や下請け事業所にとどまっている。

例えば、セアベスチールは、処罰法施行後、5件死亡事故を起こしているが、社長の拘束、取り調べはなかった。

他の会社でも事故は多く起こっているが、元請けの社長が処罰されたのは1~2件、それも罰金刑にとどまり、拘束や取り調べはない。処罰されることがほとんどなく、あっても軽いため、労働条件の改善がなかなか行われぬのだ、ということである。

次に、産業安全保険法だ。

これは、現場の安全措置を管理する法律で、処罰法が事故後のための法律とするなら、この法律は事故を未然に防ぐための法律と言える。

しかし、この法律については、2つ大きな問題がある。

ひとつは、人員が圧倒的に不足していることだ。例として、全北では数千の事業所があるが、同法に基づく監督官は2名である。なので、どうしても、現場を直接調査するようなことは少なくなり、書類だけの簡便な管理になってしまう。チョンジュ市のリサイクルセンターも、この法律だけの話ではないだろうが、人員が足りないという理由で、ガス濃度のチェックが行われていなかった。そこかしこで行われる建設工事の現場も、直接監視している余裕はない。

もうひとつは、法の適用外になる範囲が大きいことだ。まず、従業員5名以下の事業所は法の適用外である。全北では、事業所数でいうと、なんと80%程度が5名

# 日韓の労働安全衛生問題で交流

## 大阪●民主労総全北本部より訪問団

2024年10月2日から6日にかけて、韓国の労働組合のナショナルセンターである民主労総の全北本部より、7名が訪日した。目的は、日本の労組や活動家との交流、応援や勉強会等だ。

その中で、10月4日の午後3時から、交流の一環として、訪日団と関西労働者安全センターとの懇親会が開かれた。その内容を下記にまとめる。

### 1. 死なずに働ける権利のため

まず、関西労働安全センター事務局長の田島から開会の挨拶があった後、訪日団の一人である、民主労総全北本部の本部長イ・ミンギョンさんから、韓国での労働における課題を報告していただいた。

韓国の全北特別自治道では、2024年4月から9月にかけて6件死亡事故が起こったが、その大部分が、墜落、挟まれ、衝突など、従来から続く昔ながらの原因

だった。

この従来型の事故は、建設業で特によく起こる事故だが、その理由は、安全措置の不足と、無茶な工期設定である。

また、チョンジュ市のリサイクルセンターでは、5月に爆発事故が起こり、5名が死傷した。リサイクルセンターに対して、民主労総は、定期的なガス濃度のチェックを提起していたが、ずっと行われておらず、今回の事故となった。

こういったことが起こる原因とは何だろうか。イさんは、2つの労働法に関連づけて説明された。

まず、重大災害処罰法である。韓国では、2022年1月27日から、重大災害処罰法という法律が施行された。これは、重大な被害を伴う労働災害が起こった時、経営責任者（通常は代表理事）や安全管理責任者に責任を問うもので、その範囲は元請の責任者にまで及ぶ。しかし、2024年10月の現状として、処罰はほとんど現

以下の事業所である。また、請負という雇用形態をとりがちなプラットフォーム労働者、感情労働者、教育労働者の大部分がこの法律の適用外となってしまう。

監督する人員が足りないことと、適用範囲が限定的なことが、危険な職場環境の放置につながっているということだ。

民主労総としては、まずこの2つの法律が、すべての労働者に適用され、適切に施行されるよう、政府に向けて取り組んでいる。また、過密労働によって事故が起きないように週4日労働制を訴えると同時に、危険な環境での仕事を未然に防ぐために、作業中止権を労働者個人だけでなく、労働組合として行使できるよう交渉している(現状、作業中止権は個人で行使することになっており、行使後の会社から本人への不利益な扱いを防げない)。すべての労働者が死なずに健康に働ける権利を、安全に、幸せに、家族のために働ける権利を保障するために、これからも取り組んでいくとのことであった。

## 2. 日本の労災の移り変わり

次に、関西労働者安全センターの西野から、労災などのデータから見た近年の日本の労働安全衛生の流れを、3つの事項から説明していただいた。

まず1つ目は、死亡者数の減少と、休業4日以上死傷者数の増加である。

日本では、労災による死亡者数は、1996年に2,316人だったが、そこから2021年までほぼ継続して

減少し、754人にまでなっている。一方で、休業4日以上死傷者数は、2009年の105,718人を最小として、2021年に135,371人にまで年々増えている。

その理由を推測するデータとして、事故原因のトレンドの変化がある。休業4日以上死傷者数について、1996年から2020年にかけて、はさまれ、墜落の事故が減少し、転倒、動作の反復の事故が増加している。ここから推測できるのは、設備要因の事故は、安全カバーや緊急停止装置、ハーネスの義務化などの対策によって減少しているが、行動要因の事故は、高齢の労働者の増加によって増えているのではないかということである。今後は、いまままでどおりの装置や現場への対策は行いつつ、加えて高齢の労働者の事故対策というものが必要になってくる。

2つ目は、精神疾患の患者数の増加である。

精神障害による労災の請求件数は、1998年は47件だったものが、2003年は341件、2013年は1,257件、2023年は3575件となっている。今後もしばらくは加速度的に増え続けることが予想される。メンタルヘルスの対応については、ストレスチェック制度やその集団分析などが制定されて行われているが、闘に見えて効果が上がっている、役立っているとは言いがたい状況であり、どうしていくか考える必要がある。

3つ目は、隠れた農作業者の事故の多さである。

厚生労働省が発表した、2020

年に労災で死亡した農業者は17名だ。しかし、農林水産省が発表した2020年の農作業死亡者は270人なのである。つまり、死亡者の内、253名が労働者でないと判断され、労災のデータ上は隠れた数値になっているのである。2020年の建設業の労災死亡者は258名のため、実際の農作業での死亡者はそれを超えていることになる。なので、農業者の安全衛生対策は重要な課題である。

また、農林水産省のデータでは、農作業死亡者の割合で、2020年には65歳以上の死亡者が84.8%となっており、こちらの方でも高齢者対策を講じる必要がある。

## 3. フリーディスカッション

その後は、フリーディスカッションとして、お互いに思うことや質問をするかたちになった。午後4時30分ですぐ中断、休憩、その後6時30分から再開して、関西労働者安全センターの運営協議会を兼ねながら8時30分まで議論は続いた。全部書く大変な分量になるので、主な話題やそのやりとりを下記にまとめてみる。

- ・日本で労災が減ったのはなぜか。労働安全衛生法で罰則が決まったことと、建設業だけで言うと、労災を起こした企業はしばらく公共事業の入札に参加できないことが影響している。
- ・現場を回ることの重要性
- ・精神疾患の労災に関する処罰について、日本では長時間

残業は法規制により処罰があるが、ハラスメントは法的な処罰はなく、被害者が損害賠償請求をすることになる

- ・ 労災での経営者の処罰について、法的に処罰されることはほぼなく、被害者自身が損害賠償請求することになる。
- ・ 日本の公務員労組について。日本にもあるが、組織によって活気はバラバラ。今は全体的に勢いも弱まっている印象。
- ・ 韓国では労組主体で新聞に働きかけ記事を発信するが、日本はそもそも労働問題がニュースならないこと。
- ・ 民主労総が別の労組の事業に協力して解決した事例。
- ・ 安全センターと労組が協力して現場改善した事例。
- ・ 労働組合に入るのを嫌がる人について、日本はそういう傾向が強いが、韓国でも同じ傾向があるという話

などである。印象的だったのは、民主労総の人が、何をしゃべるにしても、かなり自信満々にしゃべることである。通訳を介しているのに解釈違いはあるかもしれないが、「民主労総が関わった事件は労働者の勝利として解決してきた」とか、「民主労総は大きな組織だからそれができていると思う」など、勢いのすごさを感じた。ただ、医師と協力しながら問題解決するというのは民主労総ではあまりないようで、安全センターが医師とともに、ある現場のフォークリフトの振動障害について取り組んだことなどは興味深く聞いてくれたようだ。また、韓国の労災死

亡事故件数に対して日本の件数が少ないことについても思うところがあったようである。

以上が民主労総全北支部の訪日国と関西労働者安全センターの懇談会のレポートである。個人的な感想として、民主労総の勢いに対して、日本の労働運動は弱いイメージの話し合いになったが、それは逆に、日本全体

の傾向として、運動が弱くてもなんとかなるような環境になってきているということでもあるのだろう。いつか、労働者運動みたいなことがなくなっても平気な社会にするために、今は相談に真摯に対応することから進めていく。

(関西労働者安全センター  
西野方庸)



## 半導体工場の筋骨格系疾患 韓国●労災申請はほとんどなし

### ■サムソンの手動工程の職員、79%に「筋骨格系疾患」

サムソン電子の半導体生産ラインの中で最も老朽化した器興事業場の8インチ生産ライン(6~8ライン)で働く労働者のほとんどが、筋骨格系疾患などを病んでいることがわかった。

全国サムソン電子労働組合(全サム労)が7月24日~8月12日、器興事業場の製造職群の労働者を対象に、オンラインでアンケート調査した結果、回答者136人の内107人(78.7%)が「筋骨格系疾患と診断された」と答えた。うち91.2%の124人は、8インチラインの労働者だった。手動工程製造職群の労働者は1200人余りで、考朽工程で働く労働者の10%が調査に応じた。疾患としては、手根管症候群(複数回答・38.2%)が最も多く、椎間板ヘルニア(29.4%)、指関節炎(16.9%)な

どが続いた。

それでも労災申請はほとんどなかった。サムソン電子は「2010年以後、8インチ半導体生産ラインで、筋骨格系疾患を理由にした労災申請は1件」と説明する。

「労災保険で治療を受けなかった理由」は、回答者の95人(複数回答・69.9%)は、「労災保険で治療を受けられるという事実を知らなかった」と答えた。次に「手続きが難しくて」(36.8%)、「不利益の憂慮」(36.0%)などがあげられた。

サムソン電子の関係者は、「入社時に労災申請の手続きなどを教育し、以後もオンライン産業安全保健教育をしている」、「イントラネットと社内病院、筋骨格系疾患センターなどには案内資料も備えている」と話した。

サムソン電子が健康保険の非給与項目を含め、職員の医療費

を支援しているということも、労災申請をためらう理由になる。煩わしい労災申請より、手軽な医療費支援を選ぶということだ。

クオン・ドンヒ労務士は、「公傷処理(会社が医療費支給)をすると、該当疾病が業務上疾病なのか個人疾患なのか判らなくなる」とし、「会社が作業環境を改善し、労災を予防する契機が消えることになる」と話した。

2024.9.6 ハンギョレ新聞

### ■「平沢港のイ・ソンホ」を奪った港湾／10年間、240人ずつ労災に遭った

この10年間、港湾で毎年240人余の死傷者が次々に発生している。港湾の特性上、大きな負傷や死亡につながりやすいが、安全は足踏み状態だ。2021年4月、平沢港のイ・ソンホ(死亡当時23歳)さんの労災事故以後に港湾安全特別法が制定・施行されたにもかかわらず事故は減っていない。

10日に国会・農林畜産食品海洋水産委員会のイ・ピョンジン「共に民主党」議員室が雇用労働部から受け取った「最近10年の港湾内の陸上荷役業・港湾運送隙帯事業での事故災害状況」によれば、2015年から今年6月までに全国の港湾で、被災者2315人と死亡者39人が発生した。災害の種類別に見れば「落下」が492人、「転倒」が444人、「ぶつかり」が440人、「挟まり」が328人などで、典型的な野外肉体労働労災の類型が多い。

被災者数を年度別に見ると、

10年間、毎年240人前後を維持し、事故は減っていない。2015年に256人、2016年に230人、2017年に213人、2018年に239人、2019年に241人、2020年に235人、2021年に268人、2022年に262人、2023年には271人など。2024年は6月までに139人が事故災害に遭った。

死亡者数を年度別に見れば、2015年に6人、2016年に6人、2017年に3人、2018年に8人、2019年に3人、2020年に3人、2021年に4人、2022年に1人、2023年に4人だ。2024年の6月までに1人が事故で命を失った。

港湾の安全管理は原則的に海洋水産部が管轄し、2022年8月からは、自律的安全管理体系の構築、安全指導・管理人材の拡充などを内容とする「港湾安全特別法」が施行された。しかし、海洋水産部は、事故の状況さえ具体的に把握していない。事業主は労災発生の事実を労働部に報告しなければならないが、海洋水産部に対する報告義務はない。個別港湾公社も、物流協会などの統計資料を利用して状況をやっと把握しているのが実情だ。

政府が港湾労災をきちんと把握・管理しながら、労働環境を改善すべきだという指摘がされている。イ・ピョンジン議員は、「港湾安全特別法は政府の責任と義務に対する具体的な条項が不備で、補完が必要だ」と話した。

2024.9.10 京郷新聞

### ■ハナオーシャンで下請け労働者が墜落死/今年造船所で「少なく

### とも15人」死亡

巨済のハナオーシャン(旧:大字造船海洋)の造船所で、9日の午後9時、フローティングドックで搭載作業中だった下請け労働者のAさん(41歳)が、約32m墜落した。病院に運ばれたが死亡した。雇用労働部は作業中止の措置をし、産業安全保健法と重大災害処罰法の違反について調査を始めた。警察も正確な事故経緯を調べている。

今年、造船所で死亡事故が増えている。労働部の資料によれば、今年上半期だけで、造船所で10件の事故で14人の死亡者が出た。「造船業ビッグ3」に挙げられるハナオーシャンとサムスン重工業、蔚山HD現代重工業のいずれでも死亡者が出た。巨済の礎石HD(3人)と高城の金剛重工業(2人)、釜山の太鮮造船(2人)では、複数の死亡者が発生する事故が起きた。生産の大部分を担当する下請け・移住労働者が主として被災した。

政府は5月に中小造船会社の事業主と安全保健業務担当者を対象に緊急安全保健教育を行ったが、事故は再び起きた。労働界は、急ぐ作業を強要する多段階下請け構造の解決、下請け労働者の安全保健管理への参加保障などが優先だと指摘する。

2024.9.10 京郷新聞

### ■サムソン電子、「放射線被ばく」に装備の欠陥は認めるも、謝罪に「事故」はなかった

サムソン電子の最高安全責任

者 (CSO) が、5月に器興事業場で発生した放射線被ばく事故について装備の問題を認め、危険要素への備えが不足していたと謝罪した。しかし、謝罪に「事故」という表現はなく、重大災害処罰法を避けるためという批判が出ている。

サムソン電子の最高安全責任者のユン・テヤン副社長は13日、社内掲示板に器興事業所の放射線被ばく事故について、「初期対応の過程で、(放射線被ばくに遭った)お二人の心を十分に推し量れなかった部分をお詫びする」、「役員・職員にご心配をおかけしたことに對し、お詫びする」と書いた。これに先立って、ユン・テヤン副社長は先月29日に、治療中の被爆被害者イ・ヨンギュさんを訪ねて謝った。今回はサムソン電子の全労働者に公開謝罪した。

ユン・テヤン副社長は、「放射線に関連した作業で発生しうる危険要素をより積極的に把握し、備えるのに不足があった」、「今回のことを契機に、事業場内の放射線安全管理に、より一層万全な期す」とした。装備の問題点と交替計画も出し、自主点検で事故が発生した装備と同じ種類の装備2台で、インターロック(放射能遮断安全装置)に問題を見付けて整備し、他の6台も早期に交替する計画。関連機関と製造会社と一絡にもう一度精密点検を実施中で、来年第1四半期までに完了し、製造会社を通じて定期的に点検を受けると明らかにした。

労働者のための安全管理強

化計画では、放射線に被ばくを直ちに認知して迅速に措置できるように、個人別累積線量計の他に、リアルタイム個人放射線警報機を11月末までに全面導入し、社内の放射線安全専門家を大幅に増やし、放射線設備を扱う役・職員教育も強化する計画。事業者の非常対応プロセスも、放射線の被曝に備えて再整備する」とした。

全国サムソン電子労組は「真の謝罪とは言い難い」と話した。

2024.9.13 ハンギョレ新聞

### ■原子力安全委員会、サムソン電子の「放射線被ばく」は安全管理不良と結論

5月にサムソン電子器興事業場で労働者2人が放射線に被ばくした事故は、サムソン電子の放射線安全管理不良のためであることが、原子力安全委員会(原安委)の調査結果で明らかになった。

原安委は26日、第201回の会議を開き、「サムソン電子器興事業場放射線被ばく事件調査結果と措置計画」の報告を受け、再発防止対策など、を話し合ったと明らかにした。原安委は安全装置の「インターロック」の配線が変わって、放射線安全管理者の管理と登督が不十分だったことが事故の原因だと結論付けた。これに対するサムソン電子の責任を問い、最大1050万ウォンの過料を課す。

具体的な調査結果によれば、5月27日にサムソン電子器興事業場で、放射線を発生する装

置の「エックス線蛍光分析装置」(XRF)を整備していた職員2人が被ばくした。被ばく者の線量を評価した結果、2人とも年間0.5シーベルト(Sv)を超過し、その内1人は全身の有効線量の年間50mSvも超過していた。2人は火傷を負って現在治療中だ。

該当装備には、X線の外部放出を防ぐシャッターを開けると作動しなければならない安全装置(インターロック)が作動しないように改造されていた。原安委はインターロックの配線ミスの正確な原因については、捜査依頼することにした。

作業過程の管理でも問題があった。装備の点検時、放射線安全管理者の作業検討と承認手続きが履行されず、装備販売者が提供した機器管理方法や取り扱い禁止事項なども、作業過程で利用されていなかった。

重大災害処罰法が適用されるかもカギだ。重労働部の関係者は、「負傷・疾病については未だ検討段階」で、「産安法違反の有無に関する調査は進行中」とした。

2024.9.24 ハンギョレ新聞

### ■農民「5人に1人」死亡はなぜ? 農業機械事故の死傷者、5年間で4593人

先月30日、全羅南道海南郡のある田圃で、50代の農夫が耕運機にひかれた。病院に運ばれたが、亡くなった。一人で、耕運機を使って作業していて事故に遭ったという。

本格的な収穫シーズンの農村

で、農業機械による死亡事故が続いている。2018年からの5年間で、全国の農村では4500人を超える農民が、農機事故で死んだり負傷したと集計された。

農村振興庁から提出された資料によれば、2018年から2022年までに、全国で農業機械事故で398人が死亡した。5年間で、平均5日に1人の割合で農業機械による死亡事故が発生しているわけだ。

同期間に農村で発生した農業機械による事故は5907件に上る。農業機械による事故は毎年1000件以上発生している。2018年1057件、2021年1121件、2020年1269件、2021年1076件が発生した。2022年には1384件の事故が発生し、前年より29%も増加した。

農業機械の事故では、挟まりが35.5%で最多、続いて転覆・転倒28%、交通事故20%、転倒・転落7%の順だった。

事故は高齢者の多い地域に集中した。人手が足りない農村で、高齢者が一人で作業に出て被害に遭うことが多いためと分析される農業機械の事故がもっとも頻繁に発生した地域は、慶尚北道の1487件、慶尚南道の1003件、全羅南道の697件の順だった。

2024.1.2 京郷新聞

### ■「指切断事故が起きたらこうして」／キャンペーンを始めた大学生たち

製造業の労働者たちが頻繁に遭う指切断の労災事故に、応急処置の重要性を知らせようと大学生たちが乗り出した。

キム・スヨン(同徳女子大)、ソン・ドユン(漢陽大)、イ・ヒチャン(弘益大)、チョン・ソンチュ(カリック大)さんで構成された「両手を守る手袋チーム」は、今月31日まで、指切断応急処置方法を広報する。現場の労働者が仕事をするときにも持っている手袋の表面に、切断事故の応急処置法を印刷した。事故が発生した時に必要な救急用具と切断事故の時の応急処置の手順を記録したマニュアルも準備した。希望する労働者はホームページで申し込むことができる(the-guardian-gloves.com)。

企画チームは、広告会社のHSアドが主催する、大学生対象の公募展(HSAD37回ヤングクリエイターズコンペティション)のために今回のキャンペーンを準備した。提出した企画が本選に進出し、HSアドから実行費300万ウォンを支援され、キャンペーン用品を製作した。

キャンペーンを総括したソン・ドユン(28歳)さんは、「大学入学前に慶南・昌原のエアコン室外機の工場で仕事をしていた時、近く工場で指切断事故が起こった」「公募展を準備して、現場労働者に対して行ったアンケート調査でも、応急処置法を憶えにくいという答が多く、今回の企画を準備した」と話した。チームは、産業安全保健基準に関する規則(安全保健規則)82条によって事業主が備えるべき救急用具に、切断事故に関する応急処置用品がないことにも注目した。

2024.10.7 毎日労働ニュース

### ■緑色病院、全泰壺医療センターの基金調達バザーを終了

新型コロナウイルス感染症で中断されていた緑色病院のバザーが、5年振りに再開された。

緑色病院は11日、病院の前庭とカササギ公園で「十匙一飯バザー」を盛況のうちに行くと明らかにした。緑色病院バザー会は、脆弱階層の医療支援のために、2003年の開院当時から毎年行われてきたが、2020年から昨年まで、新型コロナウイルス感染症によって開催できなかったが、今年再開した。

今回のバザーの販売収益金は、脆弱階層の医療支援だけでなく、2027年下半年に完工予定の全泰壺医療センターの建設基金に使われる。任祥赫病院長は「ご飯10匙が集まって一杯になるように、バザーのために一つ二つの匙を送ってこられた多くの方々のおかげで、盛況のうちを終えることができた」「収益金の全額を、脆弱階層の治療と全泰壺医療センターの建設に使用し、『十匙一飯』の真の意味を具現する計画だ」と明らかにした。

2024.10.14 毎日労働ニュース

### ■半導体労働者「副腎がん」、初の労災認定

半導体労働者の副腎がんを業務上疾病と認定する初めての判決が出た。

ソウル行政裁判所が、Aさんが勤労福祉団体に提起した療養不支給処分取り消し訴訟で、原告勝訴判決を行った。

Aさんは2000年11月から、ハイ

ニックス清州工場（現キーファウンドリー）でエンジニアとして働き始め、半導体ウエハー製造の細部工程のひとつである蒸着（薄膜）工程の設備の維持・補修を担当した。Aさんは該当工程の設備・設備に有害物質の液体ガスを投入したり、直接匂いを嗅いでガス漏れの有無を確認する作業をした。また、設備洗浄のために、部品をフッ酸（HF）水槽に入れてから抜いて、各種の有機溶剤で設備を磨く作業も行った。Aさんの勤務空調のクリーンルームは、半導体の製造過程で発生した有害物質が直ぐにクリーンルームの外部に排出されない構造になっている。

Aさんは37歳だった2020年3月、副腎がんの診断を受けた後、翌年、勤労福祉公団に労災を申請した。勤労福祉公団は、Aさんが業務中に曝露した各種物質と副腎がんの間の関連性を認められる客観的な根拠が確認されないとして、認定しなかったため、勤労福祉公団に対して行政訴訟を提起した。

裁判所は勤労福祉公団の労災不支給処分は不当だと判断した。裁判所は、「副腎がんがAさんが扱った有害物質によって始まる可能性があるということが、医学的・科学的には未だ明らかになっていないが、Aさんが扱った有害物質の種類が非常に多く、有害物質に曝露する環境で長期情勤務した後、一般的な場合よりはるかに早い時期に副腎がんに罹ることになった」とした。続いて、「他に副腎がんの原因に

なるような遺伝子の変異や家族歴もない上に、副腎がんと有害物質が無関係だということもやはり、医学的・科学的に明確に証明されたものでなければ、副腎がんと有害物質の間の相当因果関係を簡単に否定することは難しい」とした。

2024.10.29 京郷新聞

### ■サムソン半導体の下請け労働者の自己免疫疾患、労災認定

サムソン半導体の製造工程に使われるスクラパー（有害ガス浄化装置）設備の維持・補修業務をしていた下請け労働者に発生した自己免疫疾患が、業務上疾病という判決が出た。

ソウル行政裁判所が17日、Aさん（31歳）が勤労福祉公団に提起した療養不支給処分取り消し訴訟で、原告勝訴判決を行ったことが確認された。

Aさんは2017年7月から2020年5月まで、スクラパーなどを生産するユニセムに所属し、サムソン電子華城工場でスクラパー設備の維持・補修を担当した。彼は仕事を始めて1年6か月後の2019年1月から、皮膚炎、脱毛、気絶、妄想などの症状を経験し、2020年7月に、最終的に「全身紅斑性ループス（全身性エリテマトーデス）」という自己免疫疾患と診断された。

Aさんは、「スクラパーの維持・補修業務を遂行中に、狭い作業空間などによって保護具が外れることが多く、有害化学物質に頻りに曝露し、肉体的・精神的なストレスが累積して発病した」として、勤労福祉公団に労災申請を

した。勤労福祉公団は2021年9月に、スクラパー設備の維持・補修作業時に見付けられるガラスケイ酸は、毒性が低い非決定型と確認されるとして、申請を受け容れなかった。これに対してAさんは行政訴訟を提起した。

裁判所は、勤労福祉公団の不承認処分は不当だと判断した。「産業安全保健研究院の疫学調査によると、国内研究の結果、スクラパー設備の維持・補修作業時にガラスケイ酸が発見された。ほとんどが非結晶型ではあるが、結晶製ガラスケイ酸が含まれている可能性も排除できない」とし、「その上、毒性の低い非結晶型といっても、高い投与量では毒性が報告されている」とした。続けて「整理すれば、有害物質への曝露量がどの程度だったのかとは別に、Aさんが扱った設備、作業方法、作業環境に照らしてみる時、Aさんが有害物質に曝露されたという事実は否定し難い」とした。

裁判所はまた、「サムソン電子傘下の別の工場勤労者たちに対する業務上疾病判定書によれば、半導体の製造工程の勤労者たちに、全身性エリテマトーデスが発病したことが確認される」とした。

Aさんは「パノリム」を通じて、「勤労福祉公団は、先端産業の特殊性を口実に勤労者たちの健康を無視せず、社会的な責任と安全網を提供しなければならぬ」と表明した。



2024.10.29 京郷新聞

（翻訳：中村猛）

## 全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881 E-mail: joshrc@joshrc.net

URL: <https://joshrc.net/>

- |  |   |
|--|---|
| 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター<br>〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4階                          | E-mail <a href="mailto:safety@rengo-hokkaido.gr.jp">safety@rengo-hokkaido.gr.jp</a><br>TEL (011) 272-8855 / FAX (011) 272-8880<br><a href="http://www.hokkaido-osh.org/">http://www.hokkaido-osh.org/</a> |
| 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター<br>〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階                                   | E-mail <a href="mailto:center@toshc.org">center@toshc.org</a><br>TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766<br><a href="http://www.toshc.org/">http://www.toshc.org/</a>                                     |
| 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター<br>190-0012 立川市曙町3-19-13 フォーサート立川104号<br>三多摩合同労組気付                    | TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024   |
| 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター<br>〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505                           | E-mail <a href="mailto:k-oshc@jca.apc.org">k-oshc@jca.apc.org</a><br>TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948<br><a href="https://koshc.org/">https://koshc.org/</a>                                       |
| 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター<br>370-0846 高崎市下和田町5-4-3 国労高崎地本内                                      | E-mail <a href="mailto:qm3c-sry@asahi-net.or.jp">qm3c-sry@asahi-net.or.jp</a><br>TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540  |
| 長野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター<br>〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階                              | E-mail <a href="mailto:ape03602@go.tvm.ne.jp">ape03602@go.tvm.ne.jp</a><br>TEL (0263) 39-0021 / FAX (0263) 33-6000  |
| 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会<br>〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1   | E-mail <a href="mailto:roushokuken@be.to">roushokuken@be.to</a><br>TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420<br><a href="https://www.nagoya-rosai.com/">https://www.nagoya-rosai.com/</a>                   |
| 三重 ● みえ労災職業病センター<br>〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル  | E-mail <a href="mailto:QYY02435@nifty.ne.jp">QYY02435@nifty.ne.jp</a><br>TEL (059) 228-7977 / FAX (059) 225-4402  |
| 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議<br>〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F                              | E-mail <a href="mailto:kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp">kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp</a><br>TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145  |
| 大阪 ● 関西労働者安全センター<br>〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3 JAM西日本会館5階                                  | E-mail <a href="mailto:info@koshc.jp">info@koshc.jp</a><br>TEL (06) 6476-8220 / FAX (06) 6476-8229<br><a href="https://koshc.jp/">https://koshc.jp/</a>   |
| 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター<br>〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DATEIビル3階                                | E-mail <a href="mailto:npo-hoshc@amail.plala.or.jp">npo-hoshc@amail.plala.or.jp</a><br>TEL (078) 382-2118 / FAX (078) 382-2124<br><a href="http://www.hoshc.org/">http://www.hoshc.org/</a>               |
| 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター<br>〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内                               | E-mail <a href="mailto:oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp">oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp</a><br>TEL (086) 232-3741 / FAX (086) 232-3714  |
| 広島 ● 広島労働安全衛生センター<br>〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号                                    | E-mail <a href="mailto:hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp">hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp</a><br>TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123  |
| 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター<br>〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内<br>〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり | TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090<br>/ FAX (0858) 23-0155   |
| 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター<br>〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内                             | E-mail <a href="mailto:info@tokushima.jtuc-rengo.jp">info@tokushima.jtuc-rengo.jp</a><br>TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113  |
| 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター<br>〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28                                      | TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953   |
| 大分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター<br>〒870-1133 大分市宮崎953-1(勤労者医療生協本部)                             | TEL (097) 568-2299 / FAX (097) 568-2317   |

SHRC JOSHRC



安全センター情報 2025年3月号(通巻第534号) 2025年2月15日発行(毎月1回15日発行)  
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円  
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議  
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

JOSHRC : Japan Occupational Safety and Health Resource Center  
Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan  
Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881  
E-mail : joshrc@joshrc.net URL : <https://joshrc.net/>